

第Ⅲ章 中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想 の現況整理及び成果検証

第Ⅲ章 中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想の現況整理及び成果検証

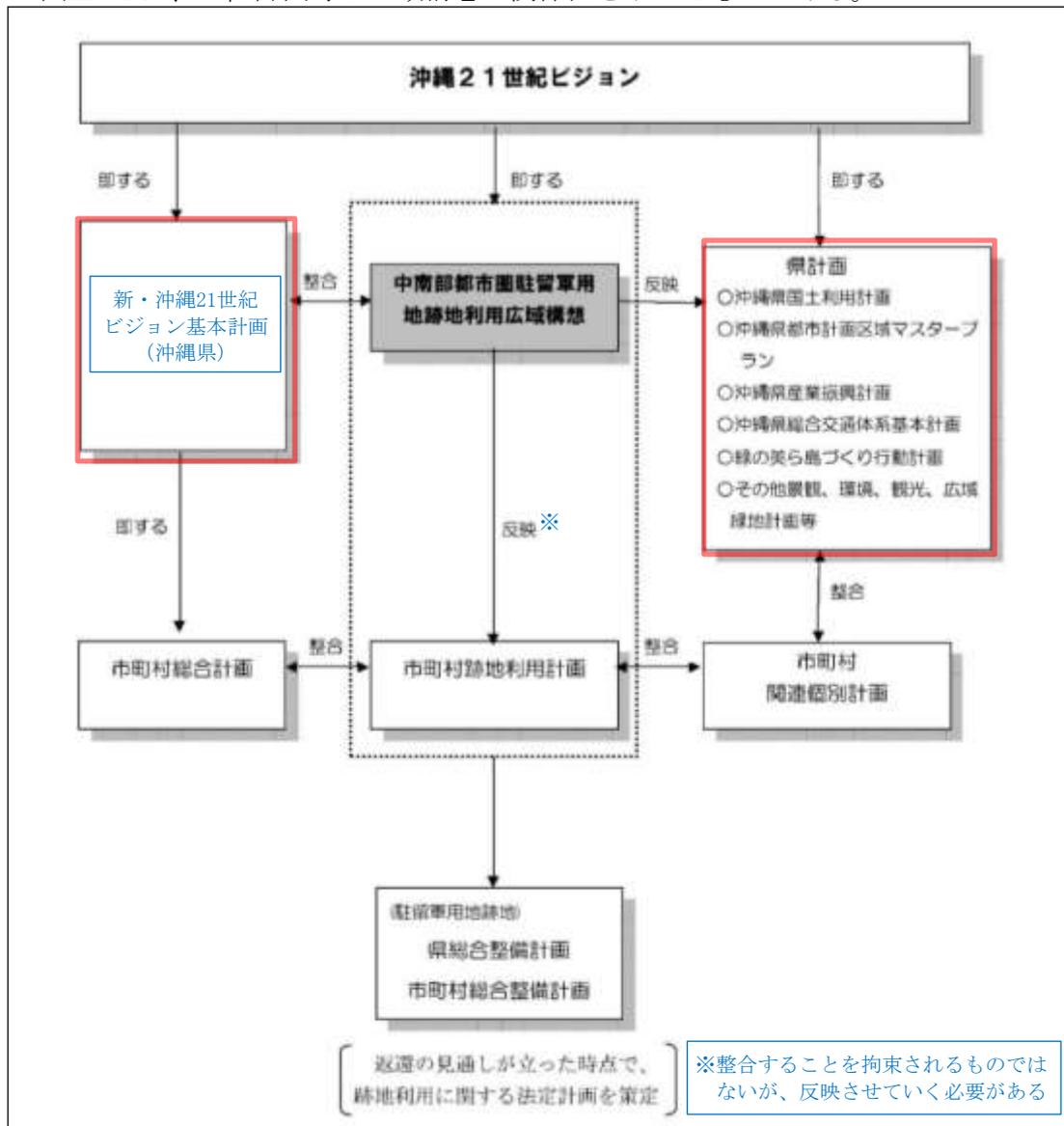
1. 「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」等の上位・関連計画の整理

広域構想策定から10年が経過し、広域構想が整合すべき計画等は更新されつつある。本章では、上位計画等及びその概要を整理・把握し、広域構想と整合すべき事項について整理した。

(1) 広域構想の位置づけ

広域構想において、「広域構想は、『沖縄21世紀ビジョン基本計画』と整合するものであり、関連する計画等へ、駐留軍用地跡地の有効利用及び県土構造の再編の観点から、その内容が反映されるものである」とされている。また、「現在関係市町村で取り組んでいる『市町村跡地利用計画』は、必ずしも本構想と整合することを拘束されるものではないが、県全体の発展を見据えた広域的観点から、本構想の内容を反映させていく必要がある」とされている。

図Ⅲ-1は、上位計画等と広域構想の関係性を示したものである。



図Ⅲ-1 広域構想の位置づけ

出典：中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想（平成25年1月）に一部加筆（青字）

(2) 上位計画等の整理

本項では、「広域構想」と整合すべき沖縄振興計画、また「広域構想」の関連計画を対象に整理した。

広域構想と整合すべき沖縄振興計画については、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画を対象とし、今後の沖縄振興の取組方向として示された施策等のうち、中南部都市圏駐留軍用地跡地利用の役割、機能等、広域構想と整合を図るべき事項を整理した。

また、関連計画については広域構想の整備基本方針で整理されている項目（広域交通インフラ、広域的公園・緑地、産業・機能、土地利用）に関する計画を対象とし、広域構想と整合を図るべき事項を整理した。

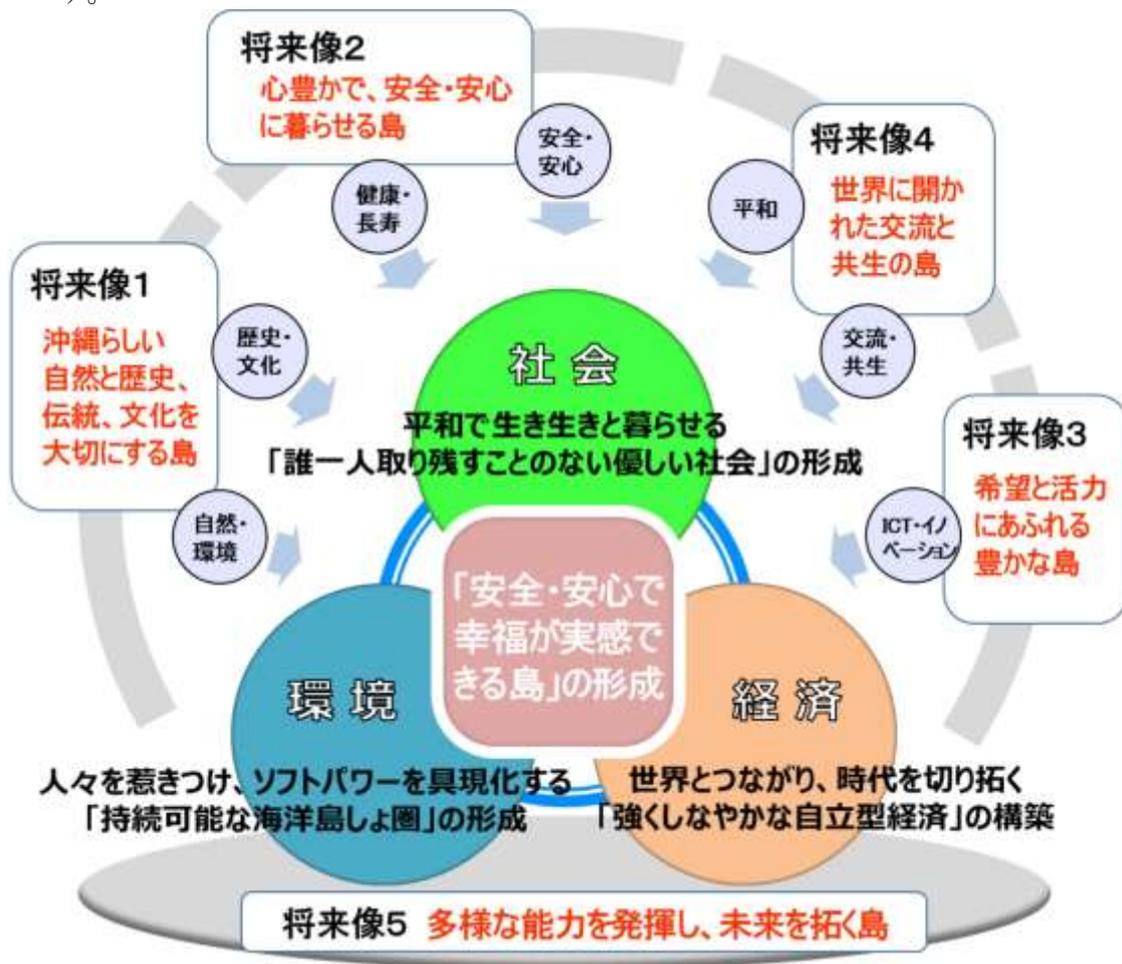
表Ⅲ-1 上位計画等一覧

計画名		策定年月	策定者	
沖縄振興計画	①新・沖縄21世紀ビジョン基本計画	R4.5	沖縄県	
県 計 画 等	広域交通 インフラ	②沖縄県総合交通体系基本計画	R4.1	沖縄県
		③沖縄ブロック新広域道路交通ビジョン	R3.3	沖縄ブロック幹線道路協議会
		④沖縄ブロック新広域道路交通計画	R3.3	
		⑤沖縄鉄軌道の構想段階における計画書	H30.5	沖縄県
		広域的公園・ 緑地	⑥沖縄県広域緑地計画	H14.3策定 H30.3改定
	⑦緑の美ら島づくり行動計画		H24.3	沖縄県
	産業・機能	⑧沖縄県アジア経済戦略構想推進計画	R3.5改訂	沖縄県
		⑨第6次沖縄県観光振興基本計画	R4.7	沖縄県
	土地利用	⑩第5次沖縄県国土利用計画	H30.2決定	沖縄県
		⑪那覇広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）	R4.11	沖縄県
		⑫中部広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）	R4.11	沖縄県

① 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月）

【概要】

- ・施策展開に当たっては、社会・経済・環境の三つの側面が調和した「持続可能な沖縄の発展」と「誰一人取り残さない社会」を目指すとともに。ウイズコロナ並びにポストコロナのニューノーマル（新たな日常）にも適合する「安全・安心で幸福が実感できる島」を形成し、アジア・太平洋地域の平和に貢献し、アジアをはじめ世界と我が国との架け橋となるとともに、持続可能な発展メカニズムを構築しつつ、県民すべての幸福感を高め、併せて我が国の持続可能な発展に貢献することを目指す。‘時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ’の創造を基本理念とする「沖縄21世紀ビジョン」において掲げる5つの将来像の実現と4つの固有課題の解決を図り、本県の自立的発展と県民一人ひとりが豊かさを実感できる社会の実現を本計画の目標とする。
- ・施策展開の基本方向として、「沖縄21世紀ビジョン」で示す将来像の実現とSDGsの推進に向けて、社会・経済・環境の3つの枠組みの統合的取組による各施策展開を図るため、3つの枠組みに対応する形で各施策展開に通底する基軸的な「平和で生き生きと暮らせる『誰一人取り残すことのない優しい社会』の形成」、「世界とつながり、時代を切り拓く『強くなやかな自立型経済』の構築」、「人々を惹きつけ、ソフトパワーを具現化する『持続可能な海洋島しょ圏』の形成」の3つの基本方向を示す。



広域構想に関連する項目まとめ

第2章 基本的課題

3 基本的課題

(3) 沖縄におけるSDGs推進の優先課題

- ・沖縄らしいSDGsの推進に向けては、企業を含む多様な主体の参画や連携を促進するとともに、SDGsの達成や地域課題の解決に資する様々な取組や事業が創出される体制を構築し、ESGに関する企業活動や地域課題解決に向けた取組等を促進することが必要です。(16頁)

第4章 基本施策

1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にす島を目指して

(1) 世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成

ア 脱炭素島しょ社会の実現に向けたエネルギー施策の推進

- ・国が宣言した2050年カーボンニュートラルに連動して、本県もエネルギーの脱炭素化・自立分散化・地産地消化や省エネルギー対策の強化を推進するとともに、電気自動車等の導入促進など走行時に温室効果ガスを極力排出しない交通システム等を推進するほか、次世代エネルギーとして注目されている「水素」、「アンモニア」等の利用に向けて、新たなインフラ整備や実証事業等を促進する必要がある。また、島しょ地域におけるエネルギーの脱炭素化を先導する島しょ型環境モデル地域としてノウハウを蓄積し、アジア・太平洋地域の島しょ国等への国際貢献や新たなビジネスの展開を推進する。(32頁)

① 再生可能エネルギー等のクリーンなエネルギーの導入促進

- ・エネルギーの地産地消化、電力系統の安定運用や社会全体の効率的な電力使用に向けて、ICTを活用した「アイランド・スマートグリッド」のシステム確立や蓄電池の導入支援等に取り組めます。(32頁)

(3) 持続可能な海洋共生社会の構築

- ・深刻化する海洋ごみ問題から美しい海浜環境を守り、ブルーエコノミーを先導する地域として、豊かな海洋資源を活用した新たな産業の創出や、総合的に海洋政策を推進していくことが課題です。このため、海洋島しょ圏としてのSDGsへの貢献及びブルーエコノミーの先導的な展開に取り組めます。(42頁)

イ ブルーエコノミーの先導的な展開

② 海洋調査・開発の支援拠点形成に向けた取組の推進

- ・本県周辺海域に賦存する可能性が高い海底熱水鉱床等の海底資源に関して、将来の産業化を見据え、国の調査・研究の情報収集を行うなど国や関係機関と連携しながら、海洋調査・開発の支援拠点形成の検討に取り組めます。(45頁)

3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して

(2) 世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革

イ SDGsに適應する観光ブランド力の強化

- ・特定の地域や時期における、旅行者の急激な増加に伴う自然環境や住民生活への影響等の諸問題である、いわゆるオーバーツーリズムに対しては、社会・文化、経済、環境の3領域において適切なバランスを長期的に維持するサステナブル・ツーリズム(持続可能な観光)や、旅行者・観光客が地域・住民と価値を共有するレスポンシブル・ツーリズム(責任ある観光)に資する取組を推進する必要があることから、SDGsに適應する沖縄観光のブランド力の強化に向けて、次に掲げる施策を推進する。(93頁)

① サステナブル・ツーリズムの推進

- ・地域社会、経済、環境の3つの側面において適切なバランスを長期的に維持し、各地域社会が受忍できる一定の量を求めながら、県民の幸福度や観光客の満足度など質の向上にも取り組むことにより、旅行者・観光客と地域・住民が価値を共有するサステナブル(持続可能)／レスポンシブル(責任ある)・ツーリズムの推進を図る。(93頁)

② 持続的観光指標の設定と観光地マネジメント

- ・国内外において「持続可能な観光」に関する取組が進められる中、各機関や各地域では「持続可能な観光指標 (Sustainable Tourism Indicator)」(以下、「STI」) が開発されている。持続可能な観光を志向する観光客も増加していることから、観光における脱炭素化や SDGs に適応した観光地としてのブランド力の強化を図るため、国際基準の STI を基に開発された「日本版持続可能な観光ガイドライン」(令和2年6月観光庁) を活用するほか、本県独自の成果指標の設定に取り組み、環境容量等を踏まえた持続可能な観光施策を推進する。(93 頁)

ウ 多彩かつ質の高い観光の推進

③ 質の高いクルーズ観光の推進

- ・クルーズ寄港地の分散化と県内での周遊を促進することにより、より広い範囲・分野に経済効果を波及させるため、県内周遊クルーズや着地型観光を図るとともに、受入施設、二次交通及び周辺環境の整備を進め、観光交流拠点としての寄港促進に向けて取り組みます。(95 頁)

(3) デジタル社会を支える情報通信関連産業の高度化・高付加価値化

イ 国際的な情報通信拠点の形成

② 情報通信産業集積拠点の機能強化と情報通信基盤の利用促進

- ・沖縄 IT 津梁パーク等の拠点において、アジア企業と県内企業が連携してビジネス開発に取り組む環境を整備するため、市町村等と連携し、国内外双方向ビジネスの交流、スタートアップ等が集積する拠点施設の整備及び国内・アジア企業と県内企業との連携・協業による新たなビジネス開発を促進します。また、沖縄 IT 津梁パークに入居する企業の就業環境の充実に向けて便利施設等の整備を促進し、更なる企業の集積と雇用の創出に取り組みます。さらに、沖縄国際情報通信ネットワーク(海底光ケーブル) や沖縄クラウドネットワーク等の通信基盤を活用し、国内外からのデータの集積促進を図るとともに、集積したデータを活用した新たなビジネス創出に取り組みます。(100 頁)

(4) アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成と臨空・臨港型産業の集積

- ・本県がアジアのダイナミズムを取り込むとともに、アジアの発展に貢献できる「互惠」の理念に基づいた「アジア・ゲートウェイ」を早期に実現するためには、那覇空港、那覇港及び中城湾港新港地区を機軸とする国際物流拠点の形成と、臨空・臨港型産業の集積に取り組む必要がある。特に、那覇空港・港湾エリアは、国内外他空港の周辺地域に比べて極めて利便性の高い環境を備えている。これらの地域をシームレスかつ計画的に開発することにより、魅力的なビジネス交流拠点として更なる発展が期待できる。本基本施策の展開においては、本県の東アジアの中心に位置する地理的優位性等を生かし、アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成と、臨空・臨港型産業の集積を目指す。(101 頁)

(6) 沖縄の優位性や潜在力を生かした新たな産業の創出

イ 沖縄のソフトパワーを生かした新事業・新産業の創出

① 文化芸術に関する産業の創出・振興

- ・本県には、琉球舞踊、組踊、沖縄音楽、エイサー等の世界に誇れる優れた文化資源があり地域振興の資源として大きな可能性を秘めていることから、これらを活用した観光コンテンツの開発や認知度向上を図ることによる文化観光の推進をはじめとして、様々な分野における文化芸術の産業化に必要なノウハウを持った人材の育成や、文化芸術に係るビジネスを支える環境の整備に取り組みます。(111 頁)

(9) 世界にはばたき躍動する「スポーツアイランド沖縄」の形成

ア スポーツ関連産業の振興と地域の活性化

① スポーツコンベンションの推進とスポーツ交流拠点の形成

- ・スポーツコンベンションの核となる J 1 規格スタジアムの整備、地域・観光交流拠点となるスポーツ関連施設の整備・充実や老朽化・耐震化対策等を推進するとともに、スポーツ交流の受入拠点の充実に取り組みます。(126 頁)

(12) 持続可能な発展と県民生活を支える社会基盤の高度化及びネットワークの形成

エ シームレスな交通体系の整備

- ・観光等の産業振興や県民生活の向上のため、県全域におけるシームレスな交通体系の構築に加え、アジアの交流拠点としての空路・航路・陸上交通の連続性の確保によるシームレス化が重要であり、公共交通を活用した ICT 技術の研究・実装の検討や新たな軌道系交通導入の取組を契機とした戦略的再編の検討を行う。また、短期・中期・長期等の時間軸、人流から捉えた圏域の考え方及び SDGs や Society5.0 の実現等の視点から、新技術を含めた多様な交通環境の構築が求められている。(144 頁)

① シームレスな乗り継ぎ環境の構築

- ・シームレスな総合交通体系の構築については、近年発展の著しい AI、IoT、ビッグデータ等の先端技術等の活用により乗り継ぎ利便性の高い環境の構築を促進する。また、地域の重要な交通拠点（マルチモーダル）においては、交通機能の強化に加え、防災機能、交流等機能を併せた未来志向の街の形成を図る。さらに、中部圏域と南部圏域を結ぶ基幹バスシステムの導入を図るため、バスレーンの延長及び交通結節点の整備等を促進する。加えて、高齢者・障害者等の交通弱者や観光客を含めたバス利用者が快適にバスを利用できるよう、ノンステップバスの導入支援やバス停上屋の整備等に取り組む。地域住民の日常生活に不可欠な路線バスの確保・維持に向けては、交通事業者に対する車両購入費等の補助や、乗務員確保等の支援に取り組むとともに、先端技術の活用等も含めた交通サービスの提供に向けた検討に取り組む。(144 頁)

第5章 克服すべき沖縄の固有課題

1 克服すべき沖縄の固有課題

(2) 駐留軍用地跡地の有効利用による県土構造の再編

ア 解決の意義

- ・返還後の駐留軍用地の跡地は、今後の本県の振興・発展において大きな可能性を持つ空間であり、新たなビジネスの拠点となり得る。都市の開発整備や交通インフラの体系的な整備など、長きにわたる米軍基地の存在により歪んだ都市構造を再編する好機であり、圏域の枠を超えた広域的な観点から総合調整を行い、潜在する多様な発展可能性を最大限に引き出す必要がある。また、沖縄戦やその後の米軍基地の形成、戦後の急激な都市開発により失われた各地域の文化財や美しい風景・景観の復元、水・緑・生態の保全回復を図り、自然環境や歴史的風土等の保全・再生においても貴重な空間となる。これらは、日米安全保障条約に基づき、長年にわたり基地を提供してきた国の責任の下、適切な措置等が確保ないし実施されなければなりません。(181 頁)

イ 解決の方向性

- ・基地の集中により歪められた県土構造の再編は、解決・改善を図るべき不可欠の課題であり、国による一層の諸条件の整備と財政措置が必要となる。このため、跡地を活用した骨格的な道路網の整備や鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入、平和希求のシンボル及び防災拠点機能を備える国営大規模公園の整備や国際的な交流・貢献拠点の核となる高次都市機能の導入等について、国家プロジェクトとして国に求め、我が国全体あるいはアジアや世界においても際立つ最先端のプロジェクトを推進する受け皿を創出していく。(182 頁)
- ・広大な面積を有する一団の土地が、市街地が広がる中南部都市圏において沖縄の未来の振興・発展のために利用可能となる。広域的かつ総合的なビジョンの下、県土構造の再編につながる戦略的な跡地利用を推進し、本県全体ひいては我が国の未来を牽引する新しい都市づくりに向けて、駐留軍用地跡地の有効利用を具体化している。(182 頁)

ウ 駐留軍用地跡地の有効利用

(嘉手納飛行場より南の大規模駐留軍用地跡地の有効利用)

- ・中南部都市圏の駐留軍用地跡地全体における土地利用の基本方針は、広域かつ総合的な視点を踏まえ、以下のとおりとする。
 - 1) 中南部都市圏において総量が特に不足している「公園・緑地」の確保に努める。
 - 2) 各跡地の有する特性を生かした産業や機能の立地誘導に必要な用地の確保に努める。
 - 3) 中南部都市圏の人口や住宅需給量の将来見通しを踏まえ、各跡地利用計画の内容に留意し、住宅地や商業地、その他の公共用地の確保を図る。

この土地利用の基本方針の下、各跡地が固有に持つ特性や跡地間の役割分担を考慮し、効果的な跡地利用を目指す。具体的には、沖縄戦や戦後の急激な都市開発で緑地の多くが失われていることから、基地跡地に残された緑地を保全するとともに、新たな緑地を創出し、つないでいくことで、広域的な緑地ネットワークの形成を目指す。緑は自然保護のシンボルであり、持続可能な社会をつくる礎でもある。まちづくりに当たっては、緑地環境の保全・創出、景観の形成、自然・文化の再生等に努めることで、沖縄らしい景観・風景を次世代に引き継ぎ、時間とともに価値が高まる価値創造型のまちづくりを推進する。(182 頁)
- ・本県の自立的経済発展を担うべく、重要なリーディング産業や機能の立地・集積を促進し、国内外からの進出を誘因するのに適した、国際競争力を持った戦略的な受け皿空間の創設を図る。(183 頁)
- ・普天間飛行場の跡地(約 476ha)については、平和希求のシンボル及び防災拠点機能を備える国営大規模公園の整備を国に求めるとともに、体系的な幹線道路網の整備、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入など、県土構造の再編を視野に入れた総合かつ計画的な魅力あるまちづくりを進める。(183 頁)

第6章 県土のグランドデザインと圏域別展開

1 県土全体の基本方向

(1) 県土の均衡ある発展と持続可能な県土づくり

- ・様々な地域特性を優位性へと転化し、環境を保全した持続可能な発展により生活の質の向上を図るとともに、DXに向けた時間と空間を超える ICT 化の推進や、本県発展の潜在力を最大限に引き出す県土構造の再編により、我が国の新たな拠点「安全・安心で幸福が実感できる島」を形成し、東京一極集中に歯止めをかけ、均衡ある国土の形成に寄与する視点も重要である。「安全・安心で幸福が実感できる島」は、県内各圏域における情報通信基盤等の社会資本、産業振興、教育や医療の機会均等、県民生活の質のバランスの取れた均衡ある県土によって実現できる。県土の均衡ある持続可能な発展に向けて、北部振興や離島振興、さらに本島東海岸地域の活性化・発展を推進する。(191 頁)

(2) 我が国の南の玄関口における臨空・臨港都市と新たな拠点の形成

- ・県全体及び離島エリアを実証実験の場、テストベッド・アイランドとして、国家戦略特区制度の積極的な活用等をはじめ、効果的な規制改革を積極的に推進していく必要がある。民間の経済活動の活発化を促す環境整備を行うための制度の拡充や創設により、都市開発に民間投資を呼び込むとともに、「リゾテックおきなわ」の推進と連携して新たなビジネスやイノベーションの創出につなげていく。(193 頁)

2 県土の広域的な方向性

(1) 中南部都市圏の形成と駐留軍用地跡地の有効利用による県土構造の再編

(県全体の持続可能な発展を牽引する中南部都市圏の形成)

- ・県人口の約 8 割に及ぶ約 120 万人を有する中南部都市圏では、都市機能や産業拠点の集積とともに一体の経済圏及び生活圏が形成され、全国の政令指定都市と同程度の面積、人口を有しています。人口減少・超高齢化社会の進行やポストコロナにおけるライフスタイルの変化、モビリティサービスの進展等を見据えつつ、中南部都市圏を構成する各地域の個性や特長を生かし、各拠点が相互に連携・交流する地域拠点ネットワーク型の都市圏の構築を図り、多様性と包摂性、魅力と国際性を備えた持続可能な都市圏の形成に取り組むことが重要である。(195 頁)

(駐留軍用地跡地の有効利用による県土構造の再編)

- ・中南部都市圏において返還が予定されている大規模な駐留軍用地跡地は、本県の新たな発展のための貴重な空間であり、当該跡地の有効利用は、県土における広大な駐留軍用地の存在に起因する都市構造の歪みを是正し、県民の安全・安心と良好な生活環境の回復に向けた県土構造の再編につながる大きなインパクトを有しています。特に、市街地を分断する大規模な駐留軍用地の存在によって歪な都市構造を余儀なくされていることから、長期的視点に立ち、今後及び将来の沖縄の発展の推進力となる魅力・活力の創出と均衡ある県土のグランドデザインの下、当該跡地を活用し、次代につなぐ望ましい交通ネットワークの構築を図る見地から、広域的な幹線道路の整備、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入等に取り組みます。(197 頁)
- ・跡地利用を通じた新しいまちづくりでは、望ましい緑地環境の保全・創出、魅力ある景観の形成、貴重な自然・文化の再生等に努めることで、沖縄らしい景観・風景を次世代に引き継ぎ、時間とともに価値が高まる価値創造型のまちづくりを推進します。また、脱炭素社会の実現に向けた取組や国内外の需要・ニーズに戦略的に対応する産業の創出、さらに、多核連携型の国づくりの一翼を担う我が国の拠点として、先端技術や ICT 等を先駆的に導入・利活用するスマートシティ等の近未来の都市づくりを推進します。(197 頁)

(5) シームレスな交通体系の整備と鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入

- ・北部圏域や離島地域の定住条件の向上をはじめ、県民の良質な生活環境と利便性の確保、交通渋滞の緩和、陸上貨物輸送の効率化、観光客の移動利便性の向上等に向けて、県全域におけるシームレスな交通体系の整備を図る。(201 頁)
- ・シームレスな交通体系の実現に当たっては、公共交通、カーシェアリング、その他のモビリティなど、「移動」に関わる手段・サービス等を一体で捉える MaaS の概念と方向性を踏まえ、県民及び観光客等の目線に立った官民一体でのデータ及び提供サービス等の連携、安心・快適・円滑な乗り継ぎ等を支えるシステムや運賃体系の構築を推進します。また、民間事業者が実施する店舗・ホテル等の予約・決済システムと統合した利便性・汎用性のあるプラットフォームの構築など、中心市街地や観光エリアなど各地域の商業・観光業等との連携、まちづくりと一体となったサービス環境の構築を促進します。(201 頁)

② 沖縄県総合交通体系基本計画（令和4年1月）

【概要】

- ・本計画は、新たな振興計画の実現に寄与するとともに、沖縄の総合交通体系のビジョンとして、今後各方面で交通施策を推進する際の指針となるものである。
- ・「新たな振興計画（素案）に対する答申」と整合を図りながら、交通分野に関する基本施策の具体的な構想を示し、同計画の実現に寄与することを目的として改定予定である。
- ・計画の期間は、令和4年度から令和23年度までの20年間でとしている。

広域構想に関連する項目まとめ

第2章 交通の現状と課題及び社会情勢の変化

第1節 陸上交通に関する現状と課題

第1 中南部圏域

2 課題

- ・幹線道路網の整備については、渋滞緩和が図られているものの、依然として慢性的な交通渋滞が発生していることから、引き続き各拠点を結ぶ道路ネットワークの整備を進める必要がある。
- ・都市機能を強化する駐留軍用地跡地を活用した幹線道路の整備については、跡地利用計画の策定に向けた検討状況を踏まえながら、引き続き取り組む必要がある。
- ・モノレールについては、新型コロナウイルス感染症の拡大以前、観光客の増加等により車両や駅舎等での混雑が課題となっていたことから、収束後の観光客の需要回復に備え、増加する需要に対応できるよう輸送力の増強などについて、引き続き取り組む必要がある。
- ・路線バスについては、基幹バスシステムの導入、これに伴うバスレーンの拡充や交通結節点の整備、バス停上屋等の整備による乗り継ぎ環境改善等、引き続き利便性向上に取り組む必要がある。
- ・公共交通への利用転換に向けては、公共交通の運行情報等の動的データを含めた経路検索機能の充実などにより、更なるサービス水準向上に向け取り組むとともに、シェアサイクル等の多様な交通手段の導入に取り組む必要がある。
- ・また、交通渋滞緩和に向けた行動変容を促すため、小学校からのライフステージに応じたMM（モビリティ・マネジメント）の実施や、ピーク時に集中する自動車交通量の削減に寄与する時差通期の促進に取り組む必要がある。

第3章 沖縄の将来像

第1節 新たな振興計画における県土のグランドデザインについて

第2 県土の広域的な方向性

5 シームレスな交通体系の整備と鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入

- ・県民の良質な生活環境と利便性の確保、交通渋滞の緩和、陸上貨物輸送の効率化、観光客の移動利便性の工場等に向けて、シームレスな交通体系の整備を図る。体系的な幹線道路ネットワークの構築、既存道路空間の再配分を含む道路空間の柔軟活用、歩行者・自転車をはじめとする多様な移動手段の安全かつ快適な利用環境の整備・改善、駅やバス停等の乗り継ぎ・待合環境の向上、自動運転技術等の新たな先端技術等交通システムの導入の取組がある。また、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入、交通結節点やフィーダー交通の機能強化や多様な交通システムの導入に向けた段階的な取組の推進などが示されている。

第2節 沖縄本島の構造について

第2 中南部圏域（中部圏域及び南部圏域）

- ・ 県人口の約8割に及ぶ約120万人を有する中部都市圏では、各地域の個性や特徴を生かし、各拠点が相互に連携・甲虫する地域拠点ネットワーク型の都市圏の構築を図り、多様性と包括性、魅力と国際性を備えた持続可能な都市圏の形成に取り組む。
- ・ 玄関口である空港、港湾との結節機能の強化・拡充や拠点都市間の移動の円滑化を図り、人やモノの広域的な交流の活発化を図る。
- ・ 那覇、宜野湾、沖縄の3つの拠点を中心とした南北都市軸を構築する。
- ・ 県土の均衡ある発展を支える「東海岸サンライズベルト構想」を展開する。

第3 駐留軍用地返還跡地

- ・ 駐留軍用地跡地は、広域かつ総合的なビジョンの下、都市の開発整備や交通インフラの体系的な整備など、県土構造の再編につながる戦略的な跡地利用を推進し、本県全体ひいては我が国の未来を牽引する新しい都市づくりに向けて、駐留軍用地跡地の有効利用を具体化していく。



図 南北軸、東西軸の骨格を形成する道路網体系

③ 沖縄ブロック新広域道路交通ビジョン(令和3年3月)

【概要】

- ・社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会物流小委員会の議を経て、重要物流道路制度を契機とした「新広域道路交通計画」を各地域において中長期的な観点から策定することとし、新たな広域道路ネットワークに関する検討会においてとりまとめられた「中間とりまとめ(2020年6月8日付け)」も踏まえ、地域の将来像を踏まえた広域的な道路交通の今後の方向性を定める「新広域道路交通ビジョン」(以下「ビジョン」という)を策定。
- ・沖縄地域のビジョンの策定にあたっては、沖縄21世紀ビジョン基本計画、沖縄県総合交通体系基本計画等の総合的なビジョンを参考に、地域の社会・経済の現状や開発計画等を踏まえた広域的な交通の課題や取り組みについて平常時・災害時及び物流・人流の観点から、目指すべき将来の姿を総合的に整理し、とりまとめた。

広域構想に関連する項目まとめ

第1章 沖縄地域の将来像

1-4 沖縄地域の広域的な道路交通の将来像

(1) 強くしなやかな自立型経済を支える広域的交通ネットワークを構築する

- ・リーディング産業である観光産業や情報通信関連産業の更なる発展を図ると共に、新たなリーディング産業を創出し「強くしなやかな自立型経済」を支援する。また、沖縄が比較優位を発揮できる臨空・臨港型産業の重点的な育成を支えるため、拠点となる空港・港湾をつなぐ広域的な交通ネットワークの強化を図るとともに、県内の物流の動きを活動的かつ効率的にすることで活力ある沖縄を実現する。

(2) 「世界水準の観光リゾート」にふさわしい魅力的な交通基盤を実現する

- ・世界に誇れる“沖縄観光ブランド”を確立し、世界的にも広く認知され評価される観光リゾート地にふさわしい、旅行者にとって安全・安心・快適な交通環境を実現する。更なる旅行者の増加に対応した円滑かつ快適な交通ネットワークや交通結節点の強化を図るとともに、多モードが連携した旅行者にとって魅力的な移動環境を実現する。また、亜熱帯性の自然豊かで歴史を感じさせる沖縄らしい景観を有した道路・沿道空間を構築する。

(3) 渋滞がないすべての人に優しいシームレスな交通体系を構築する

- ・過度な自家用自動車依存から脱却し、モノレール等の公共交通機関とのバランスの良い分担のもと、経済活動や人々の日常生活に支障が生じている道路渋滞がない交通環境を実現するとともに、子供から高齢者まで、住民・来訪者問わず、沖縄のどこでも誰もが安心して安全・快適に移動できるシームレスな交通体系の構築を目指す。

(4) 台風・地震に強く早期に機能復旧できる交通ネットワークを構築する

- ・常襲する台風や想定される大規模地震・津波などの災害時においても構造物等への被害を軽減し、被災時にも交通機能の維持、早期復旧を図ることで、経済・生活への影響を最小限とする災害に強い広域的な交通ネットワークの構築を目指す。

(5) ICT等の先端技術を積極的に取り入れた戦略的マネジメントを発信する

- ・急速に発展するICT等の先端技術を積極的に活用して、道路構造物の老朽化対策や交通マネジメント、観光交通等の諸施策を戦略的にマネジメントするとともに、島しょ地域である沖縄の特徴を活かし、他地域のモデルとなる先進的・実験的な取り組みを積極的に導入し世界に発信することを目指す。

第3章 広域的な道路交通の基本方針

将来像の実現に向けた広域的な道路交通の基本方針

- ・沖縄県の広域道路ネットワークの性能を最大限に引き出すにあたって、県内の要所に設置された交通拠点・防災拠点の拠点機能の強化を図り、さらに安全 快適 円滑な広域道路交通を実現するICTを活用した交通マネジメントに取り組んでいく。

3-1 強くしなやかな自立型経済を支える広域的交通ネットワークを構築する

(1) 広域的な交通ネットワークの強化

- ・輸送の時間短縮・効率向上による、物流・観光の両面における、地域間の交流活性化、産業振興のために、本島において、国道 58 号（沖縄西海岸道路）、沖縄自動車道、国道 329 号を南北の柱とし、東西連絡道路と沖縄自動車道との交差点においては、インターチェンジおよびスマートインターチェンジで結節するなど、広域交流拠点および各圏域拠点間同士を有機的に結ぶ幹線道路網「ハシゴ道路ネットワーク」を踏まえ、広域的な道路交通ネットワークの強化を図る。

(2) 地域の拠点となる港湾・空港、産業拠点等を結ぶネットワークの整備

- ・島しょ県である沖縄県は夕都道府県や海外との全ての物流は、海運・空輸に頼る形となり、現状では多くの貨物は、那覇港・那覇空港を経由し、そこから島内あるいは離島の拠点に向かって輸送される。そのため、夕都道府県と比較して湾港・空港は、物流の観点から非常に重要であり、那覇港・那覇空港と本島内の拠点を無凶部道路ネットワークの強化を進める。
- ・中城湾港、金武湾港が位置する本島中南や、本部港、運天港が位置する北部の本部半島において、各湾港の機能拡充が計画されており、将来的に取扱貨物量の増加が見込まれるため、機能拡充に対応し、各湾港と物流拠点間をつなぐ道路ネットワークの強化を進める。また、中城湾港新港地区は、那覇港との機能分担・有機的連携を図りつつ、産業支援港湾としての機能拡充・強化に取り組んでおり、那覇港と中城湾港新港地区の連絡を強化する道路ネットワーク整備に取り組む。
- ・離島と本島の物流・交流を支える本島の各港湾・空港と各拠点を結ぶ道路ネットワークを形成すると共に、離島において湾港・空港と島内の産業拠点を結ぶ道路ネットワークを形成する。
- ・道路ネットワークの形成・強化にあたっては、物流の観点で道路を重要物流道路として指定する。沖縄県において、海上コンテナは湾港・空港付近の物流施設でデバンニングされ店舗や消費者のもとへ配送される。このため、コンテナ貨物に限定されない小口な貨物の流動にも配慮したネットワーク形成を図る。

(3) 基地返還跡地に関する道路ネットワークの整備

- ・将来的に返還が予定されている普天間飛行場や、牧港補給地区等の跡地利用にあたっては、跡地周辺の交通環境のみでなく、返還を契機としてほとんど凶延滞の適正な広域道路交通ネットワークを構成する観点から幹線道路網の整備を進める。
- ・跡地においては都市機能、産業機能の集積が想定されるが、それらが機能するための地域道路網を形成するにあたり、幹線道路網の整備とあわせて適正な地区内の交通網、地区へのアクセラ路の整備を推進する。地域道路網は歩行者、自転車に充分配慮し、公共交通機関や自動運転の次世代の交通システムと連携が図られるものとする。

④ 沖縄ブロック新広域道路交通計画（令和3年3月）

【概要】

- ・地域の将来像等を踏まえた広域的な道路交通の今後の方向性を定める「新広域道路交通ビジョン」を踏まえ、概ね 20～30 年間の中長期的な視点で検討を進めていく「新広域道路交通計画」を策定。
- ・広域道路ネットワークは、基幹道路（高規格道路及び一般広域道路）や一般国道、都道府県道からなる幹線道路網である。
- ・現在の道路網は 1994 年に策定した広域道路整備基本計画に基づいて整備を進めてきましたが、新たな課題や実状を踏まえ、広域道路ネットワークを見直すものである。
- ・本計画は、概ね 20～30 年間を対象とした中長期的な視点で検討したものである。

広域構想に関連する項目まとめ

01 広域道路の概要

■新たな広域道路ネットワークの強化の方向性（基本戦略）

- ・中枢中核都市等を核としたブロック都市圏の形成
- ・我が国を牽引する大都市圏等の競争力や魅力の向上
- ・空港・港湾等の交通拠点へのアクセス強化
- ・災害に備えたリダンダンシー確保・国土強靱化
- ・国土の更なる適正な管理

■これまでの取り組み

- ・これまで、中南部圏域、北部圏域内の各地域から圏域の中心都市（中南部圏域：那覇市、北部圏域：名護市）まで 30 分圏の確立を目標に広域道路の整備を進めてきた。
- ・沖縄県の道路ネットワークを強化し、中南部圏域内・北部圏域内や圏域中心都市間の連絡を向上させる代表的な取り組みとして、ハシゴ道路ネットワークの整備、また、那覇都市圏の渋滞対策として 2 環状 7 放射道路の整備を推進してきた。
- ・現状の交通課題の解消及び新たな国土形成の観点から、地域の将来像を踏まえた広域道路ネットワークの効率的な強化が必要です。沖縄県においては、道路渋滞の緩和の他、特に県民の生活に大きく関わる、本島内の連絡強化、災害時のリダンダンシーの強化が課題となっている。

02 沖縄の交通の課題

- ・物流、観光、災害時等の多岐にわたる道路の使い方、ニーズ、将来動向を踏まえ、沖縄県の交通の課題について

■渋滞の緩和

- ・人口、自動車保有台数の増加への対応。
- ・全国と比較して非常に高い自動車分担率への対応。（陸上輸送の自動車分担率：全国平均約 66%に対し、沖縄は約 90%）
- ・全国的にも旅行速度の低下が著しい那覇市内や主要渋滞箇所が連続する国道 58 号、国道 329 号、国道 330 号における渋滞の抑制。
- ・米軍基地の存在する地域における道路網の適正な配置。

■本島内の連絡強化

- ・沖縄県と他都道府県や海外との物流は、その多くの貨物が那覇港・那覇空港を經由し、島内や離島の拠点へ輸送されるため、県民の生活を支えるにあたって非常に重要となる那覇港・那覇空港と本島内の拠点（中城湾港、金武湾港、本部港、運天港など）を連絡する道路ネットワークの強化。

■災害時のリダンダンシー強化

- ・大規模地震・津波災害に備えた、国道 58 号や国道 329 号の沿岸部の道路の代替路線の整備。
- ・北部地域から三次救急医療機関をはじめとした、災害拠点への所要時間の短縮。

03 広域道路ネットワークの拠点

- ・本計画で選定する基幹道路（高規格道路及び一般広域道路）を検討する上で、物流、防災、交流・観光の観点から、重要な役割を担うことから広域道路ネットワークで連絡すべき拠点を設定。
- ・基幹道路と拠点（物流拠点、防災拠点、交流・観光拠点等）を連絡するラストマイルの機能強化を図ることで、広域道路ネットワークの機能がより発揮される。

04 広域道路ネットワーク計画

- ・交通の課題を解決し、平常時・災害時を問わない安定的な物流・人流を確保するため、以下を広域道路（基幹道路）として位置づけ

■高規格道路

- ・定住自立圏や重要な拠点、空港・港湾を連絡する道路。拠点間の移動の時間短縮や防災・減災、国土強靱化の観点から、リダンダンシーの有効性がある路線として、沖縄自動車道、那覇空港自動車道、名護東道路、沖縄西海岸道路、南部東道路、那覇インターアクセス道路、北部縦貫道路、名護東道路延伸（本部方面）、宜野湾横断道路（中城地区）を位置づけ。

■一般広域道路

- ・広域交通の拠点となる都市や、空港・港湾を高規格道路等と効率的かつ効果的に連絡する道路として、国道 58 号、国道 329 号、国道 330 号、国道 331 号、国道 332 号、国道 505 号等を位置づけ。

■構想路線

- ・高規格道路としての役割が期待される路線として、名護東道路延伸（国頭方面）、沖縄バイパス、中部縦貫道路中部東道路、宜野湾横断道路（宜野湾地区）、那覇インターアクセス道路延伸を位置づけ。今後、必要な調査や検討を進め、地域の実情に応じた路線の詳細を決定し、整備を進めていきます。

05 交通拠点・防災拠点計画

- ・広域道路ネットワークの性能を最大限に引き出し、国際競争力の強化や、利用者の利便性向上、周辺道路の交通課題解消、観光振興による地域の活性化を図るため、県内の要所に交通拠点を設置し、交通結節機能を強化。交通拠点の機能強化に際しては、ユニバーサルデザイン化、歩行者動線の確保、賑わいの創出も併せて検討。
- ・交通結節機能の強化に加え、災害時の物資輸送や避難等の拠点となる「道の駅」等の防災機能の強化も図る。

■てだこ浦西駅

- ・隣接する幸地 IC（仮称）を整備し、都市モノレール最終駅から LRT・BRT やフィーダーバスサービス・レンタカーライド駐車場等の連携を行う、複合的な交通結節点として位置づけられている。

■那覇バスターミナル

- ・都市モノレール旭橋駅、那覇バスターミナルを中心に、主要な交通結節点として位置づけ。

■道の駅の防災拠点化

- ・重点道の駅に指定されている道の駅「許田」は、周辺観光地へ向かうインバウンドを呼び込む交通結節点及び、災害時の防災拠点として整備する。また、その他の道の駅も今後検討。

■基幹バス沿線の交通結節点計画

- ・今後基幹バス終点となるコザ・胡屋交差点付近をはじめ、沿線の交通結節点整備に向け、国と県が協力して検討を推進。また、交通結節点において、他機関からのシームレスな乗継（基幹バスと支線バス、C&BR、P&BR など多様なモード）、歩行者空間の整備。沿道の高度利用、ハイグレードバス停といった機能の充実を図る。

06 ICT 交通マネジメント計画

- ・広域道路ネットワークを効率的に運用し、広域道路ネットワークと交通拠点・防災拠点を有効に連携させた、安全・快適・円滑な広域道路交通の実現に向け、実証実験などを通じて、ICT を活用した交通マネジメントの取り組みを進めている。
- ・今後は、ICT の活用に加え、安全性・快適性・円滑性の向上を目指す取り組みを進める中で、情報提供等に積極的に AI 技術を導入し、効率性の高い交通マネジメントを推進していく。
- ・様々な施策の検討に向けた継続的なデータ取得・モニタリング、関係者間でのデータ共有や連携した検討体制の強化を行い、沖縄次世代都市交通システム（Okinawa-ART）など、自動運転社会を見据えた、道路交通施策にも取り組んでいく。

■安全性向上の取り組み

- ・日本の交通ルールに不慣れな外国人レンタカー利用者に向けて、外国人の方が運転している旨を伝えるステッカーによる注意喚起(安全運転啓発)や、多言語による沖縄県の道路に関する啓蒙活動を実施している。
- ・沖縄県では、これまでプローブデータから抽出した急挙動個所において、社会実験を踏まえた恒久的対策を実施しており、対策後には、交差点付近での外国人レンタカーの交差点進入速度や急減速発生割合が大幅に減少に効果を示していることを確認している。今後もプローブデータ等を活用し、抽出した危険な交差点において、同様に恒久的な対策に取り組んでいく。

■快適性向上の取り組み

- ・海・ビーチや世界遺産、海洋博公園、「道の駅」など魅力的な観光資源と小さな地域資源(自然、伝統文化等) を連携させ、交通の分散を図るとともに、観光地としての魅力の向上を図る。
- ・ICT 機器 (Wi-fi スキャナ等) を用いた来訪者の行動をモニタリングすることで、回遊性を把握し、各種観光施策の効果を高めていく。

■円滑性向上の取り組み

- ・ICT 機器等の様々な手段やプローブデータ等の多様なデータを活用し、観光客をはじめとした道路利用者の空間的・時間的な集中を予測し、その情報を基に旅前／旅中に適宜観光客に情報提供を行うことで、円滑な観光周遊を支援していく。

⑤ 沖縄鉄軌道の構想段階における計画書（平成 30 年 5 月）

【概要】

- ・ 沖縄鉄軌道の構想段階における計画案づくりは、沖縄本島の公共交通の骨格軸となる鉄軌道の概ねのルートや主な構造等、鉄軌道導入にあたっての基本的考え方を概略計画として取りまとめ、併せて鉄軌道と連携するフィーダー交通ネットワークのあり方や駅を中心としたまちづくり等、今後必要となる取組・検討事項を明確化することを目的とする。

広域構想に関連する項目まとめ

II 構想段階の計画検討に対する沖縄鉄軌道計画検討委員会の総括

- ・ 鉄軌道は、移動利便性の向上や駅周辺のまちづくりによる地域経済の活性化のみならず、地域間の交流を支え、広域的観光にも資する重要な社会インフラである。鉄軌道を最大限活用し、沖縄の経済・観光振興等につなげていくためには、沖縄特有の魅力を活かした世界水準の観光リゾート地の形成、本島北部地域も一体となった観光地としての魅力向上等、観光振興等にも取り組んでいく必要があり、鉄軌道と併せて、これら取組についても関係機関等と連携して進めていくことが重要。

III 沖縄鉄軌道の構想段階における概略計画

■起終点

- ・ 那覇市及び名護市を基本とし、将来的には、鉄軌道の延伸等について公共交通の利用状況や地域ニーズを踏まえ検討（5頁）

■概略ルート及び経由市町村

- ・ 那覇市、浦添市、宜野湾市、北谷町、沖縄市、うるま市、恩納村、名護市を經由（5頁）
- ・ 普天間飛行場跡地が立地する宜野湾市も経由地として位置づけ（5頁）

■想定する構造

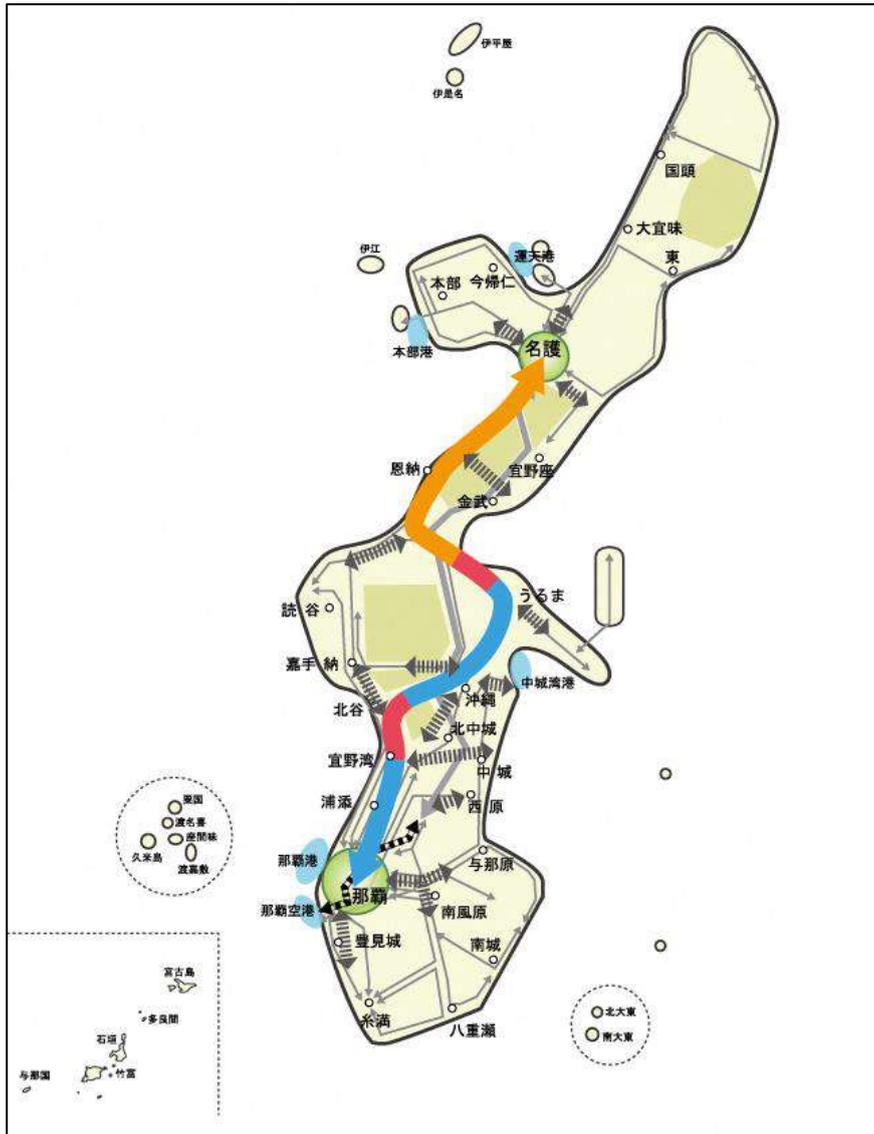
- ・ 用地確保や事業費等の観点から、市街地部は道路空間、郊外部は専用用地への導入を基本とし、市街地部のうち宜野湾～北谷は高架橋で、それ以外は地下トンネル、郊外部は山岳トンネルと高架橋を想定（5頁）

■駅位置の考え方

- ・ 利用者の属性や周辺の土地利用、集客施設等の立地状況等を踏まえつつ、必要な機能及び規模について検討を行い、適正な場所を選定（5頁）

■想定するシステム

- ・ 今後の技術開発の動向にもよるが、小型鉄道、モノレール、AGT、HSST、LRT（専用軌道）を想定（5頁）



概略計画図

⑥ 沖縄県広域緑地計画（平成 30 年 3 月改定）

【概要】

- ・ 沖縄県広域緑地計画は、2002 年(平成 14 年) 3 月に策定された「沖縄県広域緑地計画」を、その後の社会経済情勢の変化、関連法改正、上位・関連計画の策定・改定等に応じて改定するものである。
- ・ 「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画【改定計画】（平成 29 年 5 月）」の「みどり」に関する施策の実現を目指す推進計画である。
- ・ 広域的観点からみたみどりの確保目標や配置計画及びみどりの形成の方策などを示し、今後の沖縄県におけるみどりの形成の推進施策の方向を明らかにするものである。
- ・ 都市計画法に基づく都市計画区域マスタープランに反映し、都市緑地法に基づく市町村が策定する「緑の基本計画」の指針として活用するものである。



広域構想に関連する項目まとめ

第2章 広域緑地計画の目標

3. 計画フレームと目標水準

(2) 目標水準設定

- ・本計画は将来市街地面積の30%以上の緑地確保を目標とする。(61頁)

第3章 実現のための施策の方針

1. 施策の体系

- ・都市公園等は、概ねすべての市街地において歩いていける範囲に公園の整備を促進するとともに、交流や利活用を促進するよう、みどりある心地よい空間の創出に努める。長期的には、住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡以上確保することを目指す。(71頁)

2. 施策の方針

I 施設緑地の確保と整備

- ・広域公園（普天間基地返還跡地、(仮称)宮古広域公園等）の具体化を目指すとともに、都市基幹公園の確保を検討する。(73頁)
- ・整備を予定する都市公園（普天間跡地：100ha、キャンプ瑞慶覧：71ha、牧港補給地区：70ha、那覇港湾施設：15ha）(75頁)

II 地域制緑地の指定・保全

- ・駐留軍用地跡地の緑地については、跡地利用の中で公園確保と共に地域制緑地の導入を検討する。(84頁)

III 緑化の推進

- ・安心・快適なまちの緑化や美ら島沖縄のまちの顔づくりを広げるために、みどりの回廊の形成を図る。(85頁)

第4章 圏域別の施策の推進方針

1. 那覇広域都市圏

- ・大規模な駐留軍用地跡地を生かした文化の公園の整備と防災避難の場の確保。(91頁)
- ・世界遺産の歴史や文化遺産を生かした歴史の公園と周辺一帯の整備。(91頁)
- ・島尻の丘や流域の環境とグスク一帯の歴史的環境や眺望・風致の保全を図り、対象とする緑地を市街化の傾向や保全の重要性に応じて段階的に確保。(風致地区、緑地保全地域、緑化地域、生産緑地地区等の地域制緑地の導入、市民緑地制度の促進と連携などを検討)(91頁)
- ・市町村の住区基幹公園の整備を促進する。また、民間による市民緑地の整備を促す。(91、102頁)
- ・公共施設や民有地における緑化を促進し、緑陰のある潤いあるみどりのまちを目指す。(91、102頁)

3. 中部広域都市圏

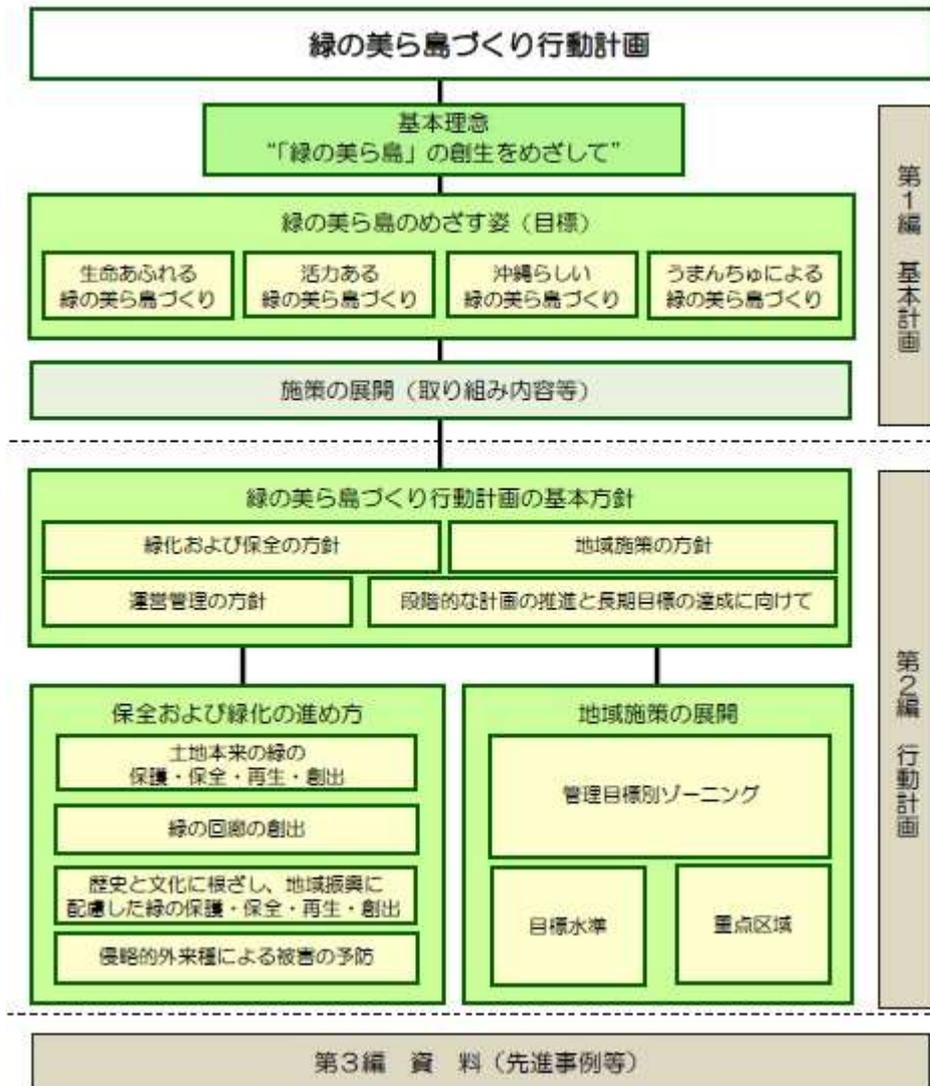
- ・駐留軍用地跡地利用や丘陵部を活かしたこどもの国公園の整備(102頁)
- ・天願川・比謝川水系や中城湾岸～勝連一帯の斜面などの圏域の骨格を形成するみどりの環境の保全を図り、対象とする緑地を、市街化の傾向や保全の重要性に応じて段階的に確保。(風致地区・緑地保全地域等の地域制緑地導入、市民緑地の促進連携検討)(102頁)
- ・森と川と海辺とまちをつなぐみどりの形成。(102頁)
- ・グスクから望むみどりの景色と入り江の再生。(102頁)
- ・金武湾の豊かな海を育む水辺のみどりの充実。(102頁)
- ・市町村の住区基幹公園の整備を促進する。また、民間による市民緑地の整備を促す。(102頁)
- ・公共施設や民有地における緑化を促進し、緑陰のある潤いあるみどりのまちを目指す。(102頁)
- ・スポーツ・レクリエーション活動ができるこどもの国公園の供用整備を進める。(106頁)

- 利用域を2つに分けて、圏域に不足しているテーマ性を持った新たな公園を配置する。西海岸：駐留軍用地返還跡地利用（歴史の散策）
- 各市町村の公園と連携を図り、みどりのレクリエーションネットワークを形成する。（106頁）
- 中部広域都市圏では、合計 16.6 m²/人を目標とし、「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想」で計画されている公園の実現、身近な公園の整備、既存施設の質の向上を促進する。（107頁）

⑦ 緑の美ら島づくり行動計画（平成 24 年 3 月）

■ 概要

- ・「緑の美ら島づくり行動計画～緑の美ら島の創生をめざして～」(以下、「本計画」という)は、県民の潤いと安らぎのある生活環境の維持・増進、観光リゾート地にふさわしい魅力ある“緑の美ら島づくり”を推進することを目的とします。亜熱帯の特性を生かした全島緑化を効率的に推進するために、森林緑地の保全および緑化の施策のあり方を総合的・体系的に示すものである。
- ・「緑の美ら島づくり行動計画」の期間は、平成 24 年度から令和 13 年度までの 20 年間とする。
- ・「沖縄振興計画」「第 3 次沖縄県農林水産業振興計画」を踏まえるとともに、新たな計画の「沖縄 21 世紀ビジョン」「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画(仮称)(案)」を反映して策定するものである。



広域構想に関連する項目まとめ

第1編〈基本計画〉

IV. 施策の展開

2. 施策の展開

(2) 活力ある緑の美ら島づくり

4) 駐留軍用地跡地の緑地を保全・創出します

- ・ 今後返還が予定されている大規模な駐留軍用地跡地の利用にあたっては、跡地に残された自然環境を調査し、保全及び再生することにより、環境づくりを先導し、中南部都市圏の広域的な緑地ネットワークの形成を目指します。(26 頁)
- ・ 跡地の土地利用においては、中南部都市圏の中での緑・水環境・生物多様性等の役割を踏まえ緑地を確保した上で、それ以外の区域での都市的土地利用を図ります。(26 頁)
- ・ 跡地内の環境にとどまらず、水循環を通じて周辺環境へ大きな影響を及ぼすことを考慮し、跡地における公園・緑地の確保や緑地等により保水機能の確保を図り、下流部の環境（湧水・湿地）の保全を図ります。(26 頁)
- ・ 駐留軍用地等を中心とした琉球石灰岩台地の崖地、湧水、洞穴等の保全を図るとともにこれらを活用し、一体となった生活空間・景観の保全と再生を図ります。(26 頁)
- ・ 普天間飛行場等の駐留軍用地跡地では、斜面、湧水、洞穴、海岸等と一体となった樹林地の保全と洗剤自然植生への回復を促進し、中南部都市圏における生物多様性の拠点を形成し、これらと周辺斜面緑地、河川緑地等をあわせ、生物多様性を保持する緑地ネットワークを形成します。(26 頁)
- ・ 宅地敷地内の緑化等により、宅地における保水機能の確保と、緑に包まれた市街地景観の形成を図ります。(26 頁)
- ・ 沖縄 21 世紀ビジョンや沖縄県広域緑地計画で位置付けられている大規模な（仮称）普天間公園を整備します。(26 頁)

⑧ 沖縄県アジア経済戦略構想推進計画（令和3年5月改訂）

【概要】

- ・戦略構想は、沖縄の持つ地域力、文化力、人間力、自然力等、沖縄の持つソフトパワーを生かし、国際物流拠点の形成をはじめ、情報通信関連産業、観光リゾート産業などのリーディング産業の拡充、強化を進めるとともに、今後の成長が見込まれる航空関連産業やものづくり産業、医療・バイオ産業や農林水産業などに加え、沖縄の持つ独自の技術を生かした環境ビジネス・再生可能エネルギーなどの産業も含め、アジア諸国と本県の相互の発展につながるような経済戦略であり、沖縄21世紀ビジョン関連施策の取組を強化するものである。
- ・戦略構想は、沖縄21世紀ビジョン関連施策を踏まえ、今後の沖縄県の経済産業の成長に向けた大きな方向性を明らかにしたものであり、同構想で掲げる「モノ・情報・サービスが集まる沖縄」、「国内外から企業が集う沖縄」、「国内外からひとが集う沖縄」や、「県民所得の向上」を実現し、沖縄の発展を加速させるために、戦略構想の実現に取り組むことが重要であると示している。
- ・推進計画は、同構想の実現に向け、観光リゾート産業、情報通信関連産業などのリーディング産業の拡充・強化や、国際物流拠点の形成など「5つの重点戦略」に加え、農林水畜産業や健康・医療・バイオ産業など「4つの産業成長戦略」、アジアにおけるプラットフォームの構築など「5つの推進機能」を柱とし、具体的な取組を示した実施計画である。

広域構想に関連する項目まとめ

第5章 重点戦略等に係る取組

(2) 重点戦略

I アジアをつなぐ、国際競争力ある物流拠点の形成

- ・那覇軍港用地等の活用、旧自由貿易地域及び那覇港の機能再編や新たな土地造成等による那覇空港・那覇港周辺への臨空・臨港型産業集積の促進（14頁）
- ・那覇空港における第2滑走路の活用促進及び駐機スポットの拡充、深夜の動植物検疫体制の整備、航空機燃料税等の軽減措置等による物流機能の更なる強化（14頁）
- ・那覇港総合物流センターの整備、那覇港と中城湾港の連携、中城湾港の航路拡充及び産業港としての整備等による港湾物流機能の強化及び新たな物流関連ビジネスの創出（14頁）
- ・全国の特産品を迅速にアジアに届ける流通プラットフォームの構築及び関連産業の集積（14頁）

II 世界水準の観光リゾート地の実現

- ・マリンタウン MICE エリアの形成、「沖縄MICE振興戦略」に基づくMICE誘致の強化（15頁）
- ・那覇港の大型クルーズ受入施設の整備をはじめとするクルーズ船対応施設の整備推進（15頁）
- ・拡大するクルーズ市場の獲得等「東洋のカリブ構想」による沖縄の東アジアにおけるクルーズ拠点化への取組（15頁）
- ・外国人観光客等の情報通信環境の向上やブランディングの推進等、観光収入1.1兆円観光客数1,200万人等の達成を目指す「沖縄観光推進ロードマップ」の推進強化（15頁）
- ・下地島空港及び周辺用地の活用による富裕層向けの新たなリゾート地の創出等、海外富裕層の獲得に向けた取組（15頁）

III 航空関連産業クラスターの形成

- ・機体整備事業を起点とした航空関連産業の集積（15頁）
- ・航空関連産業クラスターの形成に必要な空港周辺産業用地の確保、調査及び誘致活動等の実施（15頁）
- ・航空整備士等、航空関連産業人材の育成・確保に向けた産学官一体となった取組（15頁）

IV アジア有数の国際情報通信拠点“スマートハブ”の形成

- ・リゾート地沖縄をテクノロジーで支え、情報通信関連産業と他産業との連携による「沖縄モデルのデジタルトランスフォーメーション」等を促進する取組「ResorTech Okinawa」を推進（15頁）
- ・沖縄ITイノベーション戦略センターの活用による、ITイノベーションを各産業分野へ応用した実証事業や事業マッチングを通じた新ビジネス、新サービスの創出（15頁）
- ・県内IT企業のビジネス連携の推進とアジア展開に資するブリッジ人材の育成（15頁）
- ・観光、医療、農業等の他産業と連携した、各産業の高度化、競争力強化につながるビジネスの創出促進（15頁）

IV 沖縄からアジアへとつながる新たなものづくり産業の推進

- ・産学官・企業間連携の推進、高度技術や戦略的製品の開発促進等による、ものづくり産業の振興（16頁）
- ・サポーティング産業の高度化を基軸とする、新たなものづくり産業の振興（16頁）

（3）産業成長戦略

ア 農林水畜産業

- ・新たな鮮度保持技術及び出荷予測システムの導入による生鮮品等の輸出促進（16頁）
- ・漁港への高度衛生管理型荷捌施設や水産物加工処理施設の設置による鮮魚等の輸出体制の強化（16頁）
- ・海外における畜産物の新規市場の開拓、プロモーション及びマッチング支援等による県産品の輸出促進（16頁）

イ 先端医療・健康・バイオ産業

- ・西普天間住宅地区跡地における沖縄健康医療拠点形成の推進（17頁）
- ・県内医療産業の競争力強化に向けた研究開発や事業化の支援、再生医療産業の競争力強化に向けた技術開発等の取組（17頁）
- ・沖縄の地域資源を生かした健康食品の開発推進体制の構築及びブランド化の推進（17頁）
- ・再生医療産業拠点形成の推進（17頁）

ウ 環境・エネルギー産業

- ・離島地域に適した再生可能エネルギー技術の実証及び海外展開（17頁）

エ 地場産業・地域基盤産業

- ・工芸産業における技術等の高度化や市場ニーズに対応する製品開発等の推進、豊富な伝統的工芸品を生かした産業の振興に資する人材の育成（17頁）
- ・沖縄独自の伝統・文化の産業化及び振興
- ・観光との連携等による海外の見本市や高級デパートでの物産展への出展等による海外販路の拡大（17頁）
- ・ジェトロ、商工会議所、商工会等と連携した貿易相談窓口の設置等による、県内零細企業等の海外展開のサポート（17頁）

（4）推進機能

A アジアにおけるビジネス・ネットワーク拠点「プラットフォーム沖縄」の構築

- ・県海外事務所の機能強化やジェトロ等の関係機関、民間企業との有機的な連携による、県内企業等のアジア展開促進体制の構築（18頁）

B ビジネス・コンシェルジュ沖縄の構築

- ・企業誘致や投資促進に必要な情報の提供や相談を一括して行うビジネス・コンシェルジュ機能の整備（18頁）
- ・県内企業が海外企業との取引などについて相談できる貿易相談窓口の整備（18頁）
- ・観光や投資、ビジネスの誘致等に関する沖縄県の情報をワンストップで提供するWebサイトの整備（18頁）

C アジアを見据えたグローバル人材育成の推進

- ・ 高度な専門性と国際性を有する産業人材の育成等を目的とした留学やインターンシップ、OJT等の費用助成（18頁）
- ・ 県外難関大学等へ進学する学生を対象とした給付型奨学金の創設（18頁）
- ・ 県内企業との協力による職場見学・体験等、初等中等教育における職業教育の推進（18頁）
- ・ 教育機関や企業との連携によるインターンシップの送り出し・受入体制の拡充（18頁）
- ・ **D アジアのダイナミズムを取り込むための規制緩和、制度改革**
- ・ 沖縄への投資拡大や優れた産業人材の確保・育成等に資する訪日ビザ発給要件の緩和に向けた取組（18頁）
- ・ 物流関連産業の振興に向けた規制緩和・制度改革の推進（18頁）
- ・ 沖縄振興特別措置法に基づく特例措置や国家戦略特区等を活用した規制緩和の取組（18頁）

E アジアのシームレスな海、空、陸の交通体系への連携

- ・ 那覇空港ターミナルビルの機能強化、国際線CIQ施設や航空燃料備蓄環境等の空港機能の強化・拡充。24時間国際ハブ空港化に向けた中長期的なグランドデザインの早期作成（18頁）
- ・ 新たなクルーズターミナルの整備及び陸上交通との連絡性向上（18頁）
- ・ 二次交通機能の強化（18頁）
- ・ 国際都市としての機能強化に資する各種交通案内、観光案内等の多言語表記等の推進（18頁）

⑨ 第6次沖縄県観光振興基本計画（令和4年7月）

【概要】

- ・本計画は、沖縄21世紀ビジョン基本計画を踏まえつつ、沖縄県観光振興条例第7条に基づき、観光の振興に関する基本的な方向を明らかにするために策定するものである。
- ・本計画は県及び市町村などの行政機関や観光協会などの地域組織、各種業界団体など観光関係者のためだけの行動計画ではなく、県民をはじめとした沖縄観光に関わるすべての人が認識すべき10年後の沖縄観光のビジョンを指し示す計画であり、各主体が協働してそのビジョンを着実に実現するための基本方針を示すものである。
- ・本計画の期間は、平成24年度から令和3年度までの10年とする。

広域構想に関連する項目まとめ

第7章 圏域・テーマ別の施策展開

(2) 中部圏域

【主な特性】

- ・本圏域においては、世界文化遺産群を構成する中城城跡、勝連城跡、座喜味城跡等の重要な文化財を有しており、また、沖縄市を中心に、米軍基地が存在するが故の様々な問題を抱えつつ、戦後、伝統文化と異文化が融合した独特の「チャンプルー文化」を醸成しており、ミュージックタウン音市場等が整備され、伝統文化と異文化が融合・発展した独特の音楽文化を発信している。
- ・宜野湾市の西海岸沖は多くのサンゴ礁が群生しており、「謝名瀬（じゃなびし）地区保全利用協定」の認定も受けている。
- ・特に西海岸地域を中心に各種レクリエーション施設、リゾートホテル等が立地し、都市近郊型のビーチリゾートが形成されている。

【施策の方向性】

- ・有形・無形の多様な文化資源を生かした体験・滞在型観光など地域資源を活用した本圏域特有の観光スタイルを創出するとともに、良好な景観の形成、環境保全活動と経済活動が共存するルールづくり、魅力ある風景づくり等を推進し、豊かで美しい観光・都市空間の創出を図る。また、立ち寄りの多い北谷町を観光二次交通結節点として位置づけ、二次交通の利用促進と分散化を図る。
- ・国際色豊かな独特のチャンプルー文化が根付いた沖縄市を中心として、沖縄全島エイサーまつり等の音楽・芸能を活用した観光・レクリエーション拠点の形成を促進する。沖縄こどもの国については、広域的な児童・青少年の健全育成拠点及び観光拠点としての活用を促進する。
- ・中城湾港では、新港地区においてクルーズ船の受入拠点の形成、泡瀬地区において東部海浜開発事業を推進するとともに、海洋性レクリエーション需要への対応等を図る。うるま市を含めた環金武湾地域においては、金武湾の特性を生かした海洋レジャー等の取組を推進する。加えて、観光地形成促進地域制度を活用し、魅力ある民間施設の整備を促進することで、国内外からの観光客の増大や観光の高付加価値化等による滞在日数の延長、観光消費額の向上につなげる。
- ・本圏域に集積するスポーツ施設の拡充を促進するとともに、プロスポーツキャンプ等の受入やおきなわマラソンなど各種スポーツイベント開催をはじめとするスポーツツーリズムを推進する。特に、FIBA バスケットボールワールドカップ 2023 等の国際大会等の開催など、沖縄アリーナを核とした「スポーツアイランド沖縄」の形成に向けた取組を推進する。
- ・また、東部海浜開発地区「潮乃森」など、新たなスポーツコンベンション拠点を有するビーチフロント観光地の形成やCIQの常設化及び迅速化、充実した船舶補給施設の整備などによりスーパーヨット受入の環境整備を推進するとともに、沖縄県総合運動公園、吉の浦公園等

の総合スポーツ施設等を生かし、プロスポーツチームの合宿や、学生及び社会人におけるクラブ活動の誘致など、長期滞在型の多様なスポーツツーリズムを推進する。

- ・首里城を起点として中城城跡、勝連城跡、座喜味城跡を周遊しやすくするための取組を推進する。

(3) 南部圏域

【主な特性】

- ・本圏域は、先の大戦において日本軍の司令部が置かれ、このため苛烈な戦闘に多くの県民が巻き込まれ犠牲となった地域である。戦争の悲惨さ、平和の尊さを認識し、20万人余の戦没者の霊を慰めることを目的として、沖縄戦跡国定公園が指定されている。
- ・沖縄戦で灰じんに帰した首里城は、本土復帰 20 周年を記念し、国営公園として復元され、首里城跡は 2000 年に世界文化遺産に登録された。令和元年の首里城火災により、正殿や文化財等が焼失し、現在、復興に向けた取組が進められており、首里城をはじめ琉球王国のグスク及び関連遺産群や日本遺産、県立博物館・美術館が立地している。
- ・漫湖水鳥湿地センターはラムサール条約湿地に登録されており、希少な生き物が観察できる。その他、浦添西海岸地区をはじめ、瀬長島や豊崎地区など那覇空港周辺には、空港からの出発前など の利用に便利な商業施設が立地している。

【展開の基本方向】

- ・戦跡として唯一の国定公園である沖縄戦跡国定公園を中心とした戦跡の保存・活用など平和発信地域を形成するとともに、当該国定公園の特別地域の範囲の見直しを図るなど、平和の発信と歴史的風景の保全を両立する地域を形成する。
- ・さらに、伝統工芸の技術・技法の継承とともに、おきなわ工芸の杜を活用した商品開発、マーケティング、ブランド力向上等の推進に取り組み、地域の伝統工芸の魅力や価値の向上に取り組む。
- ・本圏域においては、良好な景観の形成、環境保全活動と経済活動が共存するルールづくり、魅力ある風景づくり等を推進し、豊かで美しい観光・都市空間の創出を図る。
- ・西海岸地域においては、リゾート及び都市型ホテルや飲食・ショッピング、コンベンション、マリナー・人工ビーチ、レクリエーション等の施設の集積を生かしつつ、アジアをはじめとする諸外国や県内外との交流拠点の形成を目指し、施設の充実及び受入体制の強化を促進する。
- ・那覇港においては、国際クルーズ拠点の形成に向け、フライ・アンド・クルーズ等の高付加価値を促す多様なクルーズの誘致等に取り組むとともに、那覇港の歴史・文化、自然環境や周辺離島との連携等を活かしたウォーターフロント空間の創出等を図る。
- ・マリンタウン MICE エリアにおいては、大型 MICE 施設の整備に向けた取組を推進し、宿泊施設や商業施設の立地促進や施設利用者の交通利便性の確保、オープンスペースの賑わいやスマートシティの形成など、MICE を中心とした魅力あるまちづくりに取り組む。
- ・観光地形成促進地域制度を活用し、魅力ある民間施設の整備を促進することで、国内外からの観光客の増大や観光の高付加価値化等による滞在日数の延長、観光消費額の向上につなげる。
- ・陸、海、空の玄関口が立地する本圏域では、慢性的な交通渋滞が発生しており、交通渋滞は、観光地での滞在時間ロスとなり、観光消費額の低下にもつながることから、玄関口の主要拠点と拠点都市間の移動の円滑化、利便性の向上を図り、交通料金と観光施設入場券がセットとなったお得な周遊券を促進することで、国内外からの観光客の満足度、観光消費額向上につなげる。
- ・那覇空港との近接性や充実した宿泊施設等の集積を生かした都市型 MICE の開催に向けて、今後、中城湾港 西原与那原 地区における大型 MICE 施設の着実な整備への取組や、大型国際見本市・展示会を始めとする各種 MICE の地元自治体と連携した誘致体制を強化し、地元事業者等による MICE 関連ビジネスの振興に取り組む。

⑩ 第5次沖縄県国土利用計画（平成30年2月）

【概要】

- ・本計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、全国の国土の利用に関して基本的事項を定める全国計画を基本とするとともに、沖縄21世紀ビジョン基本計画の基本方向に即し、沖縄県の区域における国土（以下「県土」という。）の利用に関して必要な事項を定めるものである。
- ・また、本計画は、市町村がその区域について定める市町村計画及び沖縄県土地利用基本計画の基本となるものであり、全国計画及び市町村計画と合わせて同法第4条の国土利用計画を構成するものである。
- ・本計画では、県土利用の基本方針として、第5次全国計画を基本とする「適切な県土管理を実現する県土利用」、「自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用」、「安全・安心を実現する県土利用」の3つの方針に加え、沖縄県独自の方針として「駐留軍用地跡地利用の推進」、「沖縄21世紀ビジョン基本計画の推進に資する県土利用」の5つの基本方針を示している。
- ・計画の目標年次は、平成39年（令和9年）とし、基準年次は平成27年である。

広域構想に関連する項目まとめ

第1章 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本方針

(2) 県土の特性

本県は、地理的に本土と東南アジアのほぼ中間に位置し、東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に散在する160の島しょから構成されています。「島しょ」という土地空間の狭あい性による県土利用の制約はあるものの、その広大な海域は、我が国の排他的経済水域（EEZ）及び海洋資源の確保、領空・領海の保全等に大きな役割を果たしています。

また、我が国では稀な亜熱帯海洋性気候にあり、周辺をサンゴ礁に囲まれ、海域・陸域に貴重な動植物が生息・生育する等、他に類をみない自然環境的特性を有しています。

一方で、広大な米軍施設・区域の存在は、産業の振興、都市の形成、交通体系の構築等、県土の総合的かつ計画的な土地利用を進める上で大きな制約となっています。

(3) 県土利用をめぐる基本的条件の変化

エ 米軍施設・区域の返還をめぐる状況

本県には、平成29年1月1日時点で県土の約8%を占める約18,609ヘクタール（31施設）の米軍施設・区域があり、県土利用上の制約となっています。

平成8年12月の「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」最終報告において、普天間飛行場を含む11の米軍施設・区域約5,002ヘクタールの返還が合意され、また、平成18年5月に開催された「日米安全保障協議委員会（SCC、通称「2+2」）」において、嘉手納飛行場以南の6施設・区域の返還方針が示されてきました。さらに、平成28年12月には、本土復帰以降、最大規模となる約4,010ヘクタールが返還されるなど、米軍施設・区域を取り巻く状況に変化が見られます。

(4) 本計画が取り組むべき課題

エ 駐留軍用地跡地の利用

本県の枢要部分を占有している駐留軍用地の存在は、総合的な交通ネットワークの構築や計画的なまちづくりなどの本県の振興を進める上で大きな障害となっています。

今後、返還が予定されている大規模な駐留軍用地の跡地利用は、長きにわたる米軍施設・区域の存在により歪んだ本県の県土構造を再編する好機であり、その利用においては地域の

枠を超えた広域のかつ一体的な整備を図るとともに、各々の圏域や地域が広域的に連携・補完しあい、本県に潜在する発展の可能性を最大限に引き出していく必要があります。

また、返還に当たっては、これまでの駐留軍用地跡地利用の事例により明らかになった返還前の米軍施設・区域への立入調査、同返還に伴う土壌汚染等の環境浄化、地権者の負担軽減など様々な課題の解決を図る必要があります。

(5) 県土利用の基本方針

エ 駐留軍用地跡地利用の推進

駐留軍用地跡地については、自立的発展に寄与する貴重な空間として、良好な生活環境の確保、産業の振興、健全な都市形成、交通体系の整備、自然環境の保全・再生等、それぞれの地域特性を踏まえた総合的かつ計画的な跡地利用を推進します。都市的土地利用が想定される地域については、周辺市街地と連携しつつ、良好な生活環境の確保や新たな産業の振興、交通体系の整備、緑化の推進など魅力ある都市空間の形成を図るとともに、有効かつ適切な利用を推進し、県内各圏域の多様な機能との相互の連携により、本県の均衡ある発展につなげていきます。

農林業的土地利用が想定される地域については、農林業基盤の整備を計画的に推進し、新たな生産拠点となる優良農地の確保・拡大を図るとともに、6次産業化など新たな取組による付加価値を創造するフロンティア型の農林水産業を推進する観点から、高度な加工技術を集約した加工拠点や効率的な移輸送に対応した物流拠点の形成に向けた条件整備を推進します。

自然的土地利用が想定される地域については、健全な生態系を保全しながら生物多様性を維持増進していく観点から、自然環境を保全することを基本とします。特に、人が長年入ることなく貴重な動植物が生息・生育する地域においては、特定外来生物等の侵入防止対策などの管理体制の強化を促進します。

オ 沖縄 21 世紀ビジョン基本計画の推進に資する県土利用

人間優先のまちづくりをする観点から、高齢者や障害者をはじめ、誰もが安全かつ安心して快適に暮らせる質の高い生活環境を実現するため、まちづくりにおけるユニバーサルデザインを推進するとともに、歩いて暮らせるまちづくりや、人に優しい交通手段の確保に取り組みます。

また、自立型経済の構築に向けた新たな展開として、我が国及びアジア・太平洋地域とともに発展していくため、空港、港湾・漁港、道路、鉄軌道などの産業発展に必要な基盤整備を戦略的に進めます。その際には、広域交流拠点と各圏域拠点間のアクセス改善の観点から、沖縄島の中南部地域と北部地域を結ぶ南北軸及び同島の東海岸地域と西海岸地域を結ぶ東西軸を有機的に連結する幹線道路網（ハシゴ道路ネットワーク）を構築するとともに、離島住民の生命線とも言える航路、航空路などの交通手段を確保し、県内外を結ぶ交通ネットワークを確立・強化し、観光振興及び交流人口の増大を図ります。

3 利用区分別の県土利用の基本方向

(7) その他

オ 米軍施設・区域

米軍施設・区域で返還が予定されているものについては、沖縄振興のための貴重な空間として、それぞれの地域特性を踏まえて跡地利用を推進します。

都市的土地利用が想定される駐留軍用地跡地については、周辺の土地利用との調整を図りながら、都市機能の計画的再配置・高度化及び諸産業基盤の整備を進めます。

農林業的土地利用が想定される駐留軍用地跡地については、農林業基盤の整備を計画的に推進し、公共施設整備や集落整備を含めた総合的な整備を促進します。

自然的土地利用が想定される駐留軍用地跡地については、自然環境の保全を基本とし、人が長年入ることなく貴重な動植物が生息・生育してきた地域については、特定外来生物等の侵入防止対策などの管理体制の強化を推進します。

なお、その利用に当たっては、周辺の土地利用との調整を図りつつ自然環境に十分配慮し、適切な土地利用に努めます。

第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

2 地域別の概要

イ 中部地域

中部地域は、沖縄島中央部及び津堅島等の周辺離島から構成され、全体として台地と海岸低地からなり、地形、地質、植生環境とも、沖縄島北部及び南部の両方の要素を有するなど多様なものとなっています。また、全域が都市計画区域に指定されていますが、中央部の比較的平坦な土地を嘉手納飛行場や普天間飛行場等の広大な米軍施設・区域が占め、土地利用上の大きな制約となっています。

都市部においては、地域の創意工夫により、駐留軍用地跡地の計画的な整備と連携しつつ、特色ある歴史・文化等の地域特性や地勢等を踏まえた潤いのある地域づくりを進めることが期待されます。また、農山漁村においては、地域の特性を生かし、多様なニーズに対応した農林水産業を展開するとともに、芸能・文化、自然環境等を生かし、余暇需要に対応する観光・リゾート地域の形成が期待されます。

本地域では、大型集客施設の郊外への進出や車社会の進展などに伴い、中心市街地の衰退、環境負荷の増大など様々な問題が生じています。このため、市街地整備や街路、公園、広場などの公共施設の整備により、まちなかでのにぎわい空間の創出を図るとともに、教育、医療・福祉、商業施設などについて、中心市街地等への再配置や充実等を促進し、居住環境の整備・充実を推進します。また、沖縄島の中央部に位置している地理的条件を生かし、他地域が有する都市機能との整合を図り、適切な補完関係のもと、本地域が持つ多様な地域資源や産業基盤を活用したまちづくりを推進します。

この地域の東海岸には、産業支援港湾としての中城湾港の機能強化やスポーツコンベンション拠点の形成、情報通信関連産業の整備を進めるとともに、国際交流リゾート等の拠点性も高めつつ、自然環境との共生を図るなど地域個性の創出や特色ある都市空間の形成を図ります。なお、中城湾港西原与那原地区（マリンタウン）においては、周辺の土地利用に配慮しつつ、大型MICE施設を核として、MICE施設周辺エリアにおける良好な都市形成及び交通利便性の確保、宿泊施設、商業施設等の集積によるにぎわいのあるまちづくりを推進します。西海岸地域においては、リゾートホテルやコンベンション、マリーナ、レクリエーション等施設の集積を生かし、海浜、公園、自転車道、遊歩道等の一体的な整備を促進するとともに、観光関連施設の集積を図り、快適で魅力ある世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成を目指します。

また、沖縄西海岸道路や県道 24 号線バイパス等のハシゴ道路をはじめとする幹線道路ネットワークの整備を推進することにより、南北交通軸及び東西交通軸を強化し、拠点間の対流を促進し、地域色豊かな多核連携型の広域都市圏構造の形成を図ります。

さらに、沖縄都市モノレールと沖縄自動車道との連携による交通結節点の整備等を踏まえ、本地域におけるインターチェンジ周辺における活力とにぎわいのある拠点形成を推進します。

本地域の駐留軍用地跡地については、都市的土地利用が想定される跡地においては、土地区画整理事業等を行うことにより、公園や区画道路等の公共施設と宅地造成を同時に整備し、一体的なまちづくりを図ります。また、農業的土地利用が想定される跡地においては、公共施設整備や土地改良事業等を促進し、個性豊かな田園都市空間の形成を図ります。

本地域における農業は、立地条件などの地域特性を生かした都市近郊型農業を促進するとともに、エコファーマー等の育成による環境保全型農業の拡大を通じて、環境負荷低減を実現する技術の普及を図りつつ、生産・供給体制の整備を計画的に実施し、拠点産地の形成を重点的に進めます。また、遊休化した農地の有効利用を図り、農業用水源の確保やかんがい施設、区画整理等の各種生産基盤の整備をするとともに、農業水利施設等の長寿命化や赤土等流出問題の総合的な対策を推進し、農地保全及び環境負荷低減を図ります。さらに、農山

漁村においてグリーン・ツーリズム等による交流・体験及び滞在拠点を形成し、観光リゾート産業との連携や農林水産業の多面的機能の発揮を図ります。

このほか、公園・緑地、環境衛生施設等の公用・公共用施設等の整備が見込まれますが、これらの実施に当たっては、これまで蓄積された産業及び生活基盤等を有効活用するとともに、自然環境を保全し、防災・減災、景観等にも配慮した上で、適正な土地利用を図る必要があります。

ウ 南部地域

南部地域は、沖縄島南部及び慶良間諸島、久米島、渡名喜島、粟国島、南・北大東島等の離島から構成され、沖縄島南部は丘陵・台地、離島は山地・丘陵又は台地・段丘等と様々な地形からなり、多様な地域性を有しています。また、離島においては、排他的経済水域の保全等の面で重要な役割を担っています。

沖縄島南部の糸満市から浦添市までは市街地が連なり、那覇市より南では市街地と農山漁村が共存し、那覇市を中心に高度な都市機能が集積するなど県内外の交流拠点となっています。

都市部においては、戦後、開放された土地に急激に人々が流入し、都市基盤整備が追いつかないまま、無秩序に密集市街地が形成されてきました。市街地の再編・再開発を行うとともに、慢性的な交通渋滞などの都市問題や防災等の観点を踏まえたまちづくりが求められています。また、今後は物流をはじめとする国際交流拠点の形成、モノレール延長区間の新駅、これらへのアクセス道路、情報通信基盤の整備等も総合的に推進し、居住環境の向上及び都市機能強化を図ることが期待されます。

農山漁村及び離島地域においては、都市との交流・連携を促進し、相互の機能分担を行うとともに、豊かな自然環境の保全を図りながら、それを活用しつつ、多様なニーズに対応した農林水産業の展開、余暇需要に対応する観光・リゾート地域の形成、快適な住環境の整備等、地域特性を生かした活力ある地域づくりを行うことが期待されます。

市街地においては、計画的な土地利用に基づく住宅地、業務地、商業地、工業地、流通業務地の適正配置のもと、円滑な交通網の形成により、人・モノ・情報の結節機能の強化を推進します。また、ユニバーサルデザインの考えを積極的に取り入れた「すべての人にやさしいまちづくり」を進めるとともに、より実効性の高い土地利用を展開するための住民参画による地域からのまちづくりを促進します。なお、中城湾港西原与那原地区（マリントウン）においては、周辺の土地利用に配慮しつつ、大型MICE施設を核として、MICE施設周辺エリアにおける良好な都市形成及び交通利便性の確保、宿泊施設、商業施設等の集積によるにぎわいのあるまちづくりを推進します。

農山漁村及び離島地域においては、良好な自然環境や営農環境を確保するとともに、地域コミュニティ活力の維持、集落景観の保全など魅力的な田園農住地域の形成を図ります。また、国立公園に指定された慶良間諸島国立公園や沖縄島周辺離島における観光資源である自然環境の保全と持続的な利活用が図られる土地利用を推進します。さらに、離島地域においては、住民の生活を支える港湾の機能拡充を図るため、必要な整備を推進するとともに、高齢化の進行に対応するため、ユニバーサルデザインの理念に基づく施設整備等を進めます。

なお、人口や観光客数の増加に伴い、住宅地やホテル等の宅地需要が増加していますが、土地利用の不可逆性の観点から、農林業的土地利用や自然的土地利用からの転換は、慎重な配慮のもと計画的に行う必要があります。

本地域における農業は、消費者ニーズに対応した熱帯果樹などの収益性の高い品目の生産振興及び立地条件などの地域特性を生かした都市近郊型農業の促進に取り組むとともに、エコファーマー等の育成による環境保全型農業の拡大を通じて、環境負荷低減を実現する技術の普及を図りつつ、拠点産地の体制強化・育成により、生産拡大とブランド化を進めます。また、遊休化した農地の有効利用を図り、湧水や雨水の利用など地域特性に応じた新たな農業用水源の確保、かんがい施設、区画整理等の各種生産基盤の整備や赤土等流出問題の総合的な対策を推進し、農地保全及び環境負荷低減を図ります。さらに、農山漁村においてグリーン・ツーリズム等による交流・体験及び滞在拠点を形成し、観光リゾート産業との連携や農林水産業の多目的機能の発揮を図ります。

このほか、沖縄西海岸道路や南部東道路などのハシゴ道路をはじめとする幹線道路ネットワークの整備や国際物流拠点産業集積地域における新たな工業用地の創出、駐留軍用地跡地利用を視野に入れた空港及び港湾の強化、公園・緑地、厚生福祉施設等の公用・公共用施設の整備が見込まれますが、これらの実施に当たっては、豊かな自然環境を保全し、防災・減災、景観等にも配慮した上で、適正な土地利用を図る必要があります。

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

6 土地の有効利用の促進

(8) 駐留軍用地跡地

返還が予定されている駐留軍用地跡地については、国、県、関係市町村の密接な連携の下、自然環境の保全に配慮しつつ、総合的かつ計画的な跡地利用計画策定及び事業実施に向けた取組を推進するとともに、県民全体の跡地利用に係る機運醸成を図るため、県民、地権者等への効果的な情報発信（プロモーションビデオやホームページの更新等）に取り組みます。また、返還後、速やかに事業着手できるように、返還前から駐留軍用地への立入による文化財調査や自然環境調査等が行えるよう、関係機関への働きかけを行います。

⑪ 那覇広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

(令和4年11月)

【概要】

- ・都市計画区域マスタープランは、都市計画区域全域を対象として「都市計画の目標」、「区域区分(線引き)の有無及び区分する場合はその方針」、「土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業等、主要な都市計画の決定の方針」など、都市計画のおおまかな方針を定めるものである。

広域構想と整合を図る事項

Ⅱ 都市計画の目標

3. 都市づくりについて

3) 基本方針

① 地域の歴史・自然・文化をいかし、住民主体の都市圏づくり

○ 伝統や文化を大切にす都市圏づくり

- ・点として存在する歴史資源や文化資源など、拠点の核となる歴史文化遺産及びその周辺環境とともに、伝統的な街並みなどの集落環境を整備し、また、そのような拠点や集落をつないで「琉球歴史回廊」の形成を図るとともに、独自の歴史、文化や平和を願う心を次世代に伝え、国内外に発信する文化の薫りが高く、風格のある都市圏を構築します。

○ 自然環境や生活環境に配慮した循環型・低炭素型都市圏づくり

- ・郊外部に広がる農地、鳥類等の生息地である干潟域、東海岸の骨格的な緑地など、豊かな自然環境を守るとともに、自然環境の再生、廃棄物の減量化と再資源化、クリーンエネルギー等の導入、コンパクトな都市構造の形成、省エネルギー建物への転換、交通騒音等の低減による生活環境の改善を図って、可能な限り環境への負荷を回避、軽減する循環型・低炭素型都市づくりを進めます。

② 重点的・戦略的な施策を推進し、快適で潤いのある都市づくり

○ 質の向上を図る都市圏づくり

- ・無秩序な開発にならないよう、保全と開発のバランスを保ち、これまでに蓄積された社会資本を効率的に活用して、既成市街地の質の向上を図るなど、質の高い安全で快適な都市環境を保持した持続可能な都市圏の形成を目指します。
- ・また、地域を結ぶシームレスな公共交通ネットワークの充実により、効率的な連携・集約型都市構造を目指します。
- ・併せて、市街地再開発事業や中心市街地活性化関連事業、トランジットモールの導入などハード・ソフト双方の施策の展開により、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり(ウォーカブルなまちなかの形成)等のにぎわいのある中心市街地の再整備を推進し、その際、民間の技術力や資金等を効果的に活用し、民間主体、住民主体のまちづくりを支援していきます。

○ 駐留軍用地跡地の活用による中南部の一体的な都市圏づくり

- ・普天間飛行場をはじめとした駐留軍用地の返還跡地については、魅力的な生活環境の確保や新たな産業振興、骨格道路網の整備や鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築、緑化推進など魅力ある都市空間の形成に努めます。
- ・中南部都市圏の一体的な再編を視野に入れつつ、周辺地域の土地利用と調整を図り、環境への影響も配慮しながら都市機能の計画的な配置や都市施設の整備を進めるとともに、良好な自然環境の保全に努め、個性を持つ多様な都市拠点を形成していきます。

○高度情報通信技術の活用と知的交流を促進する都市圏づくり

- ・情報化の進展は、地球的な規模で時間と距離の制約をなくし、グローバルな情報資源へのアクセスを可能にしました。情報化は、島しょ地域である本県にとって大きな利点になり、今後はアジアにおける国際情報通信拠点“ITブリッジ”として情報通信基盤を整備し、情報通信関連産業の集積を図り、国内外における学術研究の交流や産学官の交流、国際的な人材育成等を促進する都市基盤の整備を推進します。

③都市機能相互の連携を重視し、交流を促進する安全・安心な都市づくり

○多様な住まい方が実現する都市圏づくり

- ・本区域では、都市の利便性、効率性を享受するまちなか居住や、豊見城市や西原町などにおける市街地郊外部の閑静な住宅地、糸満市や八重瀬町、中城村における豊かな自然環境をもつ農村地域で暮らす田園居住等、多様な住まいの空間を提供するとともに、地域を結ぶシームレスな公共交通ネットワークの充実を図り、それぞれの交流が促進される都市圏づくりを推進します。

○国内外に開かれた交流都市圏づくり

- ・島しょ県である沖縄において、海上交通や航空交通等の広域交通施設は、国内外の玄関口として重要であり、今後、アジア・太平洋地域の交流拠点形成に向けて、那覇空港は、「アジア・ゲートウェイ構想」を推進する上からも、IT化によりストレスのない搭乗・到着手続きや空と陸のシームレスな交通体系の構築を図ります。さらに那覇港は、沖縄の地理的な優位性を生かし、東アジアの中継拠点（サブハブ）としての機能強化や総合物流センター整備・拡充、質の高いクルーズ観光に対応する国際旅客ターミナルの整備など、物流拠点・国際交流の形成に必要な港湾機能の強化に努めます。
- ・そして、これらの広域交通と連結する幹線道路や沖縄都市モノレールの充実、鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築等により、マルチモーダル施策を推進し活力のある都市圏の形成を目指します。

○それぞれの産業が連結した都市圏づくり

- ・自立型経済の構築に向けて、琉球の歴史文化を体験できる観光業、那覇空港・那覇港に隣接する特性をいかした臨空・臨港型産業の集積、都市近郊型農業の促進や国内外からの情報通信関連産業の集積促進などを展開するとともに、産業活動を支える道路、空港、港湾等都市基盤整備を推進し、産業間の連携を深めて相乗効果による産業活動の展開を図ります。併せて、那覇港・那覇空港の近接性を活かしたシー・アンド・エアの輸送環境を図ります。
- ・また、本地域においては、那覇空港の第2滑走路の供用開始や西海岸道路をはじめとする主要道路の整備を背景に、産業用地確保が課題となっていることから、市街化区域において一定規模の産業用地の確保が困難な場合は、市街化調整区域においても保全と開発のバランスを保ちながら、産業振興・観光振興に資する土地利用を広域的かつ計画的に展開していきます。

○魅力あふれる都市圏づくり

- ・観光振興に関しては、自然、歴史、文化等のソフトパワー、スポーツツーリズム、ヘルスツーリズム、MICEの推進など沖縄の多様な魅力ある資源を活かした世界に誇れる沖縄観光ブランドの形成を図ります。浦添市から糸満市にかけての西海岸地域は、那覇空港や那覇港等の施設と連携したショッピング施設や海洋性レクリエーション施設等が整備されたコースタル・リゾートの形成や富裕層などの獲得に必要な受入環境の整備を図ります。
- ・また、沖縄コンベンションセンターを中心に、マリナー、人工海浜、リゾートホテル等、コンベンション機能とレクリエーション機能が集積する宜野湾市の西海岸地域一帯は、隣接する北谷町西海岸との効果的な連携を図り快適で魅力ある世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成を目指すとともに、コンベンション支援機能と都市型リゾート機能の維持および他のMICE施設等との連携強化を図ります。
- ・さらに、観光拠点として整備が進む豊見城市の豊崎や瀬長島、与根については、効果的な連携を図るため、その周辺においては、商業や業務等の集積を図り、観光リゾート拠点として整備を推進します。

- ・東海岸地域においては、大型 MICE 施設整備をはじめ、海洋レジャー施設等の整備による海洋性レクリエーション機能の充実、さらに、マリーナ、リゾートホテル、ショッピング施設などの集積を図り、観光拠点として整備を促進します

IV 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 主要用途の配置の方針

③商業地

- ・駐留軍用地跡地を含め計画的な土地利用による新たな商業地の形成については、広域的な都市構造を踏まえた上で適正に配置します。

4) 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

④市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・駐留軍用地跡地に残る良好な緑地については、保全・創出を図る各種制度等の指定を含め、風致の維持・創出に努めます。

6) 駐留軍用地の土地利用に関する方針

- ・跡地利用に際しては中南部都市圏における位置付けや周辺市街地との関係、既成市街地に及ぼす影響を考慮しつつ、土地区画整理事業等による計画的な面整備並びに地区計画等による良好な住環境の形成を図るとともに跡地利用を先導する中核的施設の導入や基幹道路の適正な配置、各基地跡地の特性を踏まえて分担配置などを総合的かつ計画的に推進します。
- ・駐留軍用地跡地の再開発を契機として良好な生活環境の確保、産業の振興、健全な都市形成、交通体系の整備、自然環境の保全・再生などの観点から都市機能の再編・再整備を行い、活力と潤いのある連担した多核連携型都市圏の推進を図ります。
- ・既に返還された西普天間住宅地区においては、沖縄健康医療拠点の核となる高度医療機能等を中心とし、居住機能、生活サービス機能の導入を図ります。
- ・普天間飛行場の跡地利用については、約 475.9ha という大規模な土地利用転換がなされることから、中部縦貫道路、宜野湾横断道路等の骨格道路や大規模な広域公園の整備を進めます。また、土地利用に関しては沖縄の振興の拠点として高次都市機能の導入を図ります。
- ・那覇港湾施設の跡地利用については、那覇空港、那覇港と隣接した特性をいかし、国際交流拠点の形成等複合的土地利用を目指します。
- ・牧港補給地区においては、人・海・文化を活かした国際的エンターテインメント都市として、地域資源や立地条件を活かした自然環境と経済発展の両立を目指します。また、都市的課題の解決に寄与し、都市構造の転換を促す貴重な種地としての役割を担う必要があることから、沖縄の発展に寄与する都市機能の導入を図ります。
- ・ロウワープラザ地区やインダストリアル・コリドー地区等その他の駐留軍用地跡地についても、地権者との合意形成を図りながら、各跡地利用における都市機能との連携・分担を重視した土地利用を図ります。
- ・駐留軍用地跡地に残る貴重な緑地等の自然環境については、各種制度を活用し、水・緑・生態系の保全・創出・回復を図ります。さらに、戦争により失われた各地域の文化財や美しい風景・景観の復元、水・緑・生態系の再生を図り、世界に誇れる沖縄らしい風景づくりや新たな風景の創出に取り組めます。
- ・駐留軍用地跡地については、跡地利用が確定し市街地整備が確実となった段階で土地利用に応じて市街化区域へ編入するとともに、市街化区域編入に先立って必要な都市施設の位置付けも併せて検討します。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

3) 主要な施設の配置の方針

②公共交通機関

- ・鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けては、市町村のまちづくりや広域的な都市計画と連携を図るとともに、駐留軍用地の跡地利用を見据えた県土構造の再編も視野に入れた取り組みを進めます。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 基本方針

- ・駐留軍用地の跡地利用については、地権者等の意向もふまえ土地利用の需要・供給のバランスに配慮した段階的な開発に努め、新市街地開発抑制方針の例外として整備を促進します。また、既成市街地の環境改善と一体的な駐留軍用地の跡地利用についても検討することとします。

⑫ 中部広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

(令和4年11月)

【概要】

- ・都市計画区域マスタープランは、都市計画区域全域を対象として「都市計画の目標」、「区域区分(線引き)の有無及び区分する場合はその方針」、「土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業等、主要な都市計画の決定の方針」など、都市計画のおおまかな方針を定めるものである。

広域構想と整合を図る事項

II 都市計画の目標

4. 都市づくりについて

3) 基本方針

①地域の歴史・自然・文化をいかし、住民主体の都市づくり

○自然環境や生活環境に配慮した循環型・低炭素型都市圏づくり

- ・嘉手納弾薬庫地区一帯に広がる自然緑地、残波岬一帯に広がる良好な自然海岸、勝連半島の海岸線や中城湾に面する斜面緑地など、豊かな自然環境を守るとともに、自然環境の再生、廃棄物の減量化と再資源化、クリーンエネルギー等の導入、コンパクトな都市構造の形成、省エネルギー建物への転換、交通騒音等の低減による生活環境の改善を図って、可能な限り環境への負荷を回避、軽減する循環型・低炭素型都市づくりを進めます。

○文化を発信する都市圏づくり

- ・貴重な歴史文化資源であるグスク群や伝統的な集落をつなぐ「琉球歴史回廊」を形成し、地域の快適空間や観光拠点として活用を進め、人々に潤いを与える空間を構築していきます。

②重点的・戦略的な施策を推進し、快適で潤いのある都市づくり

○にぎわいを再生する都市圏づくり

- ・中心市街地は、車社会の進展や大規模小売店舗の郊外立地などの影響により空洞化が進み、都市としての活力が弱まりつつあることから、市街地再開発事業等の導入により、土地利用密度を高めるまちなか居住を推進します。また、中心市街地活性化基本計画および関連事業等を活用し、職住近接をはじめ市街地整備や街路、公園、広場などの公共施設の整備や官民一体で取り組む公共空間のにぎわい創出により、魅力的なまちづくりを図るとともに、教育、医療・福祉、商業、文化などの施設について、中心市街地等への再配置や充実などを促進し、居住環境の整備・充実を推進します。

○質の向上を図る都市圏づくり

- ・無秩序な開発にならないよう、保全と開発のバランスを保ち、これまでに蓄積された社会資本を効率的に活用して、既成市街地の質の向上を図るなど、質の高い安全で快適な都市環境を保持した持続可能な都市圏の形成を目指します。
- ・また、地域を結ぶシームレスな公共交通ネットワークの充実により、効率的な連携・集約型都市構造を目指します。

○駐留軍用地跡地の活用による中南部の一体的な都市圏づくり

- ・キャンプ瑞慶覧(ロウワー・プラザ住宅地区等)などの駐留軍用地が返還予定であり、これらの跡地については、魅力的な生活環境の確保や新たな産業振興、骨格的道路網の整備や鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築、緑化推進など魅力ある都市空間の形成に努めます。
- ・都市的利用が想定されるキャンプ桑江南側地区跡地については、キャンプ桑江北側地区及び西海岸地域と一体となった土地利用を推進し、緑豊かな住宅地等の整備を進めるとともに、グローバルに活躍する人材育成の場(知の拠点)の創出に努めます。
- ・読谷村大湾東地区、読谷村大木地区、読谷村大木南地区の駐留軍用地跡地では、土地区画整理事業等の都市的土地利用が計画され、読谷補助飛行場、楚辺通信所、瀬名波通信施設など

の駐留軍用地跡地については、引き続き公共施設整備や土地改良事業等を促進し、個性豊かな田園都市空間の形成を図ります。

③都市機能相互の連携を重視し、交流を促進する安全・安心な都市づくり

○新たな活力を生み出す都市圏づくり

- ・ 自立型経済を構築し、県全体や都市圏の活性化を図るため、中城湾港新港地区においては、産業支援港湾としての機能の充実・強化を図るため、港湾施設の整備や定期船航路の実現等により、魅力ある投資環境を整備するなど戦略的な取組により企業立地を促進し、国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区を中心に高付加価値・高度部材産業並びに情報通信産業の拠点形成を図ります。併せて、中城湾港については、那覇港との機能分担・連携を推進し、両港の連携を強化する道路ネットワークの形成を図ります。
- ・ また、中城湾港泡瀬地区においては、東部海浜開発を促進し海洋性レクリエーション機能を導入することにより、海に開かれたスポーツコンベンション拠点等を形成します。
- ・ さらに、金武湾に面する地域における体験・滞在型観光を支援する基盤整備を進めるとともに、駐留軍用地跡地を活用して、農林業と調和を図り、付加価値の高い農業拠点として整備を図るものとします。

○東海岸と西海岸の機能分担による都市圏づくり

- ・ 本区域は、区域の中央に駐留軍用地が存在するため、隣接する市町村間の市街地が分断され、東海岸と西海岸の一体性も希薄である。さらに、都市圏全体では、西海岸地域が経済発展・開発が進んでいる一方で、東海岸地域の経済活性化が今後の課題であり、東西間の格差を是正する必要があります。そのため、東海岸地域においては、西海岸地域と対をなすもう一つの南北に伸びる経済の背骨を形成することで強固な経済基盤を構築するため「東海岸サンライズベルト構想」を展開し、マリンタウン MICE エリアを核とした賑わいを連鎖させること等により東海岸地域の活性化を図ります。
- ・ 今後、東海岸における産業拠点やレクリエーション拠点の形成が進められていくなかで、東海岸と西海岸の人の流れ、物流の効率化の観点から東西幹線となる道路を整備し、総合的な交通体系の改善、整備を進めていきます。

IV 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 主要用途の配置の方針

②商業地

- ・ 駐留軍用地跡地等における新たな商業地の形成においては、交通体系の動向や市町村等の連携のあり方等を見据え、広域的な都市構造を踏まえた上で適正に配置します。

2) 土地利用の方針

④都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・ 駐留軍用地跡地に残る良好な緑地については、保全・創出を図る各種制度等の指定を含め、風致の維持・創出に努めます。

3) 駐留軍用地跡地等の土地利用に関する方針

- ・ 跡地利用に際しては中南部都市圏における位置付けや周辺市街地との関係、既成市街地に及ぼす影響を考慮しつつ、土地区画整理事業等による計画的な面整備並びに地区計画による良好な住環境の形成を図るとともに跡地利用を先導する中核的施設の導入や基幹道路の整備などを総合的かつ計画的に推進します。
- ・ 駐留軍用地跡地に残る貴重な緑地等の自然環境については、各種制度を活用し、緑地の保全・創出を図ります。さらに、戦争により失われた各地域の文化財や美しい風景・景観の復元、水・緑・生態系の保全回復を図り、世界に誇れるような沖縄らしい風景づくりや新たな風景の創出に取り組みます。

- ・駐留軍用地跡地利用を契機として良好な生活環境の確保、産業の振興、健全な都市形成、交通体系の整備、自然環境の保全・再生などの観点から都市機能の再編・再整備を行い、活力と潤いのある連担した一体的都市圏形成の推進を図ります。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

3) 主要な施設の配置の方針

②公共交通機関

- ・鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けては、市町村のまちづくりや広域的な都市計画と連携を図るとともに、駐留軍用地の跡地利用を見据えた県土構造の再編も視野に入れた取り組みを進めます。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 基本方針

- ・駐留軍用地の跡地利用については、地権者等の意向もふまえて土地利用の需要・供給のバランスに配慮した段階的な開発に努め、新市街地開発抑制方針の例外として整備を促進します。また、既成市街地の環境改善と一体的な駐留軍用地の跡地利用についても検討することとします。

(3) 広域構想と整合すべき事項

令和4年5月に策定された「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」等から、今後の沖縄振興の取組方向として示された施策等のうち、中南部都市圏駐留軍用地跡地利用の役割、機能等、広域構想と整合を図るべき事項を整理し、中南部都市圏又は駐留軍用地に関連する新たなキーワードを以下の通り抽出・整理した。

【広域構想に反映すべき新たなキーワード】

- ・SDGsの推進
- ・カーボンニュートラルの実現に向けた取組み
- ・あらゆる分野におけるDXの推進、ICT等のデジタル技術の活用
- ・緑地環境の保全創出、景観形成、自然・文化の再生等に努め、沖縄らしい景観を次世代に引き継ぎ、時間とともに価値が高まる価値創造型のまちづくりを推進
- ・サステナブル/レスポンシブル・ツーリズムの推進
- ・アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成と、臨空臨港型産業の集積
- ・ポストコロナにおけるニューノーマル（新たな日常）への対応
- ・実証実験の場（テストベッド・アイランド）の推進

2. 中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想の現況整理及び成果検証

上位・関連計画の状況や関係市町村ヒアリングの結果を踏まえ、広域構想を取り巻く現況の整理や、各駐留軍用地の跡地利用計画への広域構想の反映状況等の成果を検証した。

(1) 広域構想策定の視点と全体コンセプト

「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」を踏まえ、広域構想に整合を図るべき点を明らかにする。

1) 駐留軍用地跡地利用に期待されるまちづくりの方向性

① 「広域構想」の記載

【「広域構想」における意義・目的】

- ・那覇市から沖縄市までを、様々な都市が社会経済活動を相互に重ねながら、連携と交流によって発展していく長大な都市圏軸として形成することを目指す。
- ・中南部都市圏の都市構造形成の実現に向けて、駐留軍用地跡地を7つのまちづくりの方向性の組み合わせによって整備していくことが望ましい。

【7つのまちづくりの方向性】

- ・新たな都市拠点と都市骨格軸を創出するまちづくり（ハブシティ）
- ・広域公共交通中心のコンパクトなまちづくり（コンパクトシティ）
- ・緑の保全と新たな創出を優先したまちづくり（グリーンシティ）
- ・リーディング産業や高次都市機能の集積した産業まちづくり（インダストリアルシティ）
- ・多様なグローバル機能を備えた国際的まちづくり（グローバルシティ）
- ・次世代送電網で結ばれた環境配慮型まちづくり（スマートシティ）
- ・安全安心な生活環境を重視したまちづくり（ハイライフシティ）

【上位・関連計画等との整合】

上位計画である「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」等を踏まえ、まちづくりの方向性に以下の要素を反映することが検討される。

- ・カーボンニュートラルの実現
- ・DX、ICT等の先進的なデジタル技術の活用
- ・実証実験の場（テストベット・アイランド）の推進

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画

第4章 基本施策

1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して

(1) 世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成

ア 脱炭素島しょ社会の実現に向けたエネルギー施策の推進

- ・国が宣言した2050年カーボンニュートラルに連動して、本県もエネルギーの脱炭素化・自立分散化・地産地消化や省エネルギー対策の強化を推進。

第6章 県土のグランドデザインと圏域別展開

1 県土全体の基本方向

(1) 県土の均衡ある発展と持続可能な県土づくり

- ・DXに向けた時間と空間を超えるICT化の推進。

(2) 我が国の南の玄関口における臨空・臨港都市と新たな拠点の形成
 ・県全体及び離島エリアを実証実験の場、テストベッド・アイランドとして、国家戦略特区制度の積極的な活用等をはじめ、効果的な規制改革を積極的に推進していく必要がある。

② 現況と課題

- ・まちづくりの方向性について、具体的な検討がされている地区（キャンプ桑江南側地区、陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム、インダストリアル・コリドー等、施設技術部地区内の倉庫地区の一部）、詳細について今後検討される地区（普天間飛行場、牧港補給地区）、未検討の地区（ロウワー・プラザ住宅地区、喜舎場住宅地区の一部、那覇港湾施設）がみられた。
- ・未検討な地区においては、跡地利用について見直しを行っており、現時点では検討されていない。

表Ⅲ-2 各駐留軍用地におけるまちづくりの方向性

まちづくりの方向性		ハブシティ	コンパクトシティ	グリーンシティ	インダストリアルシティ	グローバルシティ	スマートシティ	ハイライフシティ
①	キャンプ桑江南側地区	-	○	-	○	-	-	-
②	陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム	-	-	○	○	-	-	○
③ キャンプ瑞慶覧	2)インダストリアル・コリドー等	-	○	-	○	-	-	-
	3)施設技術部地区内の倉庫地区の一部	-	-	○	-	-	-	○
	4)ロウワー・プラザ住宅地区	-	-	-	-	-	-	-
	5)喜舎場住宅地区の一部	-	-	-	-	-	-	-
④	普天間飛行場	○	△	○	○	○	△	○
⑤	牧港補給地区	-	△	-	△	-	△	-
⑥	那覇港湾施設	-	-	-	-	-	-	-

○：具体的な検討がされている △：詳細については今後検討 -：未検討

関係市町村ヒアリング（本報告書 II-103）

駐留軍用地跡地利用に期待されるまちづくりの方向性

■具体的な検討がされている地区

①キャンプ桑江南側地区

- ・ 県の経済振興の核として、北谷町の活力や賑わいを高めるまちづくり
- ・ 人口減少を見据えた、持続可能でコンパクトな都市づくり
- ・ 北谷らしさを生かした魅力ある定住の場の創出
- ・ 北谷町の新たな中心市街地として、知の拠点の形成
- ・ 住む人・訪れる人をもてなし、訪れやすさを高める交通結節点の形成

②陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム

- ・ 海への眺望と潤いを感じる空間
- ・ 眺望景観を活かした新たな成長産業や機能創出の区間としての活用、災害時の避難地等の防災機能の確保
- ・ 地区特性を踏まえ、豊かな緑に包まれたゆとりある住環境の形成
- ・ 広域緑地ネットワークを形成し、隣接する伊礼原遺跡等の文化資源と緑の一体性を確保。

③キャンプ瑞慶覧

2) インダストリアル・コリドー等

- ・ 北谷城跡と近いことや大きな交差点に面していること等から賑わい拠点機能を導入、これと連携した企業誘致を図る。
- ・ 自転車利用も含めて職住近接の賑わいのあるまちを回遊し、まちの魅力を味わうことができるネットワーク
- ・ 川辺や地区の骨格道路を軸として、小地域内を回遊するネットワーク。

3) 施設技術部地区内の倉庫地区の一部

- ・ 「北谷城跡（歴史・文化・自然）と調和したまちづくり」をテーマとし、「北谷城跡と調和した活力と安らぎがあるまち」「北谷城跡の斜面緑地や白比川を活かした憩いがあるまち」「周辺市街地と連携した災害に強く安全で安心できるまち」を目指す。

■詳細について今後検討される地区

⑤牧港補給地区

- ・ 新しい跡地利用計画の策定に取り組んでおり、確定的なことは言えないが、「コンパクトシティ」や「インダストリアルシティ」、「スマートシティ」等についてはキーワードとして挙げられている。
- ・ 具体的な検討はこれから。隣接する卸売団地の連携（インダストリアルシティ）やSDGs等、過去の内容に縛られずに検討していく。

④普天間飛行場

- ・ 令和4年7月に策定した「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」において、「広域構想」に示されるまちづくりの方向性も含め検討することとしている。

■未検討の地区

③キャンプ瑞慶覧

4) ロウワー・プラザ住宅地区

- ・ 現時点では検討していない。

5) 喜舎場住宅地区の一部

- ・ 現時点では検討していない。

⑥那覇港湾施設

- ・ 現時点では検討していない。

(2) 広域構想の基本方針

広域交通インフラの整備基本方針、広域的公園・緑地の整備方針、跡地振興拠点の形成方針、土地利用の基本方針、各駐留軍用地跡地の整備基本方針について、新たな視点や取組に係る施策等に関する現況整理を行うとともに、関連計画等への広域構想の反映状況等の検証、要因分析を行った。

1) 広域交通インフラの整備基本方針

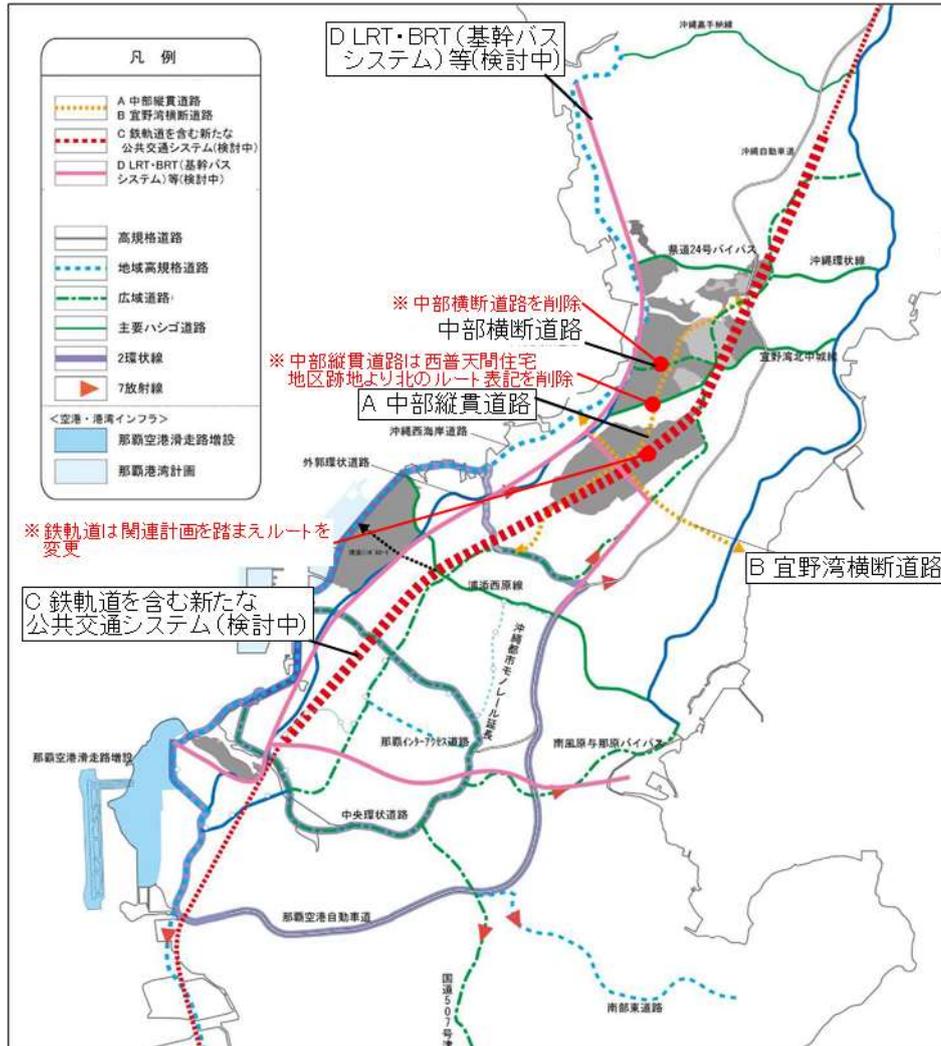
① 「広域構想」の記載

【「広域構想」における意義・目的】

- ・中南部都市圏では、市街地の中心部に駐留軍用地が存在することにより、体系的な交通ネットワークの整備が不十分で、渋滞の発生や都市構造の分断などの問題が発生している。
- ・基地跡地の整備とともに、主要な交通ネットワークとして、跡地を活用した広域的な幹線道路および鉄軌道を含む新たな公共交通システムの整備を目指す。

【広域交通インフラの整備基本方針】

- ・広域幹線道路として「中部縦貫道路」、「中部横断道路」、「宜野湾横断道路」を整備。
- ・「鉄軌道を含む新たな公共交通」の導入を検討。
- ・BRT（基幹バスシステム）やLRT、自転車（専用）道路等の新たな交通基盤の導入を検討。



注 本図における鉄道/LRT/BRT等は、沖縄県総合交通体系基本計画を参考に、跡地利用促進の観点から必要と想定されるルートを示したものです

図Ⅲ-2 広域交通インフラの整備基本方針図

【上位・関連計画等との整合】

上位・関連計画である「沖縄県総合交通体系基本計画」、「沖縄鉄軌道の構想段階における計画書」等を踏まえ、「中部縦貫道路」及び「鉄軌道を含む新たな公共交通システム」のルート変更、また「中部横断道路」についての記載を削除。

沖縄県総合交通体系基本計画

- ・中南部都市圏において返還が予定されている大規模な駐留軍用地跡地は、広域的な幹線道路の整備や鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入等、先端技術や新技術等を先駆的に導入・利活用する近未来の都市づくり等の方向性が示されている（15頁）
- ・南北骨格軸：那覇、沖縄、名護の拠点都市、空港、港湾の広域交通拠点、駐留軍用地跡地の振興拠点の相互間等での多様な産業活動や、中南部都市圏の南北軸上市街地内の多様な活動を担う骨格軸（51頁）
- ・産業・物流軸：那覇空港、那覇港、中城湾港を基軸とする国際物流拠点の形成と国際物流産業等の集積により取り扱われる貨物や企業活動、県民生活に必要な物資の流動を支える産業・物流軸（51頁）
- ・駐留軍用地跡地を活用した骨格的な道路網の検討（54頁）
- ・骨格軸となる鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入（54頁）

沖縄鉄軌道の構想段階における計画書

Ⅲ 沖縄鉄軌道の構想段階における概略計画

■起終点

- ・那覇市及び名護市を基本とし、将来的には、鉄軌道の延伸等について公共交通の利用状況や地域ニーズを踏まえ検討（5頁）

■概略ルート及び経由市町村

- ・那覇市、浦添市、宜野湾市、北谷町、沖縄市、うるま市、恩納村、名護市を經由（5頁）
- ・普天間飛行場跡地が立地する宜野湾市も経由地として位置づけ（5頁）

② 現況と課題

【周辺地域との関係を踏まえた道路整備等】

- ・既存道路ネットワークとの接続に配慮した道路構造・配置等の検討が進められている跡地がある一方で、道路計画の検討に着手できていない跡地もある。
- ・広域的な幹線道路は、国または県整備となるため、跡地利用計画を作成する各基礎自治体は適宜情報収集を行い、計画に反映している。

関係市町村ヒアリング（本報告書 II-109）

① キャンプ桑江南側地区

- ・都市圏及び地域間の一体性を高める道路ネットワークの形成について以下を検討。
 - 内環状道路：地区内の連携・交流と活力を育む道路ネットワーク
 - 外環状道路：地区へのアクセス性を高めるとともに通過交通を抑制し地区内の人中心の交通体系を形成

② 陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム

- ・隣接するキャンプ桑江（北側地区）及びキャンプ桑江（南側地区）との連携について、周辺地区のまちづくりと分断が生じないように留意しながら検討。
- ・幹線道路は計画していない。

③ キャンプ瑞慶覧

2) インダストリアル・コリドー等

- ・共同使用道路が壁になる可能性が高い。宜野湾市側の北側と連携する必要がある。
- ・地区内の道路配置への落とし込みを検討する必要がある。

3) 施設技術部地区内の倉庫地区の一部

- ・当地区と既存市街地を連絡する主要道路等や区画道路の具体化に際し、地権者からの要望として「減歩率の緩和」が挙げられたことから、白比川の管理用通路（県管理）を共有化し公共減歩の緩和を目指している。

4) ロウワー・プラザ住宅地区

- ・公共交通等の具体的な内容は次年度以降の委託業務の中で検討を進めていきたいと考えている。
- ・交通結節点の構想として、胡屋十字路でのバスタ整備事業が検討されている。
- ・跡地利用で位置づけた交通結節点との関係の整理は必要であり、関係部署と連携し、必要に応じ構想の中に盛り込んでいきたい。

5) 喜舎場住宅地区の一部

- ・宜野湾北中城線の一部拡幅も合わせて検討するとなると返還が伸びる可能性があるためと沖縄防衛局より話を頂いている。
- ・地権者からは北中城村 IC と近接しているが需要があるのかといった意見は挙げられた。

⑥ 普天間飛行場

- ・「宜野湾横断道路」については、主要幹線道路の交通機能を備えた道路構造と跡地内を東西に横断するルートで導入することを想定。今後、道路の規格、構造、ルート、緑化等に関する計画や土地利用と連携した沿道まちづくりに関する計画に反映。

⑤牧港補給地区

- ・東西の「浦添都市軸」、南北の「地区幹線」については必要不可欠であり、国道 58 号など周辺の状況を踏まえ、必要なネットワークを検討。
- ・地区内の地形の高低差を踏まえた軸の設定が必要。

⑥那覇港湾施設

- ・現時点では、検討していない。

【沖縄鉄軌道の計画を踏まえた導入機能や公共交通システム等】

- ・公共交通の導入検討は、県上位計画における基幹バス路線等や鉄軌道に関する検討成果の参照がみられるものの、詳細なルート等が公表されていないため、具体的な検討ができていない。
- ・令和 5 年度にパーソントリップ調査が実施される。

関係市町村ヒアリング（本報告書 II-109）

①キャンプ桑江南側地区

- ・当地区は国道 58 号に近接し、将来、複数の公共交通を選択することが期待されるため、詳細な検討を行っていく予定。
- ・パークアンドライドを目的の一つとした駐車場も予定。将来、この駐車場付近に鉄軌道の駅が設置されることに期待を寄せている。
- ・新たな公共交通体系（LRT 等）の形成と利用促進に向けて、交通結節点としてパークアンドライドの駐車場用地を確保。

③キャンプ瑞慶覧

2) インダストリアル・コリドー等

- ・当地区は国道 58 号に近接し、将来、複数の公共交通を選択することが期待されるため、詳細な検討を行っていく予定。
- ・一部の地権者は大きく期待しているが、北谷町としては鉄軌道との連携は難しいと認識。
- ・交通結節点構築には鉄軌道が重要な要素。パーソナルモビリティやフィーダー交通のあり方を今後検討したい。

4) ロウワー・プラザ住宅地区

- ・公共交通等の具体的な内容は次年度以降の委託業務の中で検討を進めていきたいと考えている。
- ・交通結節点の構想として、胡屋十字路でのバスタ整備事業が検討されている。
- ・跡地利用で位置づけた交通結節点との関係の整理は必要であり、関係部署と連携し、必要に応じ構想の中に盛り込んでいきたい。

⑥普天間飛行場

- ・鉄軌道及び駅の配置については、国及び県の沖縄鉄軌道の計画等を踏まえ、跡地中央部を通るルートを想定。
- ・跡地及び西海岸地域、西普天間住宅地区跡地間を結ぶ移動手段として公共交通網の整備を想定。鉄軌道を含む公共交通軸を補完するフィーダー交通に関する計画に反映。

⑤牧港補給地区

- ・具体的な検討はまだ行っていない。

⑥那覇港湾施設

- ・現時点では、検討していない。

【歩行者ネットワーク、ウォークアブル等】

- ・具体的な導入機能や配置が決まらない中で歩行者ネットワークの検討着手が難しい状況にあり、跡地内部における歩行者ネットワークに関する具体的な検討はほとんど実施されていない。

- ・ 現在国をあげて「多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型まちづくり」が推進され、国内事例の蓄積も増えてきている。

関係市町村ヒアリング（本報告書 II-110）

②陸軍貯油施設第1 桑江タンク・ファーム

- ・ 歩行者ネットワークに関する検討について、具体的な検討は行っていない。

③キャンプ瑞慶覧

5) 喜舎場住宅地区の一部

- ・ 喜舎場スマート IC の機能強化について、返還区域の変更ができなかった場合の跡地利用も並行して検討する必要がある、マスタープランで示されている返還区域内でのフルインター化が可能か、また、フル化が難しかった場合は、ハーフインター化など、現在より機能強化をすることが可能か検討。

⑥普天間飛行場

- ・ 並松街道については、旧集落等とあわせて、文化及び景観を継承するものとして、周辺市街地も含めて並松街道の全体像が見える空間づくりを推進。「普天満宮参詣道」としての史跡指定や首里城公園との連携も視野に入れつつ、跡地における整備手法や跡地と普天満宮とを結ぶ区間等の周辺市街地における空間づくりの方向等について検討を行い、関連する計画に反映。

⑤牧港補給地区

- ・ 道路としての動線のみでなく、建物を活用した歩行者動線についても検討。
(例：横浜みなとみらい 21)
- ・ 市は自転車歩行者ネットワークの取組無し。
- ・ 道路用地は減歩負担につながる。大街区化して高架で歩行者ネットワークを構築するアイデアはある。(みなとみらい)

2) 広域的公園・緑地の整備基本方針

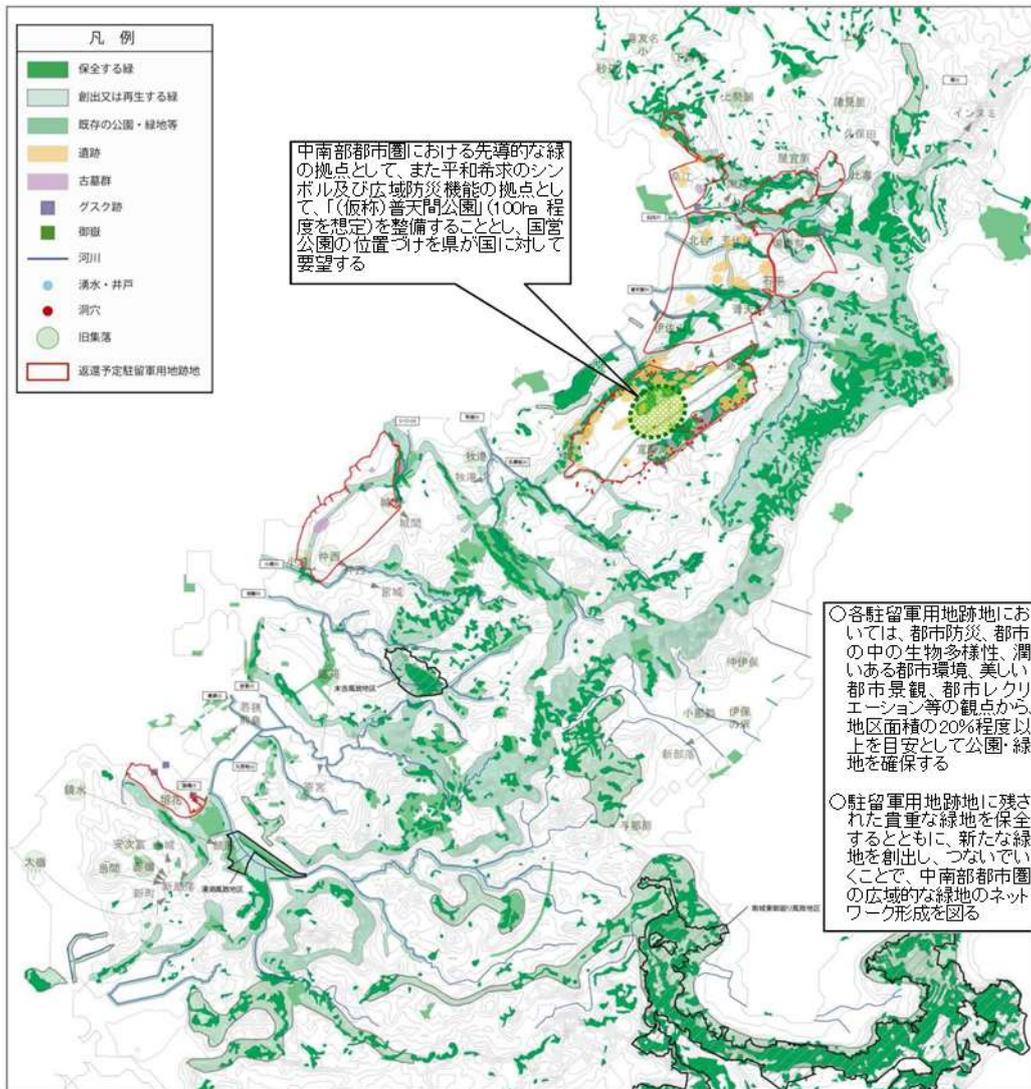
① 「広域構想」の記載

【「広域構想」における意義・目的】

- ・中南部都市圏では、沖縄戦や戦後の急激な都市開発で緑地の多くが失われた。
- ・現在ある緑地をできるだけ保存するとともに、新たな緑地を創出することが必要。
- ・基地跡地に残された緑地を保全し、つないでいくことで、広域的な緑地ネットワークの形成を目指す。

【広域的公園・緑地の整備方針】

- ・駐留軍用地跡地の既存緑地の保全及び新たな緑地の創出。
- ・広域的な緑地のネットワーク形成。
- ・「（仮称）普天間公園」の整備及び国営大規模公園として位置付けるよう国へ要望。
- ・各跡地において、地区面積の20%程度以上の公園・緑地の確保。



図Ⅲ-3 広域的公園・緑地の整備基本方針図

② 現況と課題

【広域構想に示される公園・緑地面積の確保等について】

- ・残存緑地及び斜面緑地を有する地区では公園・緑地の目標を達成することが可能な見込みとなっている一方で、残存緑地が少ない、または都市的土地利用が可能な地区では目標達成が困難と考えられている。

関係市町村ヒアリング（本報告書 II-111）

①キャンプ桑江南側地区

- ・開発ができない急斜面地が存在し、更には先行取得で取得した傾斜地を含めるとかなりの緑地面積があるが、地区面積の20%を超えることは難しい状況。

②陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム

- ・地区内で60%程度確保する事となっているが、地区の大部分は、傾斜地に緑が広がっており、開発エリアは限られることが想定されるため、可能と考えられる。
- ・先行取得も想定にあるが、その実施時期について具体の計画はない。

③キャンプ瑞慶覧

2) インダストリアル・コリドー等

- ・地区全体が平坦、残存する緑地が無いことを踏まえると地区面積20%の公園・緑地の面積確保は容易ではない。
- ・西普天間地区にまとまった緑地がある中で、本地区にも緑地を設けるのは説明が難しい。

3) 施設技術部地区内の倉庫地区の一部

- ・隣接する丘陵地（約6ha）は国史跡の「北谷城跡」として保全していくことから20%以上の公園・緑地の確保は可能。

4) ロウワー・プラザ住宅地区

- ・沖縄市の買取目標面積(21,700 m²)のうち、45%を達成、令和4年度も新たに1,551 m²を取得予定。
- ・北中城村の買取目標面積(11,000 m²)のうち、96%を達成、令和4年度は新たに222 m²を取得。以降も残り面積の取得に向け先行取得を予定。
- ・沖縄市では、地区の北側が斜面、緑地帯になっていることから、その辺りを公園・緑地とすることで達成可能であると考えている。
- ・北中城村では、跡地利用のゾーニングによるが、緑地として残さざるを得ない場所は存在する為、バランスをとったゾーニングを検討していきたいと考えている。今後、動植物の調査等を実施する中で保護、保全が必要な場所がでてくる可能性もある。

5) 喜舎場住宅地区の一部

- ・現時点では、検討していない。

⑥普天間飛行場

- ・跡地利用におけるまちづくりを牽引する区域を大規模公園エリアと位置づけ、大規模公園と都市的土地利用が融合したまちづくりを国家プロジェクトとして推進。

⑥牧港補給地区

- ・先行取得や公共減歩により達成可能の見込。ただし、地区全体に本当に必要な面積について再度検討していきたい。
- ・民地活用など公共用地で20%以上の緑地が必要かの議論が必要

⑥那覇港湾施設

- ・現時点では、検討していない。

【上記の達成に向けた方策や、達成困難な理由】

- ・先行取得事業を行うにあたり財政的な課題がある。
- ・土地売却希望者の数が減少している。

- ・返還時期が不確定な中、現時点で売却することの金銭的なメリットを明確に説明できない。

関係市町村ヒアリング（本報告書 II-112）

- ①キャンプ桑江南側地区
 - ・達成困難な理由として、財政的問題、売却希望者の減少。
- ③キャンプ瑞慶覧
 - 2) インダストリアル・コリドー等
 - ・北谷町では、少しでも緑地面積を確保するために先行取得事業を検討。
 - ・宜野湾市では、現地調査ができない為、どこまで公園緑地を取得すべきか検討中。
 - 4) ロウワー・プラザ住宅地区
 - ・地権者への売却の判断材料等になりえる情報発信に力を入れている。情報発信の手法として、案内文の送付、地権者会での場情報発信、勉強会の参加役員に地権者の知り合いがいる場合は声かけをお願いする等市しながら情報発信を行っている。
 - ・借地料の金額差異や相続関係、抵当権がある為売買ができなかった等の話が挙げられている。
 - ・沖縄市と比べ北中城村の買収の達成率が高い理由としては、法面と緑地が多いことが考えられる。
 - 5) 喜舎場住宅地区の一部
 - ・宜野湾北中城線の一部拡幅も合わせて検討するとなると返還が伸びる可能性がある。と沖縄防衛局より話を頂いている。
 - ・地権者からは北中城村 IC と近接しているが需要があるのかといった意見は挙げられた。
- ⑤牧港補給地区
 - ・確保するための緑地では地権者負担につながる。
 - ・公園緑地の機能は民地でも創出可能ではないか。

【緑のネットワーク形成に向けた取組】

- ・緑のネットワークに関する具体的な検討はほとんど実施されていない。

関係市町村ヒアリング（本報告書 II-109）

- ①キャンプ桑江南側地区
 - ・中南部都市圏全体の斜面緑地の連続性や北谷城跡、伊礼原遺跡をはじめとした文化資源との一体性を確保することに配慮し、自然力を保全。
- ②陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム
 - ・現時点において、具体的な検討は行っていない。
- ③キャンプ瑞慶覧
 - 2) インダストリアル・コリドー等
 - ・北谷町では具体的な検討は行っていない。
 - ・宜野湾市の緑の基本計画を踏まえ連携。北谷町とは緑の調整等を行っていない。
 - 3) 施設技術部地区内の倉庫地区の一部
 - ・現時点において、具体的な検討は行っていない。
 - 4) ロウワー・プラザ住宅地区
 - ・現時点では検討していない。
 - 5) 喜舎場住宅地区の一部
 - ・現時点では、検討していない。
- ⑥普天間飛行場
 - ・大規模公園エリアにて、地下水涵養に寄与・空間利用を図るためネットワーク状に緑地を配置、また平和希求のシンボルとなる拠点空間整備を推進するとともに、周辺市街地の利用も考慮した広域防災機能にも考慮する。

⑤牧港補給地区

- ・西海岸開発との一体性は検討して行きたい。
- ・自然林が残っている箇所を緑の拠点の一つとして活用したい。

⑥那覇港湾施設

- ・現時点では、検討していない。

③ 「広域構想」の見直しについて

広域的公園・緑地において、上位・関連計画を踏まえて整合すべき事項はみられなかったが、現状の公園・緑地面積の20%以上の確保について、現制度手法を前提にすると、一部の駐留軍用地において実現困難である状態にあることは留意する必要がある。

3) 跡地振興拠点の形成方針

① 「広域構想」の記載

【「広域構想」における意義・目的】

- ・沖縄の自立的経済発展を担う重要なリーディング産業や機能の立地・集積を促進するためには、国内および海外からの進出を誘引するのに適した、国際競争力を持った戦略的な受け皿空間の整備が必要になる。中南部都市圏の駐留軍用地跡地においては、こうした受け皿空間として、「跡地振興拠点地区」の創設を計画する。

【「跡地振興拠点地区」の整備基本方針】

- ・沖縄の次世代を担うリーディング産業の振興や機能の立地を目的とした跡地振興拠点地区を各駐留軍用地跡地に導入
- ・跡地振興拠点地区への立地を誘導する産業・機能の類型（タイプ）を想定し、中南部都市圏での役割分担の方向及び各地区の特性を踏まえて配置

【中南部都市圏で想定される産業タイプと産業集積のイメージ】

上位・関連計画である「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」との整合を考慮し、産業集積のイメージに赤字の項目について反映を検討。

表Ⅲ-3 中南部都市圏で想定される産業タイプと産業集積のイメージ

リーディング産業 (タイプ)	産業集積のイメージ
リゾートコンベンション産業	<ul style="list-style-type: none"> ■ MICE施設産業(会議・研修・セミナー、報奨・招待旅行、大会・学会・国際会議、展示会等の関連) ■ 滞在型リゾート産業(長期滞在宿泊産業、ツーリズムサービス業、マリナー・フィッシャリーナ、クルーズ観光等)等
文化産業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 芸術文化産業(アート、音楽、舞踏等) ■ 都市型エンターテインメント産業(ショー&レストラン、音楽バー、シアター、アミューズメント等) ■ 食文化産業(世界各国料理、郷土料理等) ■ 伝統文化産業 観光資源型芸能等 ■ 文化観光(文化資源の観覧、体験活動)等
先端情報通信産業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 情報サービス産業(データセンター、クラウドサービス事業者、高度コールセンター等) ■ ソフトウェア開発業 ■ デジタルコンテンツ業 等
健康産業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 健康ケアサービス産業(エステティック、スパ、スポーツ健康プログラム、フィットネス等) ■ 健康バイオ産業、健康食品産業、健康関連研究機関 等
医療・生命科学産業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高度(先進)医療機関(再生医療、がん治療等) ■ 医療関連製造業(創薬、医療機器等) ■ ライフサイエンス産業 ■ 医療ツーリズム受入機関 人間ドック、リハビリ) 等
環境・エネルギー産業	<ul style="list-style-type: none"> ■ スマートグリッド関連産業(HEMS 関連 IT 産業等) ■ 再生可能エネルギー関連産業(太陽光発電等) ■ リサイクル関連産業 ■ 脱炭素社会の実現 等
都市型農業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 植物工場、アグリコンビナート ■ テーマパーク型農林水産業 等
国際物流流通産業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 臨空型交易産業(物流、製造業、倉庫、保管・流通等) ■ 臨港型交易産業(物流、加工・製造、倉庫、保管・流通等) 等
スポーツツーリズム	<ul style="list-style-type: none"> ■ スポーツ施設(全天候型多目的施設、サッカー・野球・陸上等の屋外競技施設、屋内競技施設等) ■ キャンプ・合宿関連施設・サービス業 ■ スポーツ交流拠点、スポーツコンベンション拠点の形成 等
海洋産業	<ul style="list-style-type: none"> ■ マリンバイオテクノロジー産業 ■ ブルーエコノミー (海洋資源の保全・活用など) 等

新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画

第4章 基本施策

1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して

(1) 世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成

ア 脱炭素島しょ社会の実現に向けたエネルギー施策の推進

・国が宣言した 2050 年カーボンニュートラルに連動して、本県もエネルギーの脱炭素化・自立分散化・地産地消化や省エネルギー対策の強化を推進する。(32 頁)

(3) 持続可能な海洋共生社会の構築

・深刻化する海洋ごみ問題から美しい海浜環境を守り、ブルーエコノミーを先導する地域として、豊かな海洋資源を活用した新たな産業の創出や、総合的に海洋政策を推進していくことが課題です。このため、海洋島しょ圏としての SDGs への貢献及びブルーエコノミーの先導的な展開に取り組みます。(42 頁)

3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して

(2) 世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革

ウ 多彩かつ質の高い観光の推進

③ 質の高いクルーズ観光の推進

・クルーズ寄港地の分散化と県内での周遊を促進することにより、より広い範囲・分野に経済効果を波及させるため、県内周遊クルーズや着地型観光を図るとともに、受入施設、二次交通及び周辺環境の整備を進め、観光交流拠点としての寄港促進に向けて取り組みます。(95 頁)

(6) 沖縄の優位性や潜在力を生かした新たな産業の創出

イ 沖縄のソフトパワーを生かした新事業・新産業の創出

① 文化芸術に関する産業の創出・振興

・琉球舞踊、組踊、沖縄音楽、エイサー等の世界に誇れる優れた文化資源を活用した観光コンテンツの開発や認知度向上を図ることによる文化観光の推進をはじめとして、様々な分野における文化芸術の産業化に必要なノウハウを持った人材の育成や、文化芸術に係るビジネスを支える環境の整備に取り組みます。(111 頁)

(9) 世界にはばたき躍動する「スポーツアイランド沖縄」の形成

ア スポーツ関連産業の振興と地域の活性化

① スポーツコンベンションの推進とスポーツ交流拠点の形成

・スポーツコンベンションの核となる J 1 規格スタジアムの整備、地域・観光交流拠点となるスポーツ関連施設の整備・充実や老朽化・耐震化対策等を推進するとともに、スポーツ交流の受入拠点の充実に取り組みます。(126 頁)

【中南部都市圏の駐留軍用地で想定する機能のイメージ】

上位・関連計画である「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」との整合を考慮し、具体的施設等のイメージに赤字の項目について反映を検討。

表Ⅲ-4 中南部都市圏で想定される機能の分野及び具体的施設等のイメージ

機能の分野	具体的施設等のイメージ
①国際協力・貢献機能	<ul style="list-style-type: none"> ■国際協力拠点(国立感染症研究所サテライトオフィス、健康危機管理情報センター、ESGに優れた環境の創造等) ■国際災害援助拠点(災害・救急医療の基幹医療施設等) ■アジア・太平洋地域の共通課題研究機構 ■国家プロジェクトを推進する受け皿としての場等
②産業支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ■インキュベーション施設、工芸産業振興拠点施設 ■リサーチパーク、サイエンスパーク ■オープンソースソフトウェア活用促進センター ■ICTを活用したアイランド・スマートグリッド ■アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点、臨空・臨港都市 ■海外展開のビジネス交流拠点 ■国際情報通信拠点等
③研究開発機能	<ul style="list-style-type: none"> ■総合的な研究交流・情報発信拠点 ■国際的な災害研究施設 ■海洋資源調査・研究施設 ■テストベッド・アイランド(実証実験・社会実装等) ■海洋調査・開発の支援拠点等
④専門人材育成機能	<ul style="list-style-type: none"> ■高度で実践的な情報系人材育成機関、アジアIT研修センター ■アジアOJTセンター機能強化等
⑤広域防災機能	<ul style="list-style-type: none"> ■避難施設・避難経路、備蓄物資整備(拠点)等

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画

<p>第2章 基本的課題</p> <p>3 基本的課題</p> <p>(3) 沖縄におけるSDGs推進の優先課題</p> <p>・沖縄らしいSDGsの推進に向けては、企業を含む多様な主体の参画や連携を促進するとともに、SDGsの達成や地域課題の解決に資する様々な取組や事業が創出される体制を構築し、ESGに関する企業活動や地域課題解決に向けた取組等を促進することが必要です。(16頁)</p> <p>第4章 基本施策</p> <p>1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して</p> <p>(1) 世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成</p> <p>ア 脱炭素島しょ社会の実現に向けたエネルギー施策の推進</p> <p>① 再生可能エネルギー等のクリーンなエネルギーの導入促進</p> <p>・エネルギーの地産地消化、電力系統の安定運用や社会全体の効率的な電力使用に向けて、ICTを活用した「アイランド・スマートグリッド」のシステム確立や蓄電池の導入支援等に取り組みます。(32頁)</p> <p>(3) 持続可能な海洋共生社会の構築</p> <p>イ ブルーエコノミーの先導的な展開</p> <p>② 海洋調査・開発の支援拠点形成に向けた取組の推進</p> <p>・本県周辺海域に賦存する可能性が高い海底熱水鉱床等の海底資源に関して、将来の産業化を見据え、国の調査・研究の情報収集を行うなど国や関係機関と連携しながら、</p>

海洋調査・開発の支援拠点形成の検討に取り組みます。(45 頁)

3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して

(3) デジタル社会を支える情報通信関連産業の高度化・高付加価値化

イ 国際的な情報通信拠点の形成

② 情報通信産業集積拠点の機能強化と情報通信基盤の利用促進

・沖縄 IT 津梁パーク等の拠点において、アジア企業と県内企業が連携してビジネス開発に取り組む環境を整備するため、市町村等と連携し、国内外双方向ビジネスの交流、スタートアップ等が集積する拠点施設の整備及び国内・アジア企業と県内企業との連携・協業による新たなビジネス開発を促進します。また、沖縄 IT 津梁パークに入居する企業の就業環境の充実に向けて利便施設等の整備を促進し、更なる企業の集積と雇用の創出に取り組みます。(100 頁)

(4) アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成と臨空・臨港型産業の集積

・本県がアジアのダイナミズムを取り込むとともに、アジアの発展に貢献できる「互恵」の理念に基づいた「アジア・ゲートウェイ」を早期に実現するためには、那覇空港、那覇港及び中城湾港新港地区を機軸とする国際物流拠点の形成と、臨空・臨港型産業の集積に取り組む必要がある。特に、那覇空港・港湾エリアは、国内外他空港の周辺地域に比べて極めて利便性の高い環境を備えている。これらの地域をシームレスかつ計画的に開発することにより、魅力的なビジネス交流拠点として更なる発展が期待できる。本基本施策の展開においては、本県の東アジアの中心に位置する地理的優位性等を生かし、アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成と、臨空・臨港型産業の集積を目指す。(101 頁)

第5章 克服すべき沖縄の固有課題

1 克服すべき沖縄の固有課題

(2) 駐留軍用地跡地の有効利用による県土構造の再編

イ 解決の方向性

・跡地を活用した骨格的な道路網の整備や鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入、大規模公園の整備や国際的な交流・貢献拠点の核となる高次都市機能の導入等について、国家プロジェクトとして国に求め、我が国全体あるいはアジアや世界においても際立つ最先端のプロジェクトを推進する受け皿を創出する。(182 頁)

第6章 県土のグランドデザインと圏域別展開

1 県土全体の基本方向

(2) 我が国の南の玄関口における臨空・臨港都市と新たな拠点の形成

・県全体及び離島エリアを実証実験の場、テストベッド・アイランドとして、国家戦略特区制度の積極的な活用等をはじめ、効果的な規制改革を積極的に推進していく必要がある。(194 頁)

② 現況と課題

- ・ほとんどの駐留軍用地においては、跡地利用が進んでいない中、現時点で産業振興や機能展開に関する検討が出来る状態ではない。
- ・返還時期が不確定な状態では、企業側のニーズ把握が難しい。
- ・市町村としては産業振興に関する役割分担を意識しているが、地権者にはまだ理解を得られていない。

表Ⅲ-5 跡地利用計画における「産業」の位置づけ

駐留軍用地跡地	キャンプ桑江南側地区		第1桑江タンク・ファーム		キャンプ瑞慶覧			普天間飛行場		牧港補給地区		那覇港湾施設	
	広域構想	跡地利用検討	広域構想	跡地利用検討	広域構想	※1	※2	広域構想	跡地利用検討	広域構想	跡地利用検討	広域構想	跡地利用検討
						跡地利用計画	跡地利用検討						
リゾートコンベンション産業	○	■	■	■	◎	■	■	◎	○	◎	■	◎	■
文化産業	◎	■	■	■	○	■	■	◎	■	◎	■	◎	■
先端情報通信産業	○	■	■	■	○	■	■	○	■	◎	■	○	■
健康産業	○	■	■	■	◎	■	■	○	■	◎	■	○	■
医療・生命科学産業	■	■	■	■	◎	■	■	◎	○	◎	■	◎	■
環境・エネルギー産業	■	■	■	■	○	■	■	◎	○	○	■	■	■
都市型農業	■	■	■	■	◎	■	■	○	■	○	■	■	■
国際物流流通産業	■	■	■	■	■	■	■	■	■	◎	■	◎	■
スポーツツーリズム	■	■	■	■	◎	■	■	◎	■	○	■	◎	■
海洋産業	■	■	■	■	■	■	■	■	■	◎	■	○	■
複合産業	◎	■	■	■	○	■	■	◎	■	○	■	◎	■

○：広域構想に位置づけられている産業

■：跡地利用計画に位置づけられている産業

■：跡地利用計画が策定された地区

■：跡地利用計画が策定中及び今後策定予定の地区

(※1) キャンプ瑞慶覧のうち、西普天間住宅地区について整理

(※2) キャンプ瑞慶覧のうち、西普天間住宅地区以外の地区について整理

表Ⅲ-6 跡地利用計画における「機能」の位置づけ

駐留軍用地跡地	キャンプ桑江南側地区		第1桑江タンク・ファーム		キャンプ瑞慶覧			普天間飛行場		牧港補給地区		那覇港湾施設	
	広域構想	跡地利用検討	広域構想	跡地利用検討	広域構想	※1	※2	広域構想	跡地利用検討	広域構想	跡地利用検討	広域構想	跡地利用検討
						跡地利用計画	跡地利用検討						
① 国際協力・貢献機能	○	■	○	■	○	■	○	○	○	○	○	○	○
② 産業支援機能	○	■	○	■	○	■	○	○	○	○	○	○	○
③ 研究開発機能	○	■	○	■	○	■	○	○	○	○	○	○	○
④ 専門人材育成機能	○	■	○	■	○	■	○	○	○	○	○	○	○
⑤ 広域防災機能	○	■	○	■	○	■	○	○	○	○	○	○	○

○：広域構想に位置づけられている機能

■：跡地利用計画に位置づけられている機能

■：跡地利用計画が策定された地区

■：跡地利用計画が策定中及び今後策定予定の地区

(※1) キャンプ瑞慶覧のうち、西普天間住宅地区について整理

(※2) キャンプ瑞慶覧のうち、西普天間住宅地区以外の地区について整理

関係市町村ヒアリング（本報告書 II-113）

- ① キャンプ桑江南側地区
 - ・グローバル化に対応できる人材を育成するための環境整備の推進。
- ② 陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム
 - ・具体的な検討は行っていない。
- ③ キャンプ瑞慶覧
 - 2) インダストリアル・コリドー等
 - ・宜野湾市では、先端情報通信や医療生命産業が考えられる。既存のITインキュベーション機能は意識したい。
 - 3) 施設技術部地区内の倉庫地区の一部
 - ・具体的な検討は行っていない。
 - 4) ロウワー・プラザ住宅地区
 - ・現時点では検討していない。
 - 5) 喜舎場住宅地区の一部
 - ・現時点では、検討していない。
- ⑥ 普天間飛行場
 - ・「リゾートコンベンション産業」、「医療・生命科学産業」、「環境・エネルギー産業」等を候補として県内外からの機能誘致の促進や産業等の創出に向けた受け皿を整備。
 - ・国際協力・貢献機能については、新たな国際ビジネス拠点の形成を目標として導入。
 - ・産業支援機能、研究開発機能、専門人材育成機能については、西普天間住宅地区跡地と連携した学術研究拠点の形成を目標に導入。
 - ・広域防災機能については、大規模公園エリアに広域防災活動拠点としての機能を備えた計画づくりを推進。

⑤牧港補給地区

- ・企業誘致は必要だと考えているが、具体的にどの分野の企業を誘致するかは今後の課題。

⑥那覇港湾施設

- ・現時点では、検討していない。

4) 土地利用の基本方針

① 「広域構想」の記載

【「広域構想」における意義・目的】

- ・中南部都市圏の駐留軍用地跡地全体における土地利用の基本方針は、広域的な観点から以下のおりとする。最優先に確保すべきものとして、中南部都市圏において総量が特に不足していることを踏まえ「公園・緑地」を位置づけ、続いて跡地を活用した振興発展の観点から「跡地振興拠点地区」、次に「その他の公共用地、商業地、住宅地」という優先順位を想定する。

【土地利用の基本方針】

- 最優先に確保すべき用地を「公園・緑地」とする。
 - ・今後の中南部都市圏において、ゆとりと潤いのある生活環境の確保、沖縄らしい景観の形成、環境共生型の新たなライフスタイルの創出などを実現していく上で、駐留軍用地内及び周辺の公園・緑地が非常に重要である。このため、各跡地では地区全体面積の20%程度以上を確保する方針とする。
- 次いで優先度の高い用地を「跡地振興拠点地区」とする。
 - ・駐留軍用地跡地は広域的視点と戦略的視点の両面から、今後の沖縄経済をけん引していく新たな成長産業や機能創出の貴重な空間であり、各跡地の有する特性を活かした産業・機能を立地誘導する跡地振興拠点地区の適正な規模の確保と配置に努めることとする。
- さらに、その他の公共用地、商業地、住宅地という優先順位を想定する。
 - ・跡地振興拠点地区への立地を誘導する産業・機能の類型（タイプ）を想定し、中南部都市圏での役割分担の方向及び各地区の特性を踏まえて配置

② 現況と課題

- ・「公園・緑地」を最優先に確保することとされているが、「公園・緑地」を最優先とする地区の他、「住宅地」を最優先とする地区や、地権者の意向を踏まえ「商業・業務用地」を最優先とする地区もあった。
- ・土地利用の優先順位や規模について、地権者と調整しつつ今後検討するという地区もあった。
- ・ほとんどの市町村において、現時点で跡地振興拠点に関する検討をしていないという回答となった。

関係市町村ヒアリング（本報告書 II-114）

①キャンプ桑江南側地区

- ・まちづくりのテーマである「美しい自然に囲まれ、洗練された都市の空間の中で人びとが安全に安心して住み、学び、働き、集い地域の再生が未来と世界につながるまち」を踏まえ、人・もの・ことが集まったコンパクトなまちづくりを目指す。
- ・跡地振興拠点については専門人材育成機能の立地に向けて検討を進めているが、具体的な土地の確保については、現在のところ定まっていない。

②陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム

- ・土地利用について各区分の優先順位は想定しているが、規模については具体的な検討は行っていない。
- ・跡地振興拠点については、現時点では検討していない。

③キャンプ瑞慶覧

2) インダストリアル・コリドー等

- ・北谷町では、土地利用の規模や優先順位は、地権者と調整しつつ今後検討予定。
- ・宜野湾市では経済発展を掲げているが、土地利用については地権者意向、民間ニーズを踏まえて検討したい。市として誘致したい企業も今後検討予定。
- ・跡地振興拠点については、現時点では検討していない。

3) 施設技術部地区内の倉庫地区の一部

- ・現時点において、具体的な検討は行っていない。

4) ロウワー・プラザ住宅地区

- ・現時点では検討していない。

5) 喜舎場住宅地区の一部

- ・地権者の約8割が「貸したい、売りたい」の意向が示されたことや当地区への進出を希望する企業の出現などから、商業・業務地を第一としたまちづくりを検討。
- ・跡地臨港拠点については、現時点では検討していない。

⑥普天間飛行場

- ・活用すべき自然・歴史特性を「公園・緑地」として確保することを最優先とする。緑地空間構成の考え方を踏まえ、土地利用及び交通網の配置の考え方をとりまとめる。
- ・跡地振興拠点については、自立経済の構築等に向けて、広大な空間における優れた環境づくりやまとまりある用地供給の可能性を活かして、アジアのダイナミズムを取り込み、県内外からの新たな機能の導入に向けた基幹産業等の集積拠点や新たな振興拠点にふさわしい受け皿を整備する。

⑤牧港補給地区

- ・土地利用においては、宅地の共同利用を見据えた大街区の設定を検討。
- ・住宅は令和2年のアンケートより戸建て住宅用地を想定。
- ・商業は幹線道路沿道での配置見込。(大規模商業の競合はしない)
- ・産業も商業も含めた大街区化を目指し、住宅以外の土地では収益が挙げられる土地としたい。

⑥那覇港湾施設

- ・土地利用、跡地振興拠点について現時点では検討していない。

5) 広域構想の現況整理・成果検証に関する上位・関連計画のとりまとめ

広域構想の基本方針に関する上位・関連計画について、以下のとおり整理した。

① 広域交通インフラ

広域構想の現況整理・成果検証（広域交通インフラ） 【凡例】 ①～⑨：広域構想の各項目に対応した項目、●：広域構想に位置付けのない項目

駐留軍用地	①キャンプ桑江南側地区	②陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム	③キャンプ瑞慶覧					④普天間飛行場	⑤牧港補給地区	⑥那覇港湾施設			
			1)西普天間住宅地区	2)インダストリアル・コリド一等	3)施設技術部地区内の倉庫地区の一部	4)ロウワー・プラザ住宅地区	5)喜舎場住宅地区の一部						
市町村	北谷町	北谷町	宜野湾市	宜野湾市/北谷町	北谷町	沖縄市/北中城村	北中城村	宜野湾市	浦添市	那覇市			
中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想 (平成25年1月、沖縄県 関係市町村)	①広域都市圏構造の再編に必要な「中部縦貫道路」を整備する。(14頁) ②西海岸側と東海岸側を連絡する「中部横断道路」「宜野湾横断道路」を整備する。(14頁) ③一体的中南部都市圏の形成に必要で、広域観光交通やコンパクトなまちづくりにも寄与する「鉄軌道を含む新たな公共交通」の導入を検討する。(14頁) ④BRT(基幹バスシステム)やLRT、自転車(専用)道路等の新たな交通基盤は、今後の関連調査等の動向をみながら導入を検討する。(14頁)												
	⑤西海岸や隣接地とのネットワークを考慮し地区内「幹線道路」及び「補助幹線道路」を位置づける。(25頁) ③④交通渋滞の緩和や定時・定速性の確保はもとより、高齢化社会や環境、健康の時代に対応する魅力の高いBRT(基幹バスシステム)、LRT、自転車(専用)道路の導入を検討する。(25頁)			⑥地区へのアクセス道路を整備検討する。(28頁)					⑦⑧中南部の都市構造の再編・適正化を促す「中部縦貫道路」と東西を結ぶ「中部横断道路」を整備する。(30頁) ③「鉄道を含む新たな公共交通」の導入を検討する。(30頁) ④那覇や他の拠点間を結ぶ利便性の高い公共交通システム(軌道系交通、BRT等)の導入を検討する。(30頁)		⑨⑩広域幹線道路として、「中部縦貫道路」及び「宜野湾横断道路」を整備する。(33頁) ①②整備にあたっては、地域コミュニティの形成に留意することとし、地下化も含めて検討する。(34頁) ③広域公共交通軸として位置づけられる「鉄道」の導入検討とともに、地区内への鉄道駅の導入を検討する。(34頁) ⑦地区内の骨格をつくる「幹線道路」を整備する。(34頁) ④地区内外の円滑な移動に資する新たな公共交通システム(LRT、BRT等)の導入を検討する。(34頁) ⑧歴史的復元と自然再生の意義を持つ、並松街道を整備する。(34頁)		⑨地区内幹線道路として、牧港補給地区を東西に結ぶ「浦添都市軸(浦添シンボルロード)」及び南北に結ぶ「地区幹線」等を整備する。(37頁) ③④広域的な経済発展に資する新たな交通基盤として、魅力の高い公共交通システム(LRT、BRT等)の導入を検討する。(37頁)
県計画 (令和4年10月、沖縄県)	①②③④中南部都市圏において返還が予定されている大規模な駐留軍用地跡地は、本件の新たな発展のための貴重な空間であり、当該跡地の有効利用は、県土における広大駐留軍用地の存在に起因する都市構造の歪みを是正し、県民の安全・安心と良好な生活環境の回復に向けた県土構造の再編につながる大きなインパクトを有していることから、長期的視点に立ち、将来の沖縄の発展の推進力となる魅力・活力の創出と均衡ある県土のランドデザインの下、跡地を活用し、次代につながる望ましい交通ネットワークの構築を図る見地から、広域的な幹線道路の整備や鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入等、先端技術や新技術等を先駆的に導入・利活用するスマートシティ等の近未来の都市づくり等の方向性が示されている。(15頁) ①②③④駐留軍用地跡地は、広域的かつ総合的なビジョンの下、交通インフラを含む都市基盤の整備など、県土構造の再編につながる戦略的な跡地利用を推進し、本県全体ひいては我が国の未来を牽引する新しい都市づくりに向けて、駐留軍用地跡地の有効利用を具体化していく。(20頁) ①③南北骨格軸：那覇、沖縄、名護の拠点都市、空港、港湾の広域交通拠点、駐留軍用地跡地の振興拠点の相互間等での多様な産業活動や、中南部都市圏の南北軸上市街地内での多様な活動を担う骨格軸。(51頁) ・産業・物流軸：那覇空港、那覇港、中城湾港を基軸とする国際物流拠点の形成と国際物流産業等の集積により取り扱われる貨物や企業活動、県民生活に必要な物資の流動を支える産業・物流軸。(51頁) ①②駐留軍用地跡地を活用した骨格的な道路網の検討。(54頁) ③④骨格軸となる鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入。(54頁)												
											●3次生活圏の核である那覇市は、本県の行政、産業等の機能が集積し、国際交流都市機能や臨空・臨港都市機能など高度な都市機能を有する拠点都市を形成。(50頁) ●総合物流センター等の国際物流拠点を構成する主要施設の戦略的な強化・拡充等を推進する。(43頁)		

駐留軍用地	①キャンプ桑江南側地区	②陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム	③キャンプ瑞慶覧					④普天間飛行場	⑤牧港補給地区	⑥那覇港湾施設
			1)西普天間住宅地区	2)インダストリアル・コリド一等	3)施設技術部地区内の倉庫地区の一部	4)ロウワー・プラザ住宅地区	5)喜舎場住宅地区の一部			
市町村	北谷町	北谷町	宜野湾市	宜野湾市/北谷町	北谷町	沖縄市/北中城村	北中城村	宜野湾市	浦添市	那覇市
市町村計画 <交通基本計画> ・那覇市 ・浦添市 ・沖縄市 <都市交通マスタープラン> ・北中城村 ・宜野湾市 <地域公共交通網形成計画> ・那覇市 ・沖縄市 <地域公共交通計画(素案)> ・北谷町	④広域アクセスに配慮しつつ、各公共機関の機能・役割に応じた地域公共交通網の形成を目指す。(68頁) ④国道58号を運行し、那覇市、名護市、読谷村など周辺市町村との広域的な移動を可能とする路線で、また、まちづくりの根幹に寄与する重要な機能を担う交通。(70頁) ④広域幹線公共交通を補完し、町内や周辺市町村との広域的な移動や那覇空港と宿泊施設等を連絡する交通。(70頁) ④交通結節点については、「北谷町都市計画マスタープラン素案」の都市交通体系に関する方針で交通結節点に位置づけられている美浜駐車場と新たな拠点となる広場や交通結節点の整備について検討を進められているキャンプ桑江南側地区とする。(70頁)					④ロウワープラザ住宅地区については、国道330号沿道に位置することから、交通結節拠点等、村の活性化や魅力向上に寄与する土地活用を検討する。(36頁)	●喜舎場ハウジング地区については、喜舎場スマートICのフルインターの用地、商業・業務等の沿道型土地利用推進の場、また公共施設用地としての活用を検討する。(36頁) ●喜舎場ICについては、現在スマートICとして整備されていますが、将来的には駐留軍用地の返還地を活用してフルインター化を推進し、広域アクセス性の更なる向上を図る。(40頁)	①②③嘉手納以南の大規模返還を契機とした中南部都市圏の新しい広域計画を与件として、宜野湾市全体の幹線道路網再編と跡地のまちづくりの両立に向けた道路配置パターンの素案とし、検討中の中南部都市圏を縦貫する公共交通軸は、跡地のまちづくりから大きな期待が寄せられているため、跡地に導入される場合を想定し配置する素案とする。(11頁) ⑦(仮称)宜野湾11号の整備:普天間飛行場の部分返還に伴う整備を行う。(68頁) ①基地返還を契機に、中部縦貫道路を基幹都市軸として既成市街地と基地跡地を連絡する都市骨格を形成するとともに、産業振興をはじめとする都市活力の向上に資するネットワークを構築する。(参5-7頁) ⑦特にコンベンションリゾート、国際学園都市などの市内の都市拠点間の有機的な連携を図る。(参5-7頁) ③交通渋滞の緩和、市民の利便性の向上、自然環境への負荷の軽減等に資するため、関係機関(国・県等)と連携を図りながら、公共交通の利用を促進するとともに、普天間飛行場跡地利用等を念頭に置いた軌道系交通システムの導入を検討する。(参5-4頁)	③牧港補給基地跡地においては、鉄軌道を含む新たな公共交通システムを中心に公共交通を主とした交通体系構築の実現が期待される。(187頁)	③多様な利用者ニーズに応じた移動手段の構築に向け、広域的な公共交通と市内の公共交通を有機的に結節させ、公共交通ネットワークの形成を図る。(105頁) ③広域基幹交通としての鉄軌道を含む新たな公共交通システム。(109頁) ④基幹交通としてのモノレール、LRT、基幹バス。(109頁) ④他市町村を結ぶ広域の移動を担うバス路線については、LRTなどの基幹の公共交通で代替した分のリソースの活用だけでなく、那覇市・周辺地域が協力して、路線を維持することに向けた連携。例えば、①補助の実施、②事業者と協力した運転手確保等の取り組み、③行政発信の利用促進等。(156頁)

駐留軍用地	①キャンプ桑江南側地区	②陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム	③キャンプ瑞慶覧					④普天間飛行場	⑤牧港補給地区	⑥那覇港湾施設
			1)西普天間住宅地区	2)インダストリアル・コリドー等	3)施設技術部地区内の倉庫地区の一部	4)ロウワー・プラザ住宅地区	5)喜舎場住宅地区の一部			
市町村	北谷町	北谷町	宜野湾市	宜野湾市/北谷町	北谷町	沖縄市/北中城村	北中城村	宜野湾市	浦添市	那覇市
跡地利用に関する計画 ※検討状況	<p>道路ネットワーク</p> <p><都市圏及び地域間の一体性を高める道路ネットワークの形成></p> <p>⑤広域幹線道路(国道58号、県道24号線バイパス)。</p> <p>⑤幹線道路(県道24号線/既設、幹線①/伊平桑江線の延伸)。</p> <p>⑤補助幹線道路(5路線を計画)。</p> <p>※幹線道路及び補助幹線道路の一部は、周辺道路と連結して「内環状道路」、「外環状道路」としてネットワークを形成。</p>	<p>⑥広域連携と町内各地区との連携に資する道路網を整備する。</p> <p>⑥沖縄北谷線と桑江北側地区をつなぐ補助幹線道路を整備する。</p>	<p>●西普天間住宅地区には、県道宜野湾北中城線と国道58号を結ぶ幹線道路(西普天間線)が通る予定となっているが、インダストリアル・コリドーが返還されるまでの間は袋地となることから、国道58号と同地区をつなぐアクセス道路(高架式)を共同使用することで平成27年12月に日米間で合意された。このアクセス道路は、平成28年度から基礎調査に着手し、平成30年度に実施設計を行い、令和2年度から工事に着手しており、関係機関と連携しながら早期の供用開始に向け、取組みを進めている。</p> <p>●さらに幹線道路(西普天間線)と県道81号線を連絡する補助幹線道路(喜友名線)を配置し、地区内で発生集中する交通を処理する。</p> <p>●幹線道路(西普天間線)と補助幹線道路(喜友名線)は、電線類地中化を計画する。</p>	<p>●平成30年度から、西普天間住宅地区跡地と国道58号をつなぐアクセス道路(高架式)の整備に向けた取組みを進めている。</p>	<p>●返還地区と既成市街地を連絡する主要道路等の整備により、周辺市街地や幹線道路への交通の円滑化を図る。</p> <p>●上記道路を軸として、生活環境、自然環境、防災面等に配慮した区画道路等を適正に配置する。</p> <p>●接道が国号58号のみとならないよう、地区外北側との橋梁での接続を確認する。</p>	-	<p>●喜舎場住宅地区内にある喜舎場スマートICは、現在上り(那覇方面)への合流入口のみとなっているため、上り下りの出入口を備えたICを整備するフルインターチェンジを検討している。</p> <p>●平成26年度から平成29年度にかけて喜舎場スマートIC地区協議会の下部組織である作業部会の開催、平成29年度にはフルインターチェンジ概略図を作成した。</p>	<p>①②広域幹線道路として、地区中央部を南北に通過する「中部縦貫道路」、東西に通過する「宜野湾横断道路」が計画されている。</p> <p>①中部縦貫道路は、返還時期が示されていないキャンプ瑞慶覧の一部を通過する計画であることから、ルート及び整備効果について、宜野湾横断道路とともに検討が進められている。</p> <p>⑦宜野湾市の将来都市像の実現に向けた幹線道路網の再編と交通環境の魅力向上を目標として、跡地を利用した幹線道路網を整備。</p> <p>⑧首里城から普天満宮までつながっていた「並松街道」の継承を目標として、跡地においては、その一体性・連続性を踏まえつつ、周囲の土地利用と相乗する形態を検討し、周辺市街地においても、「並松街道」の全体像が見える空間づくりを推進。</p>	<p>⑨市全体の道路網計画との整合や、基本計画方針における幹線道路の位置づけ等を踏まえ、牧港補給地区の骨格道路を想定する。また、地形条件や土地利用計画との整合等に留意しながら、支線道路として主要区画道路や区画道路、歩行者専用道路を配置する。</p> <p>⑨東西方向のにぎわい・交流軸(浦添都市軸)は、市のシンボルロードとして、地区外部分との通りとしての一体性や道路景観等に配慮した道路計画とする。</p>	-
公共交通	<p><地区への訪れやすさを高める交通結節機能の形成></p> <p>④地区の都市機能集積が進む中で、自動車交通の混雑を抑制し、歩行者安全性や訪れやすい地区の形成に向けて、集約的な駐車場を確保する。</p> <p>④新たな公共交通の整備に応じてターミナル機能の検討を進める。</p>	-	<p>③④跡地利用計画は、「鉄道を含む新たな公共交通」及び那覇や他の拠点間を結ぶ利便性の高い公共交通システム(軌道系交通、BRT等)の導入について直接的な関係はないが、インダストリアル・コリドー地区での導入検討したいでは連携を模索する。</p>	<p>③④基幹バスや鉄軌道等の広域的な交通施策の取組みとの整合を図り、県や庁内担当部署等の関係機関と連携し、本地区での交通結節機能のあり方や役割を明確にした上で、望ましい公共交通体系の構築を図る。</p>	-	-	<p>③中南部都市圏を縦断する「鉄軌道を含む新たな公共交通軸」に関する検討が進められている。</p> <p>③鉄軌道の概ねのルートや主な構造等についての概略計画である「沖縄鉄軌道の構想段階における計画書」を沖縄県が平成30年5月に策定した。</p>	<p>③④上位計画の位置づけを踏まえ、にぎわい・交流軸等に将来の公共交通の導入を想定する。</p>	<p>③④那覇空港と他の拠点間を結ぶ利便性の高い公共交通システムの導入を検討する。</p>	
歩行者	<p><地区内のゆとり・うまい空間の形成や地区の滞在・滞留を生み出す歩行者ネットワークの形成></p>	<p>●国道58号の立体横断を検討する等、歩行者が安全快適に回遊できる歩行者ネットワークを形成する。</p>	-	-	-	-	-	<p>●幹線道路や補助幹線道路を活用し、主要な拠点や施設を結ぶ自転車歩行者路を計画する。</p>	-	

② 公園・緑地、歴史文化財・景観

広域構想の現況整理・成果検証（公園・緑地、歴史文化財・景観） 【凡例】 ①～⑩：広域構想の各項目に対応した項目、○：広域構想に位置付けのない項目

駐留軍用地	①キャンプ桑江南側地区	②陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム	③キャンプ瑞慶覧					④普天間飛行場	⑤牧港補給地区	⑥那覇港湾施設
			1)西普天間住宅地区	2)インダストリアル・コリド一等	3)施設技術部地区内の倉庫地区の一部	4)ロウワー・プラザ住宅地区	5)喜舎場住宅地区の一部			
市町村	北谷町	北谷町	宜野湾市	宜野湾市/北谷町	北谷町	沖縄市/北中城村	北中城村	宜野湾市	浦添市	那覇市
中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想 (平成25年1月、沖縄県 関係市町村)	<p>①駐留軍用地に残された貴重な緑地を保全するとともに、新たな緑地を創出し、つないでいくことで、中南部都市圏の広域的な緑地のネットワーク形成を図る。(16頁)</p> <p>②各跡地においては、都市防災、都市の中の生物多様性、潤いある都市環境、美しい都市景観、都市レクリエーション等の観点から、地区面積の20%程度以上を目安として公園・緑地を確保する。(16頁)</p> <p>③中南部都市圏における先導的な緑の拠点として、また平和希求のシンボル及び後期防災機能の拠点として、「(仮称)普天間公園」(100ha程度を想定)を整備する。(16頁)</p> <p>④広域的公園については、国営大規模公園((仮称)普天間公園)の位置づけを県が国に対して要望する。(16頁)</p> <p>⑤地主負担につながらないよう、優遇制度を活用した土地先行取得など、実現のための効果的な手だてを導入する。(16頁)</p> <p>⑥整備後の公園・緑地の維持管理が円滑に行われるような仕組みを導入する。(16頁)</p> <p>⑦公園・緑地とともに、基地跡地における歴史文化資源の保全・復元等を一体的に進める。(16頁)</p>									
	<p>①既存斜面緑地を保全しネットワークする。(26頁)</p> <p>⑦⑧コミュニティ形成、防災機能等に留意した都市公園(緑地)の配置を推進する。(26頁)</p> <p>⑦住宅ゾーンに身近な公園緑地を配置する。(26頁)</p> <p>②地区の20%以上の公園・緑地を配置する。(26頁)</p> <p>⑥地区内に分布する遺跡・古墳群、旧桑江集落の遺物散布地等の歴史的資源は事前調査を行うことにより地域の景観資源としての保全活用のあり方を方向づける。(26頁)</p> <p>⑨斜面地の貴重な既存緑地を広域緑地ネットワークを構成する景観資源等として保全活用する。(26頁)</p> <p>⑨北東部をクサティにして西に広がる平地景観を活かし、職住近接のまちにふさわしい統一感ある街並み景観を形成する。(26頁)</p>	<p>①既存の斜面緑地を保全・再生・創出しネットワークする。(28頁)</p> <p>⑦⑧コミュニティ形成、防災機能等に留意した都市公園(緑地)の配置を推進する。(28頁)</p> <p>②地区の60%程度の公園・緑地を配置する。(28頁)</p> <p>⑥地区内に分布する遺跡・史跡等の歴史的資源は確認されておらず、近接する伊礼原遺跡や桑江遺物散布地等との連携による地域資源としての活用を図る。(28頁)</p> <p>⑨斜面地の貴重な既存緑地を広域緑地ネットワークを構成する景観資源等として保全活用する。(28頁)</p> <p>⑨眺望景観を活かし緑に囲まれた落ち着いた街並み景観を形成する。(28頁)</p>	<p>①貴重な既存斜面緑地や河川沿い緑地を保全・再生・創出しネットワークする。(30頁)</p> <p>⑦⑧コミュニティ形成、防災機能等に留意した都市公園(緑地)の配置を推進する。(30頁)</p> <p>⑦住宅ゾーンに身近な公園緑地を配置する。(30頁)</p> <p>②地区の20%以上の公園・緑地を配置する。(31頁)</p> <p>③大規模公園の設置についても検討する。(31頁)</p> <p>⑥地区内に分布する北谷グスクやチュンナーガー(国指定)、その他多くのかつての旧集落跡に分布した御嶽・村ガー(湧水)などの貴重な歴史的資源は事前調査のもと地域の景観資源として保全活用を図る。(31頁)</p> <p>⑨白比川と普天間川が西流する水と緑の豊かな地区であることから、斜面地及び河川沿いの貴重な既存緑地を中心にネットワークを形成し、地域の景観資源等として保全活用を図る。(31頁)</p> <p>⑨変化に富んだ地区特性を活かし、見る・見られる景観を意識した緑豊かなゆとりある街並み景観を形成する。(31頁)</p>	<p>①公園・緑地空間の配置については、地区に想定される産業・機能の活動や連携を分断させない、周辺コミュニティの利用のしやすさ、地下にある水資源との関係、西側斜面緑地の保全などに配慮して決める。(34頁)</p> <p>③大規模公園は、広域的緑地ネットワーク機能、地下水系の保全、平和希求のシンボル性、好氣的な防災機能を最大限発揮させるにふさわしい位置に配慮する。(34頁)</p> <p>②大規模公園の全体整備規模は、概ね100ha程度を想定する。(34頁)</p> <p>⑩地盤環境(洞穴)の保全や地下水系に配慮する。(34頁)</p>	<p>①既存緑地の保全に努め、周辺緑地と連携しネットワーク化を図る。(38頁)</p> <p>⑥歴史的資源を活かし整備を図る。(38頁)</p> <p>⑩海洋資源を活かした水辺空間の活用を図る。(38頁)</p> <p>①地区に立地が想定される産業の活動や連携を分断させないように配置する。(38頁)</p> <p>⑦⑧公園・緑地の防災機能、アメニティ機能、交流機能等を最大限発揮させる位置に配置する。(38頁)</p> <p>②全体整備規模は全面積に対する割合で20%以上を想定。(38頁)</p> <p>③西海岸開発とも連携した大規模公園や海岸を活用した大規模公園も検討する。(38頁)</p> <p>⑥地区内に歴史的資源が数多く存在したことから、貴重なものは地域の景観資源等としての保全活用を図る。(38頁)</p> <p>⑥浦添グスクに連なる石灰岩段丘斜面地や牧港川、小湾川河口部の既存緑地を中心にネットワークを形成し、地域の景観資源として保全活用を図る。(38頁)</p> <p>⑩都市のウォーターフロントとして、カーミージー周辺の自然海浜の保全と里浜としての活用を推進する。(38頁)</p> <p>⑨低地と台地を活かし、人・海・文化が感じられ環境にもやさしい街並み景観を形成する。(38頁)</p>	<p>⑩ウォーターフロントに面して都心の憩いの場となる都市型プロムナードを配置する。(41頁)</p> <p>①親水環境、歴史的資源、中心市街地への近接性、周辺の既存公園緑地等を踏まえた緑地ネットワークを形成する。(41頁)</p> <p>⑦跡地振興拠点地区にも身近な公園を配置する。(41頁)</p> <p>②地区の20%以上の公園・緑地を配置する。(41頁)</p> <p>⑥地区内には三重グスク跡や御物グスク跡、屋良座森グスク跡、袋中寺跡などの琉球王国を支えた歴史的遺産のほか、儀間の嶽、儀間ノ口火之神、君南風、土帝君、糸満馬車軌道駅などの地域資源も存在したことから、歴史的港湾を感じさせるよう、地区内の歴史的資源を景観資源として活かす。(42頁)</p> <p>④市民や来訪者にとって貴重な都心のウォーターフロントを活かし、水辺と歴史的資源が感じられる国際的水準の街並み景観を形成する。(42頁)</p>				

駐留軍用地	①キャンプ桑江南側地区	②陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム	③キャンプ瑞慶覧					④普天間飛行場	⑤牧港補給地区	⑥那覇港湾施設
			1)西普天間住宅地区	2)インダストリアル・コブー等	3)施設技術部地区内の倉庫地区の一部	4)ロウワー・プラザ住宅地区	5)喜舎場住宅地区の一部			
市町村	北谷町	北谷町	宜野湾市	宜野湾市/北谷町	北谷町	沖縄市/北中城村	北中城村	宜野湾市	浦添市	那覇市
県計画	沖縄県広域緑地計画 (平成30年3月、沖縄県)	<p>②将来市街地面積の30%以上の緑地確保を目標とする。(61頁) ○長期的には、住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡以上確保することを目指す。(71頁) ⑦駐留軍用地跡地の緑地については、跡地利用の中で公園確保と共に地域制緑地の導入を検討する。(84頁) ①安心・快適なまちの緑化や美ら島沖縄のまちの顔づくりを広げるために、みどりの回廊の形成を図る。(85頁) ⑥⑧大規模な駐留軍用地跡地を生かした文化の公園の整備と防災避難の場の確保。(91頁) ⑥世界遺産の歴史や文化遺産を生かした歴史の公園と周辺一帯の整備。(91頁) ①鳥尻の丘や流域の環境とグスク一帯の歴史的環境や眺望・風致の保全を図り、対象とする緑地を市街化の傾向や保全の重要性に応じて段階的に確保(風致地区、緑地保全地域、緑化地域、生産緑地地区等の地域制緑地の導入、市民緑地制度の促進と連携などを検討)。(91頁) ⑦市町村の住区基幹公園の整備を促進する。また、民間による市民緑地の整備を促す。(91、102頁) ①公共施設や民有地における緑化を促進し、緑陰のある潤いあるみどりのまちを目指す。(91、102頁) ○駐留軍用地跡地利用や丘陵部を活かしたこどもの国公園の整備。(102頁) ⑩①天願川・比謝川水系や中城湾岸～勝連一帯の斜面などの圏域の骨格を形成するみどりの環境の保全を図り、対象とする緑地を、市街化の傾向や保全の重要性に応じて段階的に確保(風致地区・緑地保全地域等の地域制緑地導入、市民緑地の促進連携検討)。(102頁) ①森と川と海辺とまちをつなぐみどりの形成、グスクから望むみどりの景色と入り江の再生、金武湾の豊かな海を保全し、みどりの豊かな潤いのある生活空間の創出を図る。(102頁) ○スポーツ・レクリエーション活動ができるこどもの国公園の供用整備を進める。(106頁) ⑥利用域を2つに分けて、圏域に不足しているテーマ性を持った新たな公園を配置する。西海岸：駐留軍用地返還跡地利用(歴史の散策)。 ①各市町村の公園と連携を図り、みどりのレクリエーションネットワークを形成する。(106頁) ①中部広域都市圏では、合計16.6㎡/人を目標とし、「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想」で計画されている公園の実現、身近な公園の整備、既存施設の質の向上を促進する。(107頁)</p>								
	緑の美ら島づくり行動計画 (平成24年3月、沖縄県)	<p>①今後返還が予定されている大規模な駐留軍用地の利用にあたっては、跡地に残された自然環境を調査し、保全および再生することにより、環境づくりを先導し、中南部都市圏の広域的な緑地ネットワークの形成を目指します。(26頁) ⑩跡地の土地利用においては、中南部都市圏の中での緑・水環境・生物多様性等の役割を踏まえ緑地を確保した上で、それ以外の区域での都市的土地利用を図ります。(26頁) ⑩跡地内の環境にとどまらず、水循環を通じて周辺環境へ大きな影響を及ぼすことを考慮し、跡地における公園・緑地の確保や緑地等により保水機能の確保を図り、下流部の環境(湧水・湿地)の保全を図ります。(26頁) ⑩⑨駐留軍用地等を中心とした琉球石灰岩台地の崖地、湧水、洞穴等の保全を図るとともにこれらを活用し、一体となった生活空間・景観の保全と再生を図ります。(26頁) ⑩普天間飛行場等の駐留軍用地跡地では、斜面、湧水、洞穴、海岸等と一体となった樹林地の保全と洗剤自然植生への回復を促進し、中南部都市圏における生物多様性の拠点を形成し、これらと周辺斜面緑地、河川緑地等をあわせ、生物多様性を保持する緑地ネットワークを形成します。(26頁) ⑦宅地敷地内の緑化等により、宅地における保水機能の確保と、緑に包まれた市街地景観の形成を図ります。(26頁)</p>								

駐留軍用地	①キャンプ桑江南側地区	②陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム	③キャンプ瑞慶覧					④普天間飛行場	⑤牧港補給地区	⑥那覇港湾施設
			1)西普天間住宅地区	2)インダストリアル・コロード等	3)施設技術部地区内の倉庫地区の一部	4)ロウワー・プラザ住宅地区	5)喜舎場住宅地区の一部			
市町村	北谷町	北谷町	宜野湾市	宜野湾市/北谷町	北谷町	沖縄市/北中城村	北中城村	宜野湾市	浦添市	那覇市
市町村計画 みどりの基本計画	<p>○軍用地返還などの大規模土地利用返還に合わせ、沖縄県広域緑地計画の長期目標量である20㎡/人を目指します。(29頁)</p> <p>②キャンプ瑞慶覧返還などの大規模土地利用返還に合わせ、沖縄県広域緑地計画の長期目標量である30%を目指します。(29頁)</p> <p>⑦軍用地返還後の跡地利用が行われる際には、適正配置・規模に考慮し、都市公園を整備します。(48頁)</p> <p>①軍用地内に残された緑については、返還後の跡地利用の際に、都市公園化を検討します。(49頁)</p>	<p>⑥⑨駐留軍用地跡地について、文化財を活用した歴史交流機会の創出と景観形成を図ります。(60頁)</p> <p>①「みどりの拠点」を結び市内の公園・緑地等のネットワークを形成する「みどりの回廊」を確保します。(60頁)</p> <p>⑦市民と協働で住宅地内に点在するみどりの保全・活用を図ります。(60頁)</p> <p>②市街地の緑化推進を図り、長期的に市全体の緑被率30%以上を目指します。(64頁)</p>	<p>【宜野湾市】</p> <p>⑥⑨駐留軍用地跡地について、文化財を活用した歴史交流機会の創出と景観形成を図ります。(60頁)</p> <p>①「みどりの拠点」を結び市内の公園・緑地等のネットワークを形成する「みどりの回廊」を確保します。(60頁)</p> <p>⑦市民と協働で住宅地内に点在するみどりの保全・活用を図ります。(60頁)</p> <p>②市街地の緑化推進を図り、長期的に市全体の緑被率30%以上を目指します。(64頁)</p> <p>【北谷町】</p> <p>○軍用地返還などの大規模土地利用返還に合わせ、沖縄県広域緑地計画の長期目標量である20㎡/人を目指します。(29頁)</p> <p>②キャンプ瑞慶覧返還などの大規模土地利用返還に合わせ、沖縄県広域緑地計画の長期目標量である30%を目指します。(29頁)</p> <p>①軍用地返還後の跡地利用が行われる際には、適正配置・規模に考慮し、都市公園を整備します。(48頁)</p> <p>①軍用地内に残された緑については、返還後の跡地利用の際に、都市公園化を検討します。(49頁)</p>	<p>○軍用地返還などの大規模土地利用返還に合わせ、沖縄県広域緑地計画の長期目標量である20㎡/人を目指します。(29頁)</p> <p>②キャンプ瑞慶覧返還などの大規模土地利用返還に合わせ、沖縄県広域緑地計画の長期目標量である30%を目指します。(29頁)</p> <p>①軍用地返還後の跡地利用が行われる際には、適正配置・規模に考慮し、都市公園を整備します。(48頁)</p> <p>①軍用地内に残された緑については、返還後の跡地利用の際に、都市公園化を検討します。(49頁)</p>	—	—	<p>⑥⑨駐留軍用地跡地について、文化財を活用した歴史交流機会の創出と景観形成を図ります。(60頁)</p> <p>①「みどりの拠点」を結び市内の公園・緑地等のネットワークを形成する「みどりの回廊」を確保します。(60頁)</p> <p>⑦市民と協働で住宅地内に点在するみどりの保全・活用を図ります。(60頁)</p> <p>②市街地の緑化推進を図り、長期的に市全体の緑被率30%以上を目指します。(64頁)</p>	<p>○10.8㎡/人(1人当たり都市公園等面積(2030年目標))。</p>	<p>①拠点と拠点をつなぐ役割を果たす川や水辺の緑、道路植栽などライン状の緑をつくり育て、緑のネットワーク網の充実を図ります。(38頁)</p> <p>○8.48㎡(1人当たり都市公園等面積(長期目標))。(40頁)</p> <p>②緑地の量はおおむね現状を維持することを目指します(緑地面積の割合:20%)。(42頁)</p>	

駐留軍用地	①キャンプ桑江南側地区	②陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム	③キャンプ瑞慶覧					④普天間飛行場	⑤牧港補給地区	⑥那覇港湾施設
			1)西普天間住宅地区	2)インダストリアル・コビル等	3)施設技術部地区内の倉庫地区の一部	4)ロウワー・プラザ住宅地区	5)喜舎場住宅地区の一部			
市町村	北谷町	北谷町	宜野湾市	宜野湾市/北谷町	北谷町	沖縄市/北中城村	北中城村	宜野湾市	浦添市	那覇市
	<p>⑦②キャンプ桑江地区内の都市公園などの整備を進めることにより、公園不足地域の解消を目指すとともに、面積水準の向上を目指します。(29頁)</p> <p>②キャンプ桑江の跡地利用に関する緑化などにより、緑地面積割合の水準向上を目指します。(29頁)</p> <p>⑦③キャンプ桑江南側地区内での都市公園の整備を推進します。(48頁)</p> <p>⑤地域意向を踏まえ、都市緑地保全法や都市計画法、景観法などを活用し、地区特性に合わせた緑化を推進します。(58頁)</p> <p>①本地区内に残る斜面緑地について、返還後の保全方策を検討します。(58頁)</p> <p>⑤地区内の道路の植栽に関する計画、工事、維持管理などの各段階において町民参加の機会づくりに努めます。(58頁)</p> <p>⑤植栽の種類や緑化方法の選定にあたっては、地域の気候や立地特性、道路に期待される機能、利用者ニーズ、維持管理方法など多角的な観点から検討します。(58頁)</p> <p>①都市公園整備については、適正配置・規模に考慮するとともに、地権者や事業者のニーズに配慮した公園づくりを推進します。(58頁)</p>		<p>①宜野湾海浜公園、比屋良川公園・嘉数高台公園、いこいの市民パーク、普天間宮周辺及び西普天間住宅地区を本市の魅力と個性を活かしたみどりの拠点として、積極的に活用します。(60頁)</p>					<p>⑦③普天間飛行場跡地に広域的な交流・レクリエーション・防災の拠点を形成。(59頁)</p> <p>⑥並松街道を歴史・文化のシンボルとして再生整備し、首里からつながる歴史文化軸及び広域的なみどりの軸を形成します。(60頁)</p> <p>③③「水とみどりと風のみち」と「並松街道」の調査部を中心に「広域緑地・振興拠点」を形成します。普天間公園(仮称)の整備と都市拠点・振興拠点の開発を一体的に実施し、「みどりの中のまち」を先導的に展開するシンボル拠点とします。また、広域防災拠点として活用します。(60頁)</p>	<p>②⑦地区全体面積の20%程度の公園緑地を確保し、各交流拠点に公園緑地を計画するとともに、交流拠点を結ぶにぎわい・交流軸に沿って公園緑地を計画することで、人々のにぎわいや交流を促進する。(134頁)</p> <p>③高台部と低地部の境界部分(高台端部)には、災害時の一次避難地や避難路となる公園緑地を配置するとともに、低地部から高台部への避難路も確保する。また、海の交流拠点における公園緑地は、にぎわい・交流機能に加えて津波・高潮被害等からの多重防御機能を担う公園緑地として位置づける。(134頁)</p> <p>①⑦公園緑地の配置に際しては、既存の緑(植生)の保全・活用や緑のネットワークの形成に留意する。また、住宅地区内においては、誘致距離等を考慮して近隣公園及び街区公園を適切に配置する。ただし、近隣公園及び街区公園の具体的な配置については、今後地権者の意向等を踏まえながら、支線道路の配置計画と合わせて検討するものとする。(134頁)</p>	

駐留軍用地	①キャンプ桑江南側地区	②陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム	③キャンプ瑞慶覧					④普天間飛行場	⑤牧港補給地区	⑥那覇港湾施設
			1)西普天間住宅地区	2)インダストリアル・コロード等	3)施設技術部地区内の倉庫地区の一部	4)ロウワー・プラザ住宅地区	5)喜舎場住宅地区の一部			
市町村	北谷町	北谷町	宜野湾市	宜野湾市/北谷町	北谷町	沖縄市/北中城村	北中城村	宜野湾市	浦添市	那覇市
都市計画マスタープラン			<p>①都市計画道路として西普天間線及び喜友名線を配置します。両路線とも景観重要公共施設として位置づけ、沿道空間の緑化等により緑のネットワークの形成に配慮した計画的な整備を推進します。(112頁)</p> <p>⑥斜面緑地は都市公園として位置づけ、「喜友名泉(チュンナガー)」をはじめとする湧水群や喜友名グスク、鍾乳洞(フウキアブ)などの歴史・文化資源の適正な保全・活用を図ります。また、地区の東側には街区公園を適正に配置します。(113頁)</p> <p>⑥⑦都市公園の整備にあたっては、多様な自然や文化財を周遊できる散策路の整備、災害時における防災拠点、周辺地域の身近なレクリエーション・健康増進の場としての役割を果たす公園機能の導入について検討します。(113頁)</p> <p>⑩特徴的な石灰岩堤や自然植生、貴重な動植物の生息・育成環境を有する「イシジャー」は、都市緑地として位置づけ保全を図ります。(113頁)</p>	<p>【宜野湾市】</p> <p>①都市計画道路として西普天間線及び喜友名線を配置します。両路線とも景観重要公共施設として位置づけ、沿道空間の緑化等により緑のネットワークの形成に配慮した計画的な整備を推進します。(112頁)</p> <p>⑥斜面緑地は都市公園として位置づけ、「喜友名泉(チュンナガー)」をはじめとする湧水群や喜友名グスク、鍾乳洞(フウキアブ)などの歴史・文化資源の適正な保全・活用を図ります。また、地区の東側には街区公園を適正に配置します。(113頁)</p> <p>⑥⑦都市公園の整備にあたっては、多様な自然や文化財を周遊できる散策路の整備、災害時における防災拠点、周辺地域の身近なレクリエーション・健康増進の場としての役割を果たす公園機能の導入について検討します。(113頁)</p> <p>⑩特徴的な石灰岩堤や自然植生、貴重な動植物の生息・育成環境を有する「イシジャー」は、都市緑地として位置づけ保全を図ります。(113頁)</p>		<p>【沖縄市】</p> <p>①緑道、沿道における街路樹整備により緑のネットワークを形成する。(63頁)</p>			<p>①⑥琉球王統発祥の地とされる本市には、浦添グスクなどの貴重な歴史資産が存在しており、これら歴史・文化そして水とみどりがネットワークし、人々がふれあうことのできる空間の整備に努め、「ウラオソイ廻廊プラン」の形成を図る。(52頁)</p>	<p>⑥緑を街路樹のネットワークでつなぎ、緑の軸の形成を促進します。(55頁)</p>

駐留軍用地	①キャンプ桑江南側地区	②陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム	③キャンプ瑞慶覧					④普天間飛行場	⑤牧港補給地区	⑥那覇港湾施設
			1)西普天間住宅地区	2)インダストリアル・コリドール等	3)施設技術部地区内の倉庫地区の一部	4)ロウワー・プラザ住宅地区	5)喜舎場住宅地区の一部			
市町村	北谷町	北谷町	宜野湾市	宜野湾市/北谷町	北谷町	沖縄市/北中城村	北中城村	宜野湾市	浦添市	那覇市
	<p>⑥キャンプ桑江跡地のまちづくりの推進にあたっては、地域内にある伊礼原遺跡やその辺の緑地等の自然を地域の貴重な資源として保全に努めます。さらに、これらの地域内及び地域に隣接して残る自然環境等を活用した個性豊かな地域づくりに努めます。(81頁)</p> <p>⑦本町に点在する伊礼原遺跡、北谷城跡及びちやたんニライセンターをはじめとする歴史・文化的資源や、白比川、新川、湧水及び地域に残された緑等の自然的資源を散策ポイントや本町の新たな観光資源として活用するための歩行者ネットワークづくりを推進します。そのため、特に伊礼原遺跡からつながる伊平線については、緑化および歩道整備等による歩行者ネットワークづくりを推進します。(81頁)</p> <p>⑧町内より発掘された貴重な出土遺跡やこれまで収集された歴史資料及び民俗資料を展示する博物館を伊礼原遺跡に隣接した場所に設置し、活用を推進します。また、伊礼原遺跡、博物館を本町の観光施設として活用し、西海岸地域と連携を図りながら地域の活性化に努めます。(81頁)</p>		<p>⑥西普天間住宅地区の斜面緑地には、国指定文化財である「喜友名泉(チュンナガー)」をはじめとする湧水群や喜友名グスク、鍾乳洞(フトウキアブ)などの自然文化資源が存在しています。点在する各種資源及び周辺を保全・活用するため、都市公園として地域住民の憩いの場、地域の歴史・環境学習の場としての整備を推進します。(64頁)</p>	<p>【宜野湾市】</p> <p>⑥インダストリアル・コリドール地区跡地では、旧集落としての歴史・文化的な背景や地形・自然環境等の地区特性など、地域資源と調和した安全で快適な跡地利用のあり方を検討します。(112頁)</p>				<p>④市民・県民が返還記念の喜びを県内外に発信する平和希求のシンボルとして、広域防災拠点機能を備えた普天間公園(仮称)の整備を目指します。普天間公園(仮称)は、国・県との連携・協働のもと、国営大規模公園としての整備を目指します。(64、117頁)</p> <p>⑤周辺市街地との連携を踏まえつつ、まちづくりの軸となる並松街道の再生に取り組みます。(64頁)</p> <p>⑥大規模跡地に残された自然資源を保全し、緑地を適正に配置することで、新たな市街地整備と一体となった、これまでに見られなかった「緑の豊かさ」を感じられる土地利用を目指します。(117頁)</p> <p>⑦公園・緑地の整備・保全にあたっては、地域特有の水循環の保全・活用に十分配慮しながら、新たに創出する住宅地の利便性や魅力向上に努めるとともに、公園・緑地が不足している既成市街地からの利用も見据えた適正配置を検討します。(117頁)</p> <p>⑧先進的な新しいまちづくりだけでなく、地域の歴史・文化の継承にも配慮した環境形成に取り組めます。並松街道や旧集落、隣接する既存樹林地や遺跡等を含むエリアについては、「宜野湾」の歴史が見えるまちづくりに向けて、並松街道や旧集落の再生と景観誘導による一体的な歴史景観づくりを推進します。(118頁)</p>	<p>①小湾川河口部など跡地に残る既存植生は、地域制緑地等による保全、活用に努めます。(116頁)</p>	

駐留軍用地	①キャンプ桑江南側地区	②陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム	③キャンプ瑞慶覧					④普天間飛行場	⑤牧港補給地区	⑥那覇港湾施設
			1)西普天間住宅地区	2)インダストリアル・コビル等	3)施設技術部地区内の倉庫地区の一部	4)ロウワー・プラザ住宅地区	5)喜舎場住宅地区の一部			
市町村	北谷町	北谷町	宜野湾市	宜野湾市/北谷町	北谷町	沖縄市/北中城村	北中城村	宜野湾市	浦添市	那覇市
跡地利用に関する計画	<p>(検討状況の整理より)</p> <p>①都市の憩いとるおいをもたらす緑の保全と高質な都市空間を演出する都市活動と一体となった公園の形成。</p>	<p>(検討状況の整理より)</p> <p>⑥伊礼原遺跡周辺の森と一体となった緑地・水辺の保全・整備を検討する。</p> <p>⑥⑩地区内に伊礼原遺跡のひとつの構成要素である湧き水がある。それらを守るために周辺の緑地保存が必要であり、伊礼原遺跡の指定範囲への追加を検討する。(平成29年12月26日 町担当者ヒアリングより)</p>	<p>(検討状況の整理より)</p> <p>①⑥⑧貴重な斜面緑地やインジャー緑地を保全するとともに地区に点在する公園・緑地を相互に連携させながら、防災機能の導入、文化資源との調和及び遊戯、健康、運動等総合的な利用に供する総合公園を検討する。</p> <p>⑥地区内に分布するチユンナーガー(国指定)やその他多くの旧集落跡に分布した御嶽・村ガ(湧水)などの貴重な歴史的資源は事前調査のもと地域の景観資源として保全活用を図る。</p>	<p>【宜野湾市】</p> <p>⑦オープンスペースの創出と生活空間に合わせた有効活用。</p> <p>⑦公園・広場や賑わい空間のオープンスペースを創出。</p> <p>⑦周辺の街並みや沖縄の気候に配慮した滞留の場など、潤いを与えるオープンスペースの創出を図る。</p>	<p>(検討状況の整理より)</p> <p>①⑦北谷城や緑地等との調和に配慮した身近な憩い・レクリエーションの場として斜面地下の緩衝緑地と一体となった街区公園を配置する。</p> <p>①北谷城及びその周辺環境の保全・活用のため、斜面地部分及び緩衝緑地帯となる斜面下の一部について配置し、傾斜度30度以上の急傾斜地のため、安全性確保を確認する。</p>	—	<p>○フルインターチェンジ概略図作成済み。</p>	<p>③公民連携の下、公園・緑地と都市的土地利用が融合した大規模公園エリアを整備。(38頁)</p> <p>⑥⑩③水循環の継承や自然・歴史特性の保全・活用、周辺市街地からの利用といった特性も活かし、都市基盤施設として都市全体の価値や魅力を高める公園・緑地整備。(38頁)</p> <p>⑤跡地の将来像である「世界に誇れる優れた環境の創造」を体現する取組として、大規模公園エリアの整備を位置づけ、従来の事業手法にとられない公民連携による新たな土地利用や機能導入、事業手法等を検討。(38頁)</p> <p>⑩跡地の特性を活かし、次世代に伝える環境づくりを目標に、水環境の継承の観点から自然・歴史特性の保全・活用と連携した公園等を整備。(39頁)</p> <p>1広域的な水のネットワークを継承する公園・緑地の整備。</p> <p>2水環境(地下水涵養)の継承と効果的な活用のための土地利用及び都市施設等整備。</p> <p>①⑥跡地の特性を活かし、次世代に伝える環境づくりを目標に、自然・歴史特性の保全・活用と連携した公園・緑地を整備。(40頁)</p> <p>⑦⑩跡地の新しい住宅地の魅力を県民・市民にアピールするとともに、公園・緑地が不足する周辺市街地からの利用を視野に入れて、身近な生き物やみどりとのふれあいの場となる公園・緑地を整備。(41頁)</p> <p>⑦跡地の住宅地の魅力向上に向けた公園・緑地の整備。</p> <p>○周辺市街地からの利用に配慮した公園・緑地の整備。</p>	<p>②都市のうるおいや魅力向上を図るための地区全体面積の20%程度の公園緑地の確保。</p> <p>⑦人々のにぎわいと交流を促進する、各交流拠点ににぎわい・交流軸沿いの公園緑地。</p> <p>③津波被害等からの多重防御機能や避難路・避難地の確保に留意した公園緑地。</p> <p>①緑のネットワークの形成に留意した公園緑地。</p> <p>⑦住宅地区内を中心とした近隣公園及び街区公園。(53頁)</p>	—

(3) 「西普天間住宅地区」をモデルとした具体的検証

関係市町村ヒアリングおよび宜野湾市公開資料から、西普天間住宅地区における広域構想の成果について整理した。

① 駐留軍用地跡地利用に期待されるまちづくりの方向性

- ・まちづくりの方向性（コンセプト）として、“沖縄健康医療拠点を核とした都市機能と水・みどり・文化の調和した住環境がつながるまち”を掲げており、「広域構想」での跡地利用の全体コンセプトにおける、“跡地振興拠点地区の形成による自立経済の構築”と“自然環境と歴史文化の保全・再生による豊かな都市環境の形成”に合致する。
- ・「広域構想」のキャンプ瑞慶覧における整備コンセプトの一つである「地区内外の居住機能に必要な安心面での生活の質を支える健康・医療関連産業の導入」に合致する。

② 広域交通インフラの整備基本方針

- ・「広域構想」では広域幹線道路（中部縦貫道路）のルート上にあったが、計画が見直され地区内のルートは撤廃となった。

③ 広域的公園・緑地の整備基本方針

- ・広域構想で掲げる目標（地区面積20%以上）に対し、先行取得事業で約7.3haを取得し約22.7%を達成（うち先行取得分が約63%）。

④ 跡地振興拠点の形成方針

- ・沖縄健康医療拠点を核としたまちづくりをコンセプトとしており、「広域構想」におけるキャンプ瑞慶覧で想定される産業タイプのうち、健康産業及び医療・生命科学産業と合致する。

⑤ 土地利用の基本方針

- ・「広域構想」においては、土地利用では公園・緑地の地区面積20%確保を最優先とし、跡地振興拠点地区、その他（公共用地、商業地、住宅地）の順で優先するものとしている。
- ・返還区域の約50.8haの内、沖縄健康医療拠点ゾーン（跡地振興拠点）が約16ha、区画道路等を含めた住宅ゾーンが約18～19ha、都市公園が約11ha、墓地ゾーンが約1haという土地利用の内訳となっており、「広域構想」の方針と合致している。